

第2回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年7月24日(木) 午後2時30分から

場所 祁答院町 いこいの村いむた池

川薩地区法定合併協議会

第2回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年7月24日(木)
午後2時30分から
場所：いこいの村いむた池(祁答院町)

会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 新委員委嘱状交付

4. 議 事

(1) 議案審議

議案第12号	新市名称の公募方法等(案)について	P 5
議案第13号	新市名称候補選定基準等(案)について	P 7
議案第14号	条例、規則等の取扱いについて	P 9
議案第15号	電算システム事業について	P13

(2) 提案事項

提案第 5号	使用料、手数料の取扱いについて	P22
提案第 6号	公共的団体の取扱いについて	P29
提案第 7号	上・下水道事業の取扱いについて	P58

(3) 報告事項

事務局体制について	P109
まちづくり広聴会実施要領について	P115
まちづくり広聴会の日程について	P116
川薩地区法定合併協議会市町村長調整会規程について	P117
川薩地区法定合併協議会幹事会規程について	P118
川薩地区法定合併協議会専門部会規程について	P120
川薩地区法定合併協議会分科会規程について	P122
川薩地区法定合併協議会事務局規程について	P123
川薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について	P127
川薩地区法定合併協議会財務規程について	P129
川薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について	P131
川薩地区法定合併協議会横断的主要事項に関する調整会議運営要領について	P133
川薩地区法定合併協議会横断的主要事項に関する調整会議作業部会運営要領について	P134
川薩地区法定合併協議会まちづくりプロジェクト会議運営要領について	P135
川薩地区法定合併協議会まちづくりプロジェクト会議検討部会運営要領について	P136
川薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム運営要領について	P137
事務の進捗状況について	P138
一部事務組合について	P139

(4) その他

次回協議会の開催等について	P141
---------------	------

5. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 八ル工	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	安田 文仁	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甕村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甕村
計画班員	山内 拓也	下甕村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

(1) 議案審議

議案第 1 2 号

新市名称の公募方法等 (案) について

川薩地区法定合併協議会における新市名称の公募方法については、別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

(議案第 1 2 号の別紙)

() 新市名称の公募実施等 (案) について

1 公募の目的

- (1) 住民の合併問題に対する関心の喚起を図る。
- (2) 合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- (3) 新市名を幅広く公募することにより、幅広い意見の集約を図る。
- (4) 新市名を幅広く公募することにより、川薩地区 (川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村) の知名度の向上を図る。

2 公募内容

合併新市にふさわしい市名を公募する。

3 公募方法

次の内容について募集要項を定め、公募を行う。

(1) 応募資格

とくに制限を設けない。

(2) 応募方法

応募は、次に掲げる方法で、応募用紙等には 1 点だけ記入、一人何点でも応募できるが、応募数は選定基準としない。

なお、同一人の同一名称の応募は 1 点限りとする。

イ 応募用紙 (事務局で作成する専用応募用紙で切手不要)

ロ 官製はがき

ハ ファックス

ニ ホームページ

応募の際には、必要事項として、新市名称(漢字の場合は、必ず「ふりがな」を振ること)、その意味・命名の理由、住所、氏名、年齢、性別及び電話番号を明記することとする。(年齢及び性別は省略可)

電話での受付は行わないが、応募用紙は各市町村合併担当窓口及び事務局でも受付ける。

(3) 公募期間

平成 1 5 年 8 月 1 2 日から平成 1 5 年 9 月 1 2 日 (消印有効) までとする。

(4) 周知方法

協議会だより・各市町村広報誌・ホームページ・新聞等により周知する。

(5) 発表

川薩地区法定合併協議会において、新市名が決定された後、協議会だより、各市町村広報紙及びホームページで発表する。

(6) 賞品

イ 名付け親大賞 1 名 「賞状、1 0 万円分商品券又は旅行券 (但し、児童・生徒の場合は 1 0 万円分図書券) 及び地元特産品」

ロ 名付け親賞 最高 1 0 名 「賞状、1 万円分商品券 (但し、児童・生徒の場合は 1 万円分図書券) 及び地元特産品」

ハ 優秀賞 最高 2 0 名 「賞状、5 千円分商品券 (但し、児童・生徒の場合は 5 千円分図書券) 及び地元特産品」

(7) 使用する文字

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用し、漢字の場合には必ず「ふりがな」を振ることを明記する。

(8) 現在の9市町村名の使用について

表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったものは無効。

(現在の9市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら無効。)

ただし、現在の9市町村名に組み合わせた名称については有効。

(9) 新市名称の決定の流れ

合併協議会内に設置する新市名候補選定小委員会において、選定基準を定め、それに基づき応募作品の中から候補名を5点程度選定する。

次に、小委員会において選定された候補名の中から新市名を決定する議案を協議会に提案し、協議会において新市名候補1点を決定する。

(10) その他

川西薩地区法定合併協議会への応募作品については、応募者へ連絡し、同意があれば川薩地区法定合併協議会への応募作品とする。

() 新市名称募集要項(案)について

1 公募内容等

- (1) 川薩地区(川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村)の特徴を表し、合併にふさわしい新市の名称を公募します。
- (2) 新市名称には、漢字、ひらがな、カタカナいずれも使用できます。また、その組み合わせも自由とします。漢字を使用する場合には必ず「ふりがな」を振って下さい。
なお、表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったものは、使用できません。(現在の9市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら使用できません。)
ただし、現在の9市町村名に組み合わせた名称については使用できます。
- (3) 応募作品は、同一作品の多少にかかわらず、選定する際の参考資料とさせていただきます。

2 応募方法等

- (1) 応募資格
どなたでも応募できます。
- (2) 応募方法
応募は、「新しい市の名前(漢字の場合は、必ずふりがな記入)」、「その意味・命名の理由」、「住所」、「氏名」、「年齢」、「性別」、「電話番号」を明記し(・については省略可)次に掲げる方法で、応募用紙等に1点だけ記入して下さい。お一人様何点でも応募できます。(同一人の同一名称の応募は1点限りとします。)
公募はあくまで種類の募集であり、「応募数の多い少ないは、選定基準ではありません」のでご了承ください。
イ 応募用紙(事務局で作成する応募用紙で応募する方に限り切手は不要です。)
ロ 官製はがき
ハ FAX 0996-22-6295
ニ ホームページ <http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp>
電話での受付は行いませんが、応募用紙は各市町村合併担当窓口及び事務局でも受け付けます。
- (3) 期間
平成15年8月12日から平成15年9月12日(消印有効)までとします。
- (4) 発表
川薩地区法定合併協議会において、新市名が決定された後、合併協議会だより、市町村広報紙及びホームページで発表いたします。
- (5) 賞品
応募者に抽選で賞品を贈呈いたします。
イ 名付け親大賞 1名 「賞状、10万円分商品券又は旅行券(但し、児童・生徒の場合は10万円分図書券)及び地元特産品」
ロ 名付け親賞 最高10名 「賞状、1万円分商品券(但し、児童・生徒の場合は1万円分図書券)及び地元特産品」
ハ 優秀賞 最高20名 「賞状、5千円分商品券(但し、児童・生徒の場合は5千円分図書券)及び地元特産品」
- (6) 川西薩地区法定合併協議会での応募作品
川西薩地区法定合併協議会への応募作品については、応募者へ連絡をとり、同意があれば川薩地区法定合併協議会への応募作品とします。

(7) お問い合わせ先

川薩地区法定合併協議会事務局

〒895-8650 鹿児島県川内市神田町3番22号 川内市役所内

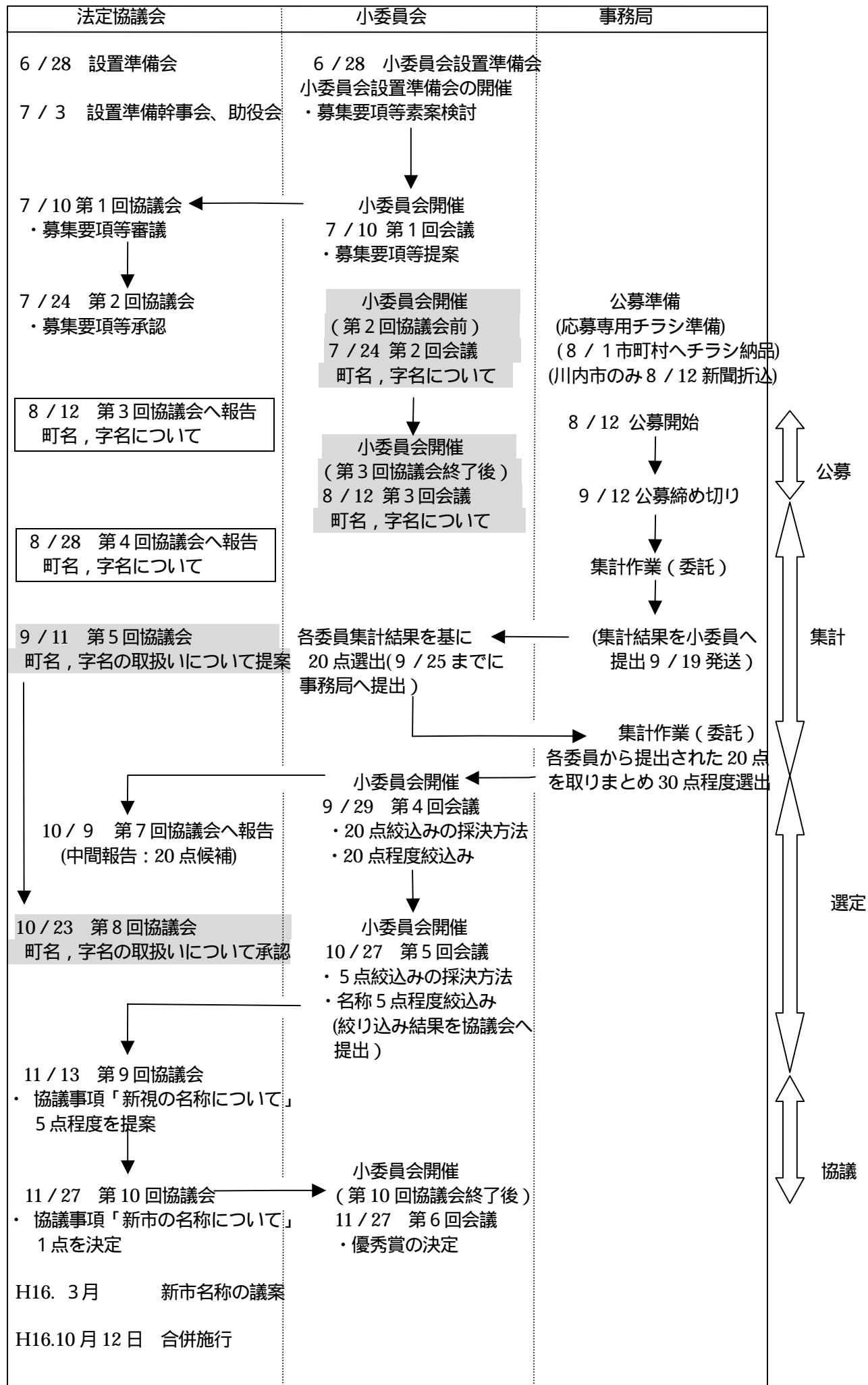
TEL 0996-23-5111 FAX 0996-22-6295

【記入例】

<div data-bbox="320 409 426 508"></div> <p data-bbox="491 409 641 441">〒 895-8650</p> <p data-bbox="320 602 754 750">鹿児島県川内市神田町3番22号 (川内市役所内) 川薩地区法定合併協議会事務局 行</p>	<p data-bbox="927 369 1356 403">新しい市の名称 (必ずふりがな記入)</p> <hr/> <hr/> <p data-bbox="927 468 1185 499">その意味・命名の理由</p> <hr/> <hr/> <p data-bbox="927 566 999 598">住所</p> <hr/> <hr/> <p data-bbox="927 665 995 696">氏名</p> <hr/> <hr/> <p data-bbox="922 757 1350 788">年齢(省略可) 性別(省略可)</p> <hr/> <hr/> <p data-bbox="922 837 1031 869">電話番号</p> <hr/> <hr/>
--	--

応募された作品に関するいっさいの権利は、川薩地区法定合併協議会に帰属します。

() 新市名称検討スケジュール(案)について



議案第13号

新市名称候補選定基準等（案）について

川薩地区法定合併協議会における新市名称候補選定基準等については、別紙のとおり定める。

平成15年7月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

(議案第13号の別紙)

新市名称候補選定基準等(案)について

1 選定基準

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれか一つ以上に該当する名前とする。

- (1) 川薩地区(川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村(以下「本地区」という。))が地理的にイメージできる名称
- (2) 本地区の特徴を表す名称
- (3) 本地区の歴史・文化にちなんだ名称
- (4) 住民の地域イメージにふさわしい名称
- (5) 住民の一体性を醸成しやすい名称
- (6) 対外的に覚えやすい名称
- (7) 既存の市町村名は、組み合わせは使用可能。
- (8) その他、新市としてふさわしい名称

2 応募数と選定基準

公募は、あくまでも新市名称候補の種類募集であり、同一名称の応募数の多寡(多い、少ない)は選定基準としない。

3 選定方法

- (1) 新市名称候補は、応募作品の中から5点程度を小委員会の協議により決定する。
- (2) 法定協議会で1点に選定する。

4 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を著しく損なわない範囲で修正することができるものとする。

5 選定の流れについて

(1) 応募の集計(事務局)

(2) 集計経過を9/19小委員会委員へ提出(下記の一覧表提出)

50音順応募一覧表

NO	名称	よみがな	その意味

50音順応募一覧表 9市町村からの応募

NO	名称	よみがな	その意味

50音順応募一覧表 県内からの応募(9市町村除く)

NO	名称	よみがな	その意味

9市町村からの応募 応募数上位(30)

順位	名称	よみがな	票数

県内からの応募 応募数上位(30)(9市町村除く)

順位	名称	よみがな	票数

応募数上位(30)

順位	名称	よみがな	票数

よみがな応募数上位(30)

順位	よみがな	票数

表記応募数上位(30)

順位	名称	票数

(3) 委員は、選定基準に基づいて、提出された一覧表から20点程度絞り込みを行う。

- ・各委員は絞り込んだ20点程度を9/25協議会事務局に提出する。事務局はさらに提出された候補を、上位30点程度に集計する。

(4) 9/29第4回小委員会に事務局が(3)で集計した30点程度を提出する。

30点程度を20点程度まで絞り込む。

(5) 小委員会で絞り込んだ20点程度を10/9第7回協議会で、中間報告を行う。

(6) 10/27第5回小委員会、20点程度を5点程度まで絞り込む。

5点程度について、作品ごとに選定委員会としての「選定理由」を検討し、報告書を作る。

(7) 11/13第9回協議会へ「新市の名称について」として、5点程度を提案する。

協議会で5点程度について、意見交換と、最終決定までの流れを協議する。(継続審議)

(8) 11/27第10回協議会で新市名称候補1点を決定する。

(9) H16. 3月 新市名称の議案

(10) H16. 10月 合併施行

(1)~(6)までは、小委員会で協議する。小委員会で5点程度まで絞り込む間、委員長は議長ではあるが、新市名称候補選定小委員会委員として採決権を持つこととする。

議案第14号

条例、規則等の取扱いについて

合併協定項目11号「条例、規則等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年7月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

条例、規則等の取扱いについて
<p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障がないよう次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。(2) 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。(3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

平成 年 月 日 確認

条例、規則等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各市町村の条例、規則等は失効する。また、合併と同時に消滅する一部事務組合の条例、規則等も失効する。
- (2) このため、新市において必要な条例、規則等は、原則として、新市において新たに制定し施行する必要がある。
- (3) ただし、必要な事項については、新市の条例・規則が制定施行されるまでの間、従来合併関係市町村で施行されていた条例、規則を引き続き施行することができる。

<p>制定施行の区分</p> <p>1 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。</p> <p>(1) 条例 新市の市長職務執行者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第1条の2）の専決処分（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第179条第1項）により、即時制定し、施行する。</p> <p>(2) 規則等 新市の市長職務執行者の職権（法第15条第1項）により、即時制定し、施行する。</p> <p>2 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。 旧市町村で施行されていた条例、規則を暫定施行する（令第3条）</p> <p>3 合併後、逐次制定し、施行させるもの。 合併時に即時制定、施行しなくても市民生活に支障のない条例、規則等や、市長職務執行者の制定になじまない条例、規則等は、合併後逐次制定し、施行する。</p>

2 提案内容の理由

先進事例を参考に、新市の条例、規則等を制定するときの整備方針を提案するものである。

3 協議（協定）先進事例

都市名	条例・規則の取扱い
篠山市 平成11年 4月1日 新設合併 （篠山町・西紀町・丹南町・今田町）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 ・ 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 ・ 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する
西東京市 平成13年 1月21日 新設合併 （田無市・保谷市）	<p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。</p> <p style="text-align: center;">～条例・規則等の整備方針～</p> <p>新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。（以下の区分略）</p>

<p>さいたま市 平成13年 5月1日 新設合併 (浦和市・大宮市・与野市)</p>	<p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p>
<p>さぬき市 平成14年 4月1日 新設合併 (津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。 ・ 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 ・ 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

4 参考法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔規則〕

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

略

〔専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

〔長の職務を暫定的に行う者〕

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

・ 略

〔条例・規則の暫定的施行〕

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

5 条例、規則等の状況

平成15年4月1日現在の例規類集に登載された条例、規則等の状況

(1) 合併関係市町村

	条例	規則	訓令	告示	規程	その他	計
川内市	179	249	64	79	35	7	613
樋脇町	191	156	91	1	16	14	469
入来町	161	140	64		24	10	399
東郷町	151	119	59	2	28	7	366
祁答院町	151	130	40	7	10	11	349
里村	147	110	28	52	9	3	349
上甌村	172	113	17	25	13	11	351
下甌村	148	142	72	23	18	11	414
鹿島村	128	98	10	27	8	10	281
計	1,428	1,257	445	216	161	84	3,591

(2) 合併関係市町村の所属する一部事務組合（合併関係市町村内に事務局を有するもの）

	条例	規則	訓令	告示	規程	その他	計
川内地区消防組合	38	55	19	16	23	2	153
西薩衛生処理組合	29	19	8	4	3	1	64
甌島衛生管理組合	20	1		1		1	23
川薩地区介護保険組合	24	29	8	6	1	1	69
上甌島バス企業団	10	4			10	1	25
計	121	108	35	27	37	6	334

議案第15号

電算システム事業について

合併協定項目23-3号「電算システム事業」について、次のとおり提案する。

平成15年7月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

電算システム事業について

電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。

地域情報化及び電子自治体に的確に対応した必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

平成 年 月 日 確認

電算システム事業について

1. 協定項目の要旨・留意点

行政事務の多くは電算システムに依存し、欠かせないものとなっている。

構成市町村の整備状況、導入形態、処理内容、メーカーなど異なる要素が多分にある。合併した場合、ひとつの自治体としての行政事務の処理を行うことになり、現行のシステムの統合や新システムの構築等について調整が必要となる。

統合の手法としては、低リスク、低コストを基本として合併時からの安定稼働を最優先に行う必要がある。

特に住民サービスに直接影響するものについては、ネットワークシステムを構築して運用するなど本所、支所間におけるサービスの格差は極力避けなければならない。また、逆に影響が少ないものは、リスクやコストを勘案しながら合併後に随時統合する場合がある。

地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築や環境整備などを図るものとする。

2. 提案内容の理由

住民サービスの維持・向上の観点、また、新市の一体性の確保の観点及び事務の効率化等を図るため、電算システムについては、合併時に原則として統合稼働する調整案となる。

3. 協議（協定）先進事例

篠山市 電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。 ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。
西東京市 当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。 ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。
さぬき市 新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。 ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。
東かがわ市 電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-3 電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S(分散) : 汎用機 : C/S&汎用機 : オフコン

業務システム分類	大分類	中分類	小分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
基幹系(住民情報系)システム	電算運営管理	電算運営管理	職員権限管理										住民記録と連携して運用するシステムについては、データ統合作業が安全確実にできるように、また、安定した稼働ができるように、現在、大量のデータで稼働している川内市のシステムに統合する方向で調整する。
基幹系(住民情報系)システム			マスターコード管理										
基幹系(住民情報系)システム			処理手順管理										
基幹系(住民情報系)システム	住民記録	住民記録											
基幹系(住民情報系)システム		住民票自動交付機											
基幹系(住民情報系)システム		住民基本台帳ネットワーク											
基幹系(住民情報系)システム	住登外(行政基本)	住登外(行政基本)											
基幹系(住民情報系)システム		結合管理											
基幹系(住民情報系)システム		口座管理											
基幹系(住民情報系)システム	住民記録	印鑑登録	印鑑登録										
基幹系(住民情報系)システム		戸籍	戸籍										
基幹系(住民情報系)システム			戸籍附表										
基幹系(住民情報系)システム	除籍・改製原戸籍												
基幹系(住民情報系)システム	住民記録	外国人登録	外国人登録										
基幹系(住民情報系)システム		国民年金	国民年金										
基幹系(住民情報系)システム	選挙	選挙	有権者管理										
基幹系(住民情報系)システム			投票管理										
基幹系(住民情報系)システム	保険	国民健康保険	資格管理										
基幹系(住民情報系)システム			前期高齢者資格										
基幹系(住民情報系)システム			国保料(賦課)										
基幹系(住民情報系)システム			レセプト・高額管理										
基幹系(住民情報系)システム		介護保険	資格管理(認定)										
基幹系(住民情報系)システム			受給管理										
基幹系(住民情報系)システム			給付実績管理										
基幹系(住民情報系)システム		老人医療	保険料(賦課)										
基幹系(住民情報系)システム			レセプト・高額管理										
基幹系(住民情報系)システム			資格管理										
基幹系(住民情報系)システム	福祉	福祉諸手当	レセプト・高額管理										
基幹系(住民情報系)システム			特別障害者手当										
基幹系(住民情報系)システム			障害児福祉手当										
基幹系(住民情報系)システム			障害者手当										
基幹系(住民情報系)システム			児童手当										
基幹系(住民情報系)システム			児童扶養手当										
基幹系(住民情報系)システム			特別児童扶養手当										

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S(分散) : 汎用機 : C/S&汎用機 : オフコン

業務システム分類	大分類	中分類	小分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
基幹系(住民情報系)システム	福祉	福祉医療	重度障害者医療費助成										住民記録と連携して運用するシステムについては、データ統合作業が安全確実にできるように、また、安定した稼働ができるように、現在、大量のデータで稼働している川内市のシステムに統合する方向で調整する。	
基幹系(住民情報系)システム			乳幼児医療費助成											
基幹系(住民情報系)システム			ひとり親医療費助成											
基幹系(住民情報系)システム		保育園入園者管理	保育園入園者管理											
基幹系(住民情報系)システム		高齢者福祉	高齢者福祉											
基幹系(住民情報系)システム		母(父)子福祉	母(父)子福祉											
基幹系(住民情報系)システム		生活保護	生活保護											
基幹系(住民情報系)システム		施設入所者管理	施設入所者管理											
基幹系(住民情報系)システム		保健	老人保健	老人保健										
基幹系(住民情報系)システム			母子保健	母子保健										
基幹系(住民情報系)システム	結核検診		結核検診											
基幹系(住民情報系)システム	予防接種		予防接種											
基幹系(住民情報系)システム	歯科保健		歯科保健											
基幹系(住民情報系)システム	環境	畜犬登録管理	畜犬登録管理											
基幹系(住民情報系)システム		交通災害共済	交通災害共済											
基幹系(住民情報系)システム	生活環境	収納管理	収納管理											
基幹系(住民情報系)システム			滞納者管理											
基幹系(住民情報系)システム			還付・充当											
基幹系(住民情報系)システム			磁気テープ交換(収入)											
基幹系(住民情報系)システム	税	個人住民税	申告受付											
基幹系(住民情報系)システム			農業所得											
基幹系(住民情報系)システム			課税											
基幹系(住民情報系)システム		法人住民税	法人基本											
基幹系(住民情報系)システム			課税											
基幹系(住民情報系)システム		固定資産税	土地評価・画地計算(地図)											
基幹系(住民情報系)システム			土地											
基幹系(住民情報系)システム			家屋評価											
基幹系(住民情報系)システム			家屋											
基幹系(住民情報系)システム			償却											
基幹系(住民情報系)システム			集計課税											
基幹系(住民情報系)システム			特別土地保有税	特別土地保有税										
基幹系(住民情報系)システム		不動産取得税	不動産取得税											
基幹系(住民情報系)システム		軽自動車税	登録管理											
基幹系(住民情報系)システム			課税											
基幹系(住民情報系)システム		納税奨励金	報奨金											

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S(分散) : 汎用機 : C/S&汎用機 : オフコン

業務システム分類	大分類	中分類	小分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
基幹系(住民情報系)システム	農業	農家台帳	農家台帳										住民記録と連携して運用するシステムについては、データ統合作業が安全確実にできるように、また、安定した稼働ができるように、現在、大量のデータで稼働している川内市のシステムに統合する方向で調整する。
基幹系(住民情報系)システム		転作	転作										
基幹系(住民情報系)システム		農振管理	農振管理										
基幹系(住民情報系)システム	上下水道	下水道(集落排水含む)	下水道使用料										
基幹系(住民情報系)システム			下水道受益者負担金										
基幹系(住民情報系)システム		検針											
基幹系(住民情報系)システム	上水道	上水道	上水道使用料(温泉含む)										
基幹系(住民情報系)システム			上水道受益者負担金										
基幹系(住民情報系)システム	建設	住宅管理	住宅管理										
基幹系(住民情報系)システム		住宅資金貸付管理	住宅資金貸付										
基幹系(住民情報系)システム	教育	幼稚園	幼稚園										
基幹系(住民情報系)システム		学校教育	学齢簿										
基幹系(住民情報系)システム			新入学通知										
基幹系(住民情報系)システム			就学援助(育英資金)										
基幹系(内部情報系)システム	総務	人事	人事管理										
基幹系(内部情報系)システム		定数管理	定数管理										
基幹系(内部情報系)システム		給与	毎月										
基幹系(内部情報系)システム			期末・勤勉手当										
基幹系(内部情報系)システム			差額										
基幹系(内部情報系)システム		報酬	年末調整										
基幹系(内部情報系)システム			支払										
基幹系(内部情報系)システム		市共済会財務会計	源泉徴収										
基幹系(内部情報系)システム			預金・貸付										
基幹系(内部情報系)システム		出納	歳入	OCR									
基幹系(内部情報系)システム	歳出		ファームバンク(口座振替)										
基幹系(内部情報系)システム	財務会計	実施計画管理	実施計画管理										
基幹系(内部情報系)システム		財務会計	予算編成										
基幹系(内部情報系)システム			予算執行										
基幹系(内部情報系)システム			決算管理										
基幹系(内部情報系)システム			決算統計										
基幹系(内部情報系)システム			歳計外										
基幹系(内部情報系)システム			旅費計算										
基幹系(内部情報系)システム			起債管理										
基幹系(内部情報系)システム	基金管理												

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-3 電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S(分散) : 汎用機 : C/S&汎用機 : オフコン

業務システム分類	大分類	中分類	小分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
基幹系(内部情報系)システム	財務会計	財務会計	契約管理(業者管理含む)										事務の効率化を助成し、統合の方法を調整する。
基幹系(内部情報系)システム			備品管理										
基幹系(内部情報系)システム			財産管理										
基幹系(内部情報系)システム	企業会計	企業会計	企業会計										
基幹系(内部情報系)システム			固定資産管理										
基幹系(内部情報系)システム			貯蔵品管理										
基幹系(内部情報系)システム			起債管理										
基幹系(内部情報系)システム			ファームバンク(口座振替)										
基幹系(内部情報系)システム	情報共有	情報共有	ファイルサーバ										
基幹系(内部情報系)システム	文書管理	文書管理	文書管理										
情報系システム	OA	行政系	グループウェア									新市地域情報化計画策定を行い、必要なシステムの構築等、環境整備を図る。	
情報系システム		地域系	映像情報システム										
情報系システム			施設予約管理										
情報系システム		教育系	グループウェア										
情報系システム	ホームページ	消防系	グループウェア										
情報系システム		ホームページ	ホームページ										
情報系システム		施設予約	文化施設										
情報系システム			スポーツ施設										
情報系システム			映像情報	映像情報									
情報系システム		汎用受付	汎用受付										
個別業務システム	建設	地籍	地籍管理									事務の効率化を助成し、統合の方法を調整する。	
個別業務システム		道路	道路台帳										
個別業務システム		公共工事管理	公共工事管理										
個別業務システム		法定外公共物管理	法定外公共物管理										
個別業務システム		工事設計積算	積算(国土交通省)										
個別業務システム	上下水道	工事設計積算	積算(水道)										
個別業務システム			積算(漁業集落排水)										
個別業務システム		下水道(集落排水含む)	下水道台帳										
個別業務システム		上水道	上水道台帳										
個別業務システム	農業	工事設計積算	積算(農業土木)										
個別業務システム			積算(林道)										
個別業務システム		災害復旧	農業土木災害補助率増高										
個別業務システム	教育	情報教育	図書管理										
個別業務システム			テレビ会議										
個別業務システム			映像配信										

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-3 電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。 地域情報化及び電子自治体に的確に対応するため、必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

構成市町村の現況

【導入形態】 : パソコン単独 : C/S(分散) : 汎用機 : C/S&汎用機 : オフコン

業務システム分類	大分類	中分類	小分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
個別業務システム	教育	給食	給食費管理										事務の効率化を助成し、統合の方法を調整する。
個別業務システム			栄養管理										
個別業務システム		図書館	蔵書管理										
個別業務システム			貸し出し予約										
個別業務システム			収蔵品管理	収蔵品管理									
個別業務システム	防災情報	防災情報	気象観測										
個別業務システム	O A	行政系	議事録検索システム										
個別業務システム			例規検索システム										
個別業務システム			旅費計算システム										
個別業務システム	ホームページ	防災情報	防災情報										
個別業務システム		蔵書検索	蔵書検索										
個別業務システム		収蔵品検索	収蔵品検索										
個別業務システム		例規検索	例規検索										
個別業務システム		議事録検索	議事録検索										
ネットワーク関係	行政	インターネット	インターネット									新市地域情報化計画策定を行い、必要なシステムの構築等、環境整備を図る。	
ネットワーク関係		ファイアウォール											
ネットワーク関係		セキュリティ	末端(サーバ・パソコン)										
ネットワーク関係		L G - W A N	L G - W A N										
ネットワーク関係	地域	インターネット	インターネット										
ネットワーク関係		ファイアウォール											
ネットワーク関係		セキュリティ	末端(サーバ・パソコン)										
ネットワーク関係	教育	インターネット	インターネット										
ネットワーク関係		ファイアウォール											
ネットワーク関係		セキュリティ	末端(サーバ・パソコン)										
ネットワーク関係	消防(地域経由)	インターネット	インターネット										
ネットワーク関係		ファイアウォール											
ネットワーク関係		セキュリティ	末端(サーバ・パソコン)										

基幹系(住民情報系) 基幹システム(住民記録、各税等のシステム)
 基幹系(内部情報系) 基幹システム(人事給与、財務会計等の内部情報系システム)
 情報系システム グループウェア、ホームページ など
 個別業務システム 土木積算、図書館管理、収蔵品管理など
 ネットワーク関係 庁内LAN・インターネット、地域イントラネットなど
 パソコン単独 他の機器と接続せず、パソコン単体で処理していること。
 C/S(クライアントサーバ) ソフトウェアやハードウェアのシステムを、処理の中核を実現する「サーバ」と、そのサーバが提供するサービスを利用する「クライアント」に分けて実装するアプローチ。
 汎用機 広い範囲のすべての問題を解くプログラムを実行できるように設計されているコンピュータのこと。
 C/S&汎用機 クライアントサーバと汎用機と並行処理していること。
 オフコン ハードウェアとソフトウェアがセットになった企業業務向けコンピュータの総称

電算システム統合化基本方針

1. 統合化の時期

電算システムは市町村合併の要であり、最も効率的かつ経済的な移行を考慮しながら、原則として合併と同時に、統合化（一元化）された電算システムでの稼働をさせることとする。

2. 統合化の指針

- 1) 合併時からの安定稼働を最優先とし、低リスク、低コストを基本として、住民サービスの低下を来さないよう統合化できるようにする。
- 2) 住民サービス向上に寄与できるようにする。

3. 統合化手法の指針

- 1) 移行作業進捗管理は、原則として電算情報専門部会で行う。
- 2) 基幹系システムは、原則として汎用機による処理を基本とする。
- 3) 下記項目に基づき、統合化作業を行う。

住民情報、各税等の基幹系システムについては、川内市の既存システムを利用して統合化を行うこととする。

【ハードウェア】

- a) メインとなる機器等のハードウェアは川内市の既存資産を継承することを基本とし、有効に活用できる他市町村の機器、ネットワーク環境は極力利用を図る。
- b) 広域化に対してのネットワークシステムについては、新規で設計、構築を行うこととする。

【ソフトウェア】

a) アプリケーションソフトウェアは、原則として川内市の既存資産を利用する。
内部情報系システムについては各市町村のそれぞれのシステムを主管専門部会で十分に比較検討のうえ、決定することとする。
電算情報専門部会は、安全確実な統合化にむけての助言等を行うこととする。

【対象とする業務】

- a) 財務会計システム
- b) 人事給与システム
- c) その他文書管理等のシステム

統合化作業は、各市町村の支援を受けながら原則として電算情報専門部会で行うこととする。

- a) 統合化作業を安全確実に行うため、メーカー、ディーラー等へのSE作業を委託することとし、各市町村担当職員は連携して移行作業を行う。
 - b) 各市町村は、統合化作業を支援し協力する。
合併前に各市町村とも、合併対応の電算システムで一定期間の運用を行い、操作方法等を事前に習得できるようにする。
組織機構等を見極め、その中で電子自治体等への対応も考慮するものとする。
- 4) 原則としてシステム移行時における機能拡張及び新規システムの導入は行わない。

4. 電算化事業計画等の取り扱い

- 1) 各市町村は平成15年度以降の電算システムに関する新規事業及び更新事業を原則として保留する。
- 2) 上記により難しい場合は、電算情報専門部会（分科会）において了承を得ること。

5. データ保護に関する取り扱い

- 1) 合併後速やかにデータ保護に関する規程等を整備すること。
- 2) 整備されるまでの間は、各市町村の関係規程を遵守するほか「川内市電子計算組織に係る個人情報

保護条例」及び「川内市電子計算組織の運営管理に関する規則」等に準じた取り扱いを行うこと。
3) 合併前における各市町村間の電子情報等の交換に関しては、覚書を交わし慎重かつ適正な管理を行うこと。

6. その他

- 1) この方針に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、各市町村、各専門部会等において協議のうえ決定することとする。
- 2) 各市町村担当職員はシステム統合のためのデータ移行時に各ベンダーの協力が得られるよう確実に調整を行うものとする。

(2) 提案審議

提案第 5 号

使用料、手数料等の取扱いについて

合併協定項目 14 号「使用料、手数料等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 7 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料については、住民の一体性の確保、住民負担に配慮し、次のとおり取扱うものとする。

固有の施設については、当面現行のとおりとする。

同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。

差異が著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。

ただし、その期間は 3 年以内を目途とする。

手数料については、受益者負担の公平性に基つき、合併時までに現行単価を基準として統一に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 1 4 資料

使用料、手数料等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 市町村間の同一又は類似施設の統一を図る必要がある。
- (2) 可能な限り統一に努め、差異の著しいもの及び事情により調整困難なものについては、当分の間現行のとおりとする。
- (3) 上・下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、幼稚園使用料、一部事務組合に関するものは、別に協議する。

2 提案内容の理由

住民生活に関わりが深い使用料、手数料については、負担の公平性を考慮した内容で調整方針を提案するものである。

3 協議（協定）先進事例

<p>西東京市</p> <p>2市で差異のある使用料、手数料については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 学校施設使用料及び公園使用（占用）料については、田無市の例による。(2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。(3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。(4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 <p>学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。</p>
<p>さいたま市</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。(2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。
<p>さぬき市</p> <p>使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。</p>
<p>周南市</p> <p>総括調整方針</p> <p>新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。</p> <p>また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>個別調整方針</p> <p>別添「合併協定書附属資料」に定めるとおりとする。</p>

4 参考法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔使用料〕

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

〔手数料〕

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

〔行政財産の管理及び処分〕

第238条の4

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
（第1項～第3項、第5項、第6項 省略）

使用料個別調整方針案一覧表

協定項目		14 使用料、手数料等の取扱い					1 使用料				
調整方針の分類		1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 合併時に、()の例により調整する。 3 合併時に、新たに制度等を制定する。					4 新市に移行後、速やかに調整する。 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 6 廃止の方向で調整に努める。				
分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
総務関係	国際交流施設等使用料									1	1
		総合保養会館使用料								5	2
							集会所使用料	公の施設使用料		6	3
	行政財産使用料							行政財産使用料		2(川内市)	4
消防関係		有線放送使用料							5	5	
農業関係						農機具等使用料				5	6
							農業施設使用料			5	
	農産物加工センター使用料	婦人の館使用料	大馬越研修館使用料					農産物加工センター使用料	鹿島村農産物加工センター使用料	5	7
					生活センター - 使用料	里村定住センター	生活改善センター使用料			5	8
					藤川特産品販売所使用料	体験交流施設地域特産品販売所使用料				5	
			農村広場使用料							5	9
							共同畜舎使用料		共同畜舎使用料	5	
								牧場使用料		1	10
						生態系保存資料館使用料				1	
							製茶工場使用料		1	11	
水産業関係	水産卸売市場使用料									1	12
							小島漁港施設使用料			1	
							船待施設使用料	手打港待合施設使用料	船待施設使用料	5	13
									離島住民生活センター使用料	1	
								加工施設使用料	1		
商工観光関係			技術研修館使用料			産業振興会館使用料				5	14
	勤労青少年ホーム使用料									1	
				親水公園施設使用料			市の浦キャンプ場使用料		有料公園施設使用料 下甌村海水浴施設使用料		1

使用料個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
商工観光関係	寺山いこいの広場使用料									1	16
	宇宙館入館料									1	
			観光施設使用料(向山自然公園、愛宕ビスタパーク)				遊具使用料	上甌村観光用遊具使用料	スクーバダイビング拠点施設使用料	1	17
								観光センター「ながめ」使用料		1	18
								県民自然レクリエーション施設使用料		1	
						蘭牟田池自然公園施設等使用料				1	19
	川内市営市街地駐車場									1	
							水中展望船「きんしゅう」使用料	観光船「かのこ」乗船料	観光船「おとひめ」乗船料	1	20
								観光研修施設「すのさき荘」使用料		1	
					休養施設使用料					1	21
								離島体験宿泊施設「竜宮の郷」使用料	1		
福祉関係						高齢者生活福祉センター使用料		高齢者生活福祉センター使用料	高齢者生活福祉センター住宅使用料	5	23
		老人福祉センター使用料	老人福祉センター使用料				老人福祉センター使用料			5	24
	屋内ゲートボール場施設使用料	もくもくふれあい館使用料						高齢者多目的ホール使用料		5	25
	すこやかふれあいプラザ施設使用料									1	26
						トンボロ元気づくり館使用料			憩いの家使用料	1	
			会館使用料							5	27
						生きがい作業場使用料				1	
							保育所使用料			1	28
アーチェリー場施設使用料								1			
サンアビリティーズ川内使用料									1	29	
環境衛生関係	斎場等施設使用料									1	30
	墓地使用料		墓地使用料							1	
建設関係	道路占用料	道路占用料	道路占用料	道路占用料		道路占用料	道路占用料	道路占用料	道路占用料	2(川内市)	31
								河川等占用料		6	32
	川内市営駐車場使用料									1	33
	市営住宅駐車場使用料	駐車場使用料	駐車場使用料							5	

使用料個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
建設関係	公園使用料	公園使用料				公園使用料		公園使用料	公園使用料	5	34
	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	5	35
		一般住宅使用料		一般住宅使用料 まちづくり促進住宅使用料	一般住宅使用料	村民住宅	ふるさと住宅使用料 NTT住宅使用料	単身者向住宅 漁業従事アイターン者用住宅	村民住宅	5	36
教育総務関係						教職員住宅使用料	教職員住宅使用料 教育長住宅使用料	教職員住宅使用料	教職員住宅使用料	5	37
		学校建物使用料		学校施設使用料	教室等使用料					5	
社会教育関係	公民館使用料	公民館使用料	分館使用料	公民館使用料	公民館等使用料	公民館使用料	コミュニティセンター使用料	公民館使用料	公民館使用料	5	38
	歴史資料館入館料		郷土館使用料					歴史民俗資料館入館料		5	39
	少年自然の家使用料									1	
	市民会館使用料		文化ホール使用料							5	40
社会体育関係	総合体育館使用料	総合体育施設使用料(体育館使用料)	体育館、武道館使用料	町体育館使用料	祁答院体育センター使用料		村立体育館使用料			5	41
	照明施設使用料	総合体育施設使用料(屋外運動場照明施設使用料) 学校建物使用料(運動施設)		屋外運動場照明施設使用料 学校施設使用料(運動施設)	教室等使用料(運動施設)	屋外運動場照明施設使用料	学校屋内運動場照明施設使用料 屋外運動場照明施設使用料	学校屋内運動場照明施設使用料 屋外運動場照明施設使用料	屋外運動場照明施設使用料	5	42
	川内プール使用料	樋脇町総合プール施設使用料				村民プール使用料	B & G プール使用料		プール使用料	5	43
	総合運動公園使用料	総合体育施設使用料(総合運動場使用料)		総合グラウンド 池島運動公園	祁答院グラウンド 轟運動広場					5	44
	総合運動公園夜間照明使用料	総合体育施設使用料(総合運動場照明施設使用料)	ナイター使用料		ナイター使用料						
		総合体育施設使用料(弓道場使用料)	弓道場使用料		弓道場使用料						
	総合体育施設使用料(人工芝コート照明施設使用料)										
野球場使用料	総合体育施設使用料(人工芝コート施設使用料)	ゲートボール場使用料									
運動場会館使用料											

手数料個別調整方針案一覧表

協定項目		14 使用料、手数料等の取扱い					2 手数料				
調整方針の分類		1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 合併時に、()の例により調整する。 3 合併時に、新たに制度等を制定する。					4 新市に移行後、速やかに調整する。 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 6 廃止の方向で調整に努める。				
分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
総務関係	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料				情報公開開示手数料	3	1
	税外督促手数料及び延滞金	税外収入督促手数料及び延滞金	督促手数料及び延滞金	税外収入に係る督促手数料及び延滞金	使用料その他収入金督促手数料及び延滞金	分担金等の督促手数料及び延滞金	督促手数料及び延滞金	督促手数料及び延滞金	税外督促手数料及び延滞金	2(川内市)	2
税務関係	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	1	3
	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	2(川内市)	4
畜産関係						畜産診療手数料		畜産診療手数料		3	5
林業関係	鳥獣飼養許可証交付等手数料	鳥獣飼養許可証交付及び更新手数料	鳥獣飼養許可証交付	鳥獣飼養許可証等交付手数料	鳥獣飼養許可証交付手数料	鳥獣飼養許可証等交付手数料	鳥獣飼養許可更新手数料	鳥獣飼養許可更新手数料	鳥獣飼養許可手数料	2(川内市)	6
水産業関係						小型船舶測定証明手数料				6	7
農業委員会関係	嘱託登記手数料	嘱託登記手数料	嘱託登記手数料	嘱託登記手数料	嘱託登記手数料					3	8
住民窓口業務関係	自動車臨時運行許可手数料	臨時運行許可手数料		自動車臨時運行許可手数料						2(川内市)	9
	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	2(川内市)	10
福祉関係					身障ヘルプサ - ビス事業手数料					6	11
					軽度生活援助事業手数料					6	
環境衛生関係				ごみ袋売捌手数料						3	12
	改葬許可手数料					墓地新設・改葬許可手数料	墓地新設及び埋火改葬許可申請手数料			3	13
	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	2(川内市)	14
	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	3	15
					自動車処分手数料	自動車処分手数料	自動車処分手数料		3		
建設関係	屋外広告物許可手数料	屋外広告物申請手数料	屋外広告物許可申請手数料	屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料		屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料	2(川内市)	16
	清算金滞納者への督促手数料		清算金滞納者への督促手数料							4	17

提案第6号

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目15号「公共的団体等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年7月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

公共的団体等の取扱いについて

【関係市町村内の団体等】

関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- (1) 複数の関係市町村で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) (1)の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (3) (1)の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) (1)(2)(3)以外は、現行のとおりとする。
- (5) ただし、整理できる団体は、廃止の方向で調整に努めるものとする。

【関係市町村外の団体等】

関係市町村外にある公共的団体等の取扱いについては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。

- (1) 複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) (1)の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (3) (1)の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) (1)(2)(3)以外は、新市においても現行のとおり加入するものとする。
- (5) ただし、整理できる団体は、脱退の方向で調整に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 15 資料

公共的団体等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の地域活動団体や社会福祉協議会など、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人・任意は問わないとされている。
- (2) 合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課している。
- (3) 地方自治法では、「地方公共団体の長は、地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定している。
- (4) 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等については、別途（農業協同組合合併助成法、商工会法、社会福祉法等）法律の定めがある。

2 提案内容の理由

公共的団体等については、市町村合併に際して、新市として一体感を醸成する観点から統合整備されることが理想であるため、複数の関係市町村で共通の目的を有する団体及び共通の目的を有し加入している団体については、できる限り合併時の統合整備等に向けて調整する内容で提案するものである。

3 協議（協定）先進事例

東かがわ市

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

周南市

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

さいたま市

共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。

さぬき市

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- (1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。
- (2) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。

4 参考法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（国、都道府県等の協力等）

第16条

- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公共的団体等の指揮監督）

- 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

農業協同組合合併助成法（昭和36年法律第48号）

（目的）

- 第1条 この法律は、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

（地区）

- 第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。）の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

- 3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

- 第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

商工会法（昭和35年法律第89号）

（地区）

- 第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

- 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

- 第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接す

る他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

5 協議・調整スケジュール(案)

項 目	H 15 年 度										H 16 年 度										H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	
	H15.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H16.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H17.3月						
第1回幹事会提案(平成15年7月17日) 第2回協議会提案(平成15年7月24日) 第6回協議会決定(平成15年9月25日) 合併協定調印(平成16年2月) 合併協定議決(平成16年3月) 合併(平成16年10月12日)		提 案 提 案		決 定					調 印																	
調整方針別のスケジュール(案)																										
合併時に統合しよう調整に努める				下協議(各団体及び国・県等)						本協議(団体説明会等)																
合併後、速やかに統合しよう調整に努める 合併後1年以内を目標				下協議(各団体及び国・県等)						本協議(団体説明会等)																
将来、統合しよう調整に努める 合併後5年以内を目標				下協議(各団体及び国・県等)						本協議(団体説明会等)																
現行のとおりとする				下協議(各団体及び国・県等)						本協議(団体説明会等)																
廃止の方向で調整に努める				下協議(各団体及び国・県等)						本協議(団体説明会等)																

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
総務関係	川内市職員共済会	樋脇町職員互助会	入来町職員互助会	東郷町職員互助会	祁答院町職員互助会	里村職員会	上甌村職員会		
	川内市交通安全母の会	樋脇町交通安全母の会	入来町交通安全母の会	東郷町交通安全母の会	祁答院町交通安全母の会	里村交通安全母の会	上甌村交通安全母の会	下甌村交通安全母の会	鹿島村交通安全母の会
	川内市公民会連絡協議会	樋脇町公民館連絡協議会	入来町公民会連絡協議会	東郷町公民館連絡協議会		里村自治公民館長連絡協議会			
	校区公民会連絡協議会	地区公民館	校区公民会連絡協議会	校区公民館	地区公民館	自治公民館			
	公民会	自治公民館	公民会	自治公民館	自治公民館	小組合	常会	自治公民館	区会
					祁答院町地域婦人会連絡協議会	里村婦人会連絡協議会	上甌村地域婦人会連絡協議会	下甌村地域女性連絡協議会	鹿島村地域女性連絡協議会
	川内市女性団体連絡協議会	樋脇町女性団体連絡協議会	入来町女性団体連絡協議会	東郷町各種婦人団体連絡協議会	祁答院町女性団体連絡協議会				
		樋脇町地区女性部	入来町地域女性連絡協議会		祁答院町地区婦人会	地区婦人会	上甌村地区婦人会		
	川内市自衛隊協力会	樋脇町自衛隊協力会	入来町自衛隊協力会	東郷町自衛隊協力会	祁答院町自衛隊協力会				
		樋脇町自衛隊父兄会	入来町自衛隊父兄会	東郷町自衛隊父兄会	祁答院町自衛隊父兄会				
川内市日本中国友好協会		入来町国際交流協会	東郷町国際交流を進める会						
消防関係	日本水難救済会川内救難所					日本水難救済会里救難所	日本水難救済会上甌救難所	日本水難救済会下甌救難所	日本水難救済会鹿島救難所
		樋脇町防犯組合連合会			祁答院町防犯組合	里村防犯組合	上甌村防犯組合連合会		
税務関係	川内市法人会				祁答院町たばこ小売販売協議会				
農業関係	川内市農林水産業技術連絡協議会	樋脇町農林業技術者総合連絡協議会	技連会	東郷町技術員連絡協議会	祁答院町技術員連絡協議会	農林技術協会薩摩支部甌島指導部	農林技術協会薩摩支部甌島指導部	農林技術協会薩摩支部甌島指導部	農林技術協会薩摩支部甌島指導部
	川内市生活研究グループ	樋脇町生活改善グループ連絡協議会	入来町生活研究グループ		祁答院町生活研究グループ	里村生活改善グループ	上甌村生活改善グループ	下甌村生活研究グループ	鹿島村生活研究グループ
				東郷町農産加工グループ			上甌村特産品生産グループ		
	機能集団	農業振興連絡協議会	野菜振興会	JA野菜部会	園芸振興会			園芸振興会	
	川内市葉たばこ指導班会	葉たばこ生産振興会	葉たばこ生産振興会	たばこ振興会	祁答院町煙草耕作組合				
	生緑会	農業創造クラブ	入来町自営者クラブ	東郷町農業後継者クラブ					
	川内市農業経営者協議会	樋脇町認定農業者会	担い手農家連絡協議会		祁答院町認定農業者の会	甌島地区認定農業者会	甌島地区認定農業者会	甌島地区認定農業者会	
	市民祭農林専門委員会	樋脇町産業祭実行委員会	入来町産業祭実行委員会						
				東郷町航空防除協議会					
	むらづくり推進連絡会								
				農産物販売所 藤川特産品販売管理組合 東郷町物産品販売所利用協議会 鳥丸野菜販売グループ 南瀬ふれあい販売所					

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
農業関係	川内市土地改良区	小野土地改良区 元村新田土地改良区	入来町土地改良区	南瀬土地改良区 山田土地改良区 東郷土地改良区 藤川土地改良区	祁答院町土地改良区				
		倉野・藤本農村公園管理							
	川内市水田農業推進協議会	樋脇町水田農業経営確立対策推進協議会	水田農業経営確立対策推進協議会	東郷町水田農業推進協議会	祁答院町水田農業推進協議会	里村水田農業推進協議会	上甌村水田農業推進協議会	下甌村水田農業推進協議会	
		藤本地区農作業受託組合 倉野地区農作業受託組合 樋脇町農業創造クラブ	山下・鹿子田機械利用組合 朝陽上農作業受託組合 副田農作業受託組合	山田農作業受託管理組合 藤川農作業受託管理組合	仁八宮農組合 中福良機械利用組合				
			入来町果樹振興会(きんかん)	東郷町果樹振興会(みかん、ぶどう、きんかん、なし)	祁答院町観光果樹振興会(ぶどう、なし)		小島パッションフルーツ生産グループ		
			入来町花卉振興会	東郷町花卉部会					
			入来町茶業振興会	東郷町茶業振興会					
	川内市農業者年金受給者会	樋脇町農業者年金受給者会	入来町農業者年金受給者会	東郷町農業者年金受給者会	祁答院町農業者年金受給者会				
	下牛鼻地区営農飲雑用水施設管理組合								
畜産業関係			入来町畜産女性部会						
			ブロイラー生産者連絡協議会						
	北薩地区酪農ヘルパー利用組合								
			地鶏振興会						
			肉用牛中核経営志向会						
	川内市肥育牛部会		肉用牛肥育牛部会						
			ET活用研究会			町受精卵移植技術研究会			
	川内市和牛生産部会	樋脇町和牛振興会	入来町和牛畜産振興会	東郷町和牛振興会	祁答院町畜産振興会				
				山田堆肥生産組合					
	薩摩和牛育種部会川内支部	薩摩和牛育種部会樋脇町支部	薩摩和牛育種部会入来町支部	薩摩和牛育種部会東郷町支部	薩摩和牛育種部会祁答院町支部				
	川内地区酪農連絡協議会								
	JAさつま川内養鶏部会								
	JAさつま川内養豚部会								
	川内市家畜商組合	樋脇町家畜商組合	入来町家畜商組合	東郷町家畜商組合	祁答院町家畜商組合			下甌村肉用牛生産組合	
					町和牛多頭飼育者会				
		入来町肉用牛ヘルパー組合	東郷町肉用牛ヘルパー組合						

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
畜産業関係	川内市家畜自衛防疫協議会	樋脇町家畜自衛防疫協議会	入来町家畜自衛防疫協議会	東郷町家畜自衛防疫協議会	祁答院町家畜自衛防疫協議会	里村家畜自衛防疫協議会	上甌村家畜自衛防疫協議会	下甌村家畜自衛防疫協議会	
林業関係	川内市猟友会	樋脇町猟友会	入来町猟友会	東郷町猟友会	祁答院町猟友会			下甌村猟友会	
	川内市みどり推進協議会	樋脇町みどり推進協議会	入来町みどり推進協議会		祁答院町みどり推進協議会	里村みどり推進協議会	上甌村みどり推進協議会	下甌村みどり推進協議会	鹿島村みどり推進協議会
	陽成みどりの少年団	丸山みどりの少年団	大馬越緑の少年団		緑の少年団	みどりの少年団			
	川内市有害鳥獣駆除対策協議会	樋脇町有害鳥獣駆除対策協議会	入来町有害鳥獣駆除対策協議会	東郷町有害鳥獣駆除対策協議会	祁答院町有害鳥獣駆除対策協議会				
	川内市生産森林組合連絡協議会								
	川内市たけのこ生産組合	樋脇たけのこ生産組合	入来たけのこ生産組合	東郷たけのこ生産組合	祁答院町たけのこ生産組合				
	宮里生産森林組合外3組合								
	川内市間伐推進協議会	樋脇町除間伐推進協議会			祁答院町間伐推進協議会				
	川内市鳥獣害防止対策協議会								
	川内市林業振興推進協議会	樋脇町林業振興推進協議会	入来町林業振興推進協議会		祁答院町林業振興推進協議会				
	JAさつま川内川内支部管部会	JAさつま川内樋脇支所管部会	JAさつま川内入来支所管部会	東郷たけのこ部会	祁答院町管部会				
		入来町青年の山造林組合							
		大馬越青年の山造林組合							
		市野々生産森林組合							
	川内市早掘りたけのこ生産組合								
水産業関係									鹿島村水産業振興対策協議会
	川内市漁業協同組合					里村漁業協同組合	上甌村漁業協同組合	下甌村漁業協同組合	鹿島村漁業協同組合
	川内市内水面漁業協同組合 川内川漁業協同組合中村支部 川内川漁業協同組合倉野支部	川内川漁業協同組合樋脇支部 川内川漁業協同組合倉野支部	川内川漁業協同組合入来支部	川内川漁業協同組合東郷支部 川内川漁業協同組合南瀬支部	川内川漁業協同組合祁答院支部				
	川内地区養鰻業振興協議会								
商工観光関係	高城商工会	樋脇町商工会	入来町商工会	東郷町商工会	祁答院町商工会	里村商工会	上甌村商工会	下甌村商工会	鹿島村商工会
	川薩人材育成センター								
	川内地区雇用開発協会								
	タウンマネジメント協議会		入来町企業誘致推進協議会						
	川内商工会議所								
		市比野温泉ふれあい実行委員会			東郷ふれあい市実行委員会				

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
商工観光関係	川内木市振興会								
								しもこしき「ふるさと」しもこしき推進協議会	
	かごしま川内貿易振興協会								
						祁答院町観光果樹振興会			
			入来町夏祭り実行委員会	東郷町夏まつり納涼大会実行委員会				上こしき夏祭り実行委員会	
	川内市観光協会	樋脇町観光協会	入来町観光協会	東郷町観光協会	祁答院町観光協会	里村観光協会	上甌村観光協会		
			温泉まつり実行委員会						
	川内市旅館組合 川内高城温泉振興会	市比野温泉旅館組合							
	川内市特産品協会	樋脇町特産品協会	入来町特産品協会					上甌村特産品生産グループ	
	川内河童共和国							上甌村県民自然レクリエーション村	
	川内市民祭商工専門実行委員会								
	がらっばどん祭り実行委員会								
	川内大綱引保存会								
	西方海水浴場振興会								
			いきファミリーハイキング実行委員会						
			八重山高原星物語実行委員会						
			入来星空映画館実行委員会						
			入来バラフェスタ実行委員会						
		南日本フレンドリーカップin入来ゴルフ大会実行委員会							
川内市菓子組合									
	市比野温泉飲食店通り会								
保健衛生関係	川内市食生活改善推進員協議会	樋脇町食生活改善推進員協議会	入来町食生活改善推進員協議会	東郷町食生活改善推進員連絡協議会	祁答院町食生活改善推進員協議会	里村食生活改善推進員連絡協議会	上甌村食生活改善推進員協議会	下甌村食生活改善推進員協議会	鹿島村食生活改善推進員協議会
		樋脇町保健推進員協議会							
	川内市医師会								
	川内市歯科医師会								
	川内市健康づくり推進協議会								
川内市献血推進連絡協議会									

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
清掃関係			大馬越地区農業集落排水処理施設維持管理組合						
			入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合						
	川内市衛生自治団体連合会	樋脇町衛生自治団体	入来町衛生自治団体連合会	東郷町衛生自治団体連合会	祁答院町衛生自治団体連合会		上甌村環境衛生組合連合会		鹿島村衛生協力会
社会福祉関係	川内市社会福祉協議会	樋脇町社会福祉協議会	入来町社会福祉協議会	東郷町社会福祉協議会	祁答院町社会福祉協議会	里村社会福祉協議会	上甌村社会福祉協議会	下甌村社会福祉協議会	鹿島村社会福祉協議会
	川内市民生委員協議会連合会	樋脇町民生委員協議会	入来町民生委員協議会	東郷町民生委員協議会	祁答院町民生委員協議会	里村民生委員協議会	上甌村民生委員協議会	下甌村民生委員協議会	鹿島村民生委員協議会
		樋脇町民生委員互助会		東郷町民生委員互助会					
	川内市更生保護婦人会								
	川内市遺族連合会	樋脇町遺族会			祁答院町遺族会				
	川内市傷痍軍人会	樋脇町傷痍軍人会		傷痍軍人会					
	原爆被害者福祉協議会川内支部								
	川内市身体障害者連絡協議会			東郷町身体障害者協議会					
	川内市身体障害者協会	樋脇町身体障害者協会	入来町身体障害者福祉協会		祁答院町身体障害者協会				
	川内市視力障害者協会								
	川内地区ろうあ協会								
	川内市手をつなぐ育成会	手をつなぐ育成会	入来町手をつなぐ育成会	東郷町手をつなぐ育成会					
	薩摩保護区保護司会				保護司会				
	川内市つくし園父母の会								
	川内市手話サークル てのひら		入来町精神障害者家族会						
川内市点訳サークル									
川内市三地区連絡協議会									
老人福祉関係	川内市老人クラブ連合会	樋脇町老人クラブ連合会	入来町老人クラブ連合会	東郷町老人クラブ連合会	祁答院町老人クラブ連合会	里村寿クラブ連合会	上甌村老人クラブ連合会	下甌村老人クラブ連合会	
	単位老人クラブ	老人クラブ	単位老人クラブ	東郷町老人クラブ	単位老人クラブ	里村寿クラブ	上甌村老人クラブ	下甌村単位老人クラブ	鹿島村老人クラブ
	シルバー人材センター	シルバー人材センター	入来町シルバー人材センター	シルバー人材センター	シルバー人材センター	シルバー人材センター	シルバー人材センター	下甌村シルバー人材センター	
児童福祉関係	川内市保育連合会								
	川内市母子寡婦福祉会	樋脇町母子寡婦福祉会	入来町母子寡婦福祉会	東郷町母子寡婦福祉会	祁答院町母子寡婦福祉会		上甌村母子寡婦福祉会	下甌村母子寡婦福祉会	鹿島村母子寡婦福祉会
都市計画関係	川内市街部改修促進期成会								
教育総務・学校教育関係	私立幼稚園協会								

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
教育総務・学校教育関係			入来商業高校振興対策協議会						
	川内市教科部会	樋脇町教育研究協議会	入来町教育研究協議会	東郷町教科研究会	祁答院町事務職員部会 祁答院町養護教諭部会 祁答院町パソコン教育研究会	里村教科研究部	上甌村村長教頭会	下甌村好調教頭会 村・小中教科等部会 就学指導委員会 学校給食運営委員会	
	川内市生活指導研究協議会	小中高生活指導研究協議会							
	川内市校外生活指導連絡会	樋脇町校外生活指導研究連絡協議会	入来町校外生活指導連絡協議会	東郷町校外生活指導連絡協議会	祁答院町校外生活指導連絡協議会	里村校外生活指導連絡協議会	上甌村校外生活指導連絡協議会	下甌村校外生活指導連絡協議会	鹿島村校外生活指導連絡協議会
	川内市中学校生徒会連絡会								
	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会
	川内市学校保健会	樋脇町学校保健会	入来町学校保健会	東郷町学校保健会	祁答院町学校保健会	里村学校保健会	上甌村学校保健会	下甌村学校保健会	鹿島村学校保健会
	川内市小・中学校体育連盟							下甌村学校体育連盟	
	樋脇町同和教育研究会	入来町同和教育研究会	東郷町同和教育研究会	祁答院町同和教育研究会					
社会教育関係	川内市PTA連絡協議会	樋脇町PTA連絡協議会	入来町PTA連絡協議会	東郷町PTA連絡協議会	祁答院町PTA連絡協議会	里村PTA連絡協議会	上甌村PTA連絡協議会	下甌村PTA連絡協議会	鹿島村PTA連絡協議会
	川内市青少年育成市民会議			東郷町青少年健全育成町民会議	祁答院町青少年育成町民会議				
	川内市子ども会育成連絡協議会	樋脇町子ども会育成連絡協議会	入来町子ども会連絡協議会	東郷町子ども会育成連絡協議会	祁答院町子ども会育成連絡協議会	里村子ども会育成連絡協議会	上甌村子ども会育成連絡協議会	下甌村子ども会育成連絡協議会	鹿島村子ども会育成連絡協議会
			高校生クラブ連絡協議会	東郷町高友会育成連絡協議会	祁答院町高校生父母連絡会	里村高校生親の会			
				東郷町青年団連絡協議会	祁答院町青年団連絡協議会				
	川内地区視聴覚教育研究協議会								
	川内市生涯学習推進本部			東郷町生涯学習推進会議	生涯学習推進会議				
	川内市校区生涯学習振興会連絡協議会								
	川内市社会教育関係団体連絡協議会								
	川内市中央生活学校	樋脇町生活学校			祁答院町コミュニティづくり推進協議会 祁答院町生活学校	里の風新生活運動推進協議会			
	川内市中央公民館自主学級連絡協議会								
		読書活動推進協議会							
	川内市青少年問題協議会		入来町校区青少年問題協議会	東郷町青少年問題協議会					
	川内郷土史研究会	郷土史同好会							
	川内市内各種郷土芸能保存会	樋脇町郷土芸能保存会等 樋脇町菊花同好会		東郷町郷土芸能保存会 東郷町文節人形浄瑠璃保存会	祁答院町郷土芸能保存協議会	里村郷土芸能保存会 里八幡宮内侍舞保存会	甌大明神太鼓保存会		鹿島村郷土芸能保存会
	せつべとべ自然と民話に遊ぶ会								
	川内市文化協会	樋脇町文化協会	入来町文化協会	東郷町文化協会	祁答院町文化協会	里村文化協会	上甌村文化協会	下甌村文化協会	鹿島村文化協会

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
社会教育関係	川内市少年少女合唱団								
			宇宙少年団入来べら分団						
保健体育関係	校区体育協会連絡協議会								
	川内市体育協会	樋脇町体育協会	入来町体育協会	東郷町体育協会	祁答院町体育協会	里村体育協会	上甌村体育協会	下甌村体育協会	鹿島村体育協会
		樋脇町スポーツ推進会議			祁答院町スポーツ振興審議会				
	川内市スポーツ少年団	樋脇町スポーツ少年団連絡協議会	入来町スポーツ少年団	東郷町スポーツ少年団本部	祁答院町スポーツ少年団指導者連絡協議会 祁答院町スポーツ少年団本部	里村スポーツ少年団	上甌村スポーツ少年団	下甌村スポーツ少年団	鹿島村スポーツ少年団
	川内市体育指導委員協議会				祁答院町体育指導委員会				
								下甌村ゲートボール協会	
	川内海洋クラブ								
			入来町駅伝強化推進委員会						
	川内スポーツクラブ01								

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
議 会 関 係	全国市議会議長会									
	九州市議会議長会									
	鹿児島県市議会議長会									
	広域行政圏市議会協議会									
		全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会
		鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会
		郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会
						甌島議員協議会	甌島議員協議会	甌島議員協議会	甌島議員協議会	
						全国離島振興町村議会議長会	全国離島振興町村議会議長会	全国離島振興町村議会議長会	全国離島振興町村議会議長会	
						鹿児島県離島振興町村議会議長会	鹿児島県離島振興町村議会議長会	鹿児島県離島振興町村議会議長会	鹿児島県離島振興町村議会議長会	
		全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会
			祁答院5カ町議員連絡協議会			祁答院5カ町議員連絡協議会				
		全国市議会議長会基地協議会								
		全国原子力発電所立地市町村議会議長会			全国原子力発電所立地市町村議会議長会					
		森林交付税創設全国議員連盟								
	広域行政を考える議員懇談会	広域行政を考える議員懇談会	広域行政を考える議員懇談会	広域行政を考える議員懇談会						
総務関係	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	
	日本経営協会									
	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	
	川内社会保険委員会									
	中央労働災害防止協会									
	都市職員厚生会連絡協議会九州地区協議会事務研究会									
	(財)日本電信電話ユーザー協会川内地区協会									
	日本公衆電話会									
		財地方財務協会								
		鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	
	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会		

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
		鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会
						西郷南州顕彰会	西郷南州顕彰会		西郷南州顕彰会
全国市長会									
九州市長会									
鹿児島県市長会									
世界連邦宣言自治体全国協議会									
(社)三州倶楽部									
薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会
鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会
日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会
自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会		自衛隊協力会鹿児島県連合会		
東京事務所ビル管理									
都市東京事務所長会									
	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会				
鹿児島県青年海外協力隊を支援する会		鹿児島県青年海外協力隊を支援する会		鹿児島県青年海外協力隊を支援する会			鹿児島県青年海外協力隊を支援する会		
(財)自治体国際化協会	(財)自治体国際化協会								
川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	宮之城地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会
川内地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	宮之城地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会
川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会		川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会
鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会
全国都市収入役会									
九州都市収入役会									
鹿児島県都市収入役会									
(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター
(財)九州経済調査協会									
南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会
南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
総務関係	鹿児島県電源地域連絡協議会	鹿児島県電源地域連絡協議会		鹿児島県電源地域連絡協議会		鹿児島県電源地域連絡協議会	鹿児島県電源地域連絡協議会	鹿児島県電源地域連絡協議会	鹿児島県電源地域連絡協議会
	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会
	川内川アクアフロント推進協議会	川内川アクアフロント推進協議会	川内川アクアフロント推進協議会	川内川アクアフロント推進協議会	川内川アクアフロント推進協議会				
	川内・空港間幹線道路建設促進期成会	川内・空港間幹線道路建設促進期成会			川内・空港間幹線道路建設促進期成会				
					北薩空港幹線道路整備促進期成会				
	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会
		西薩地域開発研究協議会				西薩地域開発研究協議会	西薩地域開発研究協議会	西薩地域開発研究協議会	西薩地域開発研究協議会
	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会
							地域経済対策自治体協議会		
		鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会
	全国基地協議会								
	防衛施設周辺整備全国協議会								
	社団法人九州テレコム振興センター						社団法人九州テレコム振興センター		
		鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会
	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター
	行政システム共同開発協議会		行政システム共同開発協議会						
							鹿児島県離島振興協議会	鹿児島県離島振興協議会	鹿児島県離島振興協議会
							甌島振興協議会	甌島振興協議会	甌島振興協議会
	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会
	全国公平委員会連合会								
	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会
	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会
	川薩地区防犯協会連合会	川薩地区防犯協会連合会	川薩地区防犯協会連合会	川薩地区防犯協会連合会	川薩地区防犯協会連合会	宮之城地区防犯協会	甌島地区防犯組合連合会	甌島地区防犯組合連合会	甌島地区防犯組合連合会
	消費生活相談員連絡協議会								
	川内警察署管内沿岸警戒連絡協力会						甌島地区沿岸警戒連絡協議会	甌島地区沿岸警戒連絡協議会	甌島地区沿岸警戒連絡協議会
	(財)日本関税協会								
	(社)鹿児島県貿易協会								

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
総務関係	川内港検疫衛生管理推進協議会								
	鹿児島県国際航路開設促進協議会								
	日本貿易振興会鹿児島貿易情報センター								
	鹿児島県国土調査推進協議会		鹿児島県国土調査推進協議会	鹿児島県国土調査推進協議会	鹿児島県国土調査推進協議会	鹿児島県国土調査推進協議会			
	鹿児島県国土調査推進協議会川北薩支部		鹿児島県国土調査推進協議会川北薩支部	鹿児島県国土調査推進協議会川北薩支部	鹿児島県国土調査推進協議会川北薩支部	鹿児島県国土調査推進協議会川北薩支部			
九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会
消 防 関 係	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会
	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運航連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会
統 計 関 係	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会
	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会
	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	薩摩郡東部統計協会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会
監査委員関係	全国都市監査委員会								
	九州各市監査委員会								
	鹿児島県下各市監査委員会								
		全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会
		鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会
	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	
	西日本都市監査事務研修会								
戸籍住民関係	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会
	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会
税 務 関 係	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会
	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター
	川薩中小企業記帳指導協議会								
	川内たばこ税連絡協議会	川内たばこ税連絡協議会		川内たばこ税連絡協議会	祁答院地区たばこ売上促進連絡協議会	市来管内たばこ売上促進連絡協議会	市来管内たばこ売上促進連絡協議会	市来管内たばこ売上促進連絡協議会	市来管内たばこ売上促進連絡協議会
	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会
	鹿児島県下都市税務協議会								
鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
選 挙 関 係	全国市区選挙管理委員会連合会									
	九州都市選挙管理委員会連合会									
	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	
選 挙 関 係	鹿児島県各市選挙管理委員会連合会									
	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	
	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	
社会福祉関係	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	
	全国婦人相談員連絡協議会									
	九州各県婦人相談員連絡協議会									
	鹿児島県下14市福祉事務所長会議									
	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	
	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	
	鹿児島県隣保館連絡協議会		鹿児島県隣保館連絡協議会							
	全国及び鹿児島県在宅介護支援センター協議会									
	鹿児島県・市家庭相談員連絡協議会									
	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	
	鹿児島県下14市家庭相談員連絡協議会									
	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	甌島地区保護司会	甌島地区保護司会	甌島地区保護司会	甌島地区保護司会	
		北薩地区身体障害者協会連合会	北薩地区身体障害者協会連合会	北薩地区身体障害者協会連合会	北薩地区身体障害者協会連合会					
		薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	
		川内地区精神障害者福祉促進の会	管内精神障害者家族会	川内地区精神障害者福祉促進の会	管内精神障害者家族会					
	保 育 関 係	保育所児童災害共済								
		鹿児島県保育連合会								
川薩保育連絡協議会										
川薩地区給食施設連絡協議会										
社会福祉関係	鹿児島県老人福祉施設協議会							鹿児島県老人福祉施設協議会		
	川薩地区老人福祉施設協議会	川薩地区老人福祉施設協議会	川薩地区老人福祉施設協議会					川薩地区老人福祉施設協議会		

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
老人福祉関係		薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会
	川薩地区集団給食施設連絡協議会								鹿児島県デイサービスセンター協議会
環境関係	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会
環境関係	全国都市清掃会議								
環境関係	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会				
	九州市環境行政連絡会議								
	全国原子力発電所所在市町村協議会			全国原子力発電所所在市町村協議会					
	財日本原子力産業会議								
	財原子力安全研究協会								
	薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会		薩摩地区獣医師会		薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会
保健衛生関係	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会宮之城支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会宮之城支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部
	鹿児島県地域歯科保健連絡協議会								
	鹿児島県口腔保健協会	鹿児島県口腔保健協会		鹿児島県口腔保健協会		鹿児島県口腔保健協会			
	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会
	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会
	鹿児島県健康づくり運動指導者協議会								
	鹿児島県消化器集団検診研究会保健婦部会								
		全国保健センター連合会				全国保健センター連合会			
		鹿児島県保健センター連絡協議会	鹿児島県保健センター連絡協議会				鹿児島県保健センター連絡協議会	鹿児島県保健センター連絡協議会	鹿児島県保健センター連絡協議会
	川内地区栄養士会								
	鹿児島県薬剤師会川薩支部	鹿児島県薬剤師会川薩支部	鹿児島県薬剤師会川薩支部		鹿児島県薬剤師会川薩支部				
		薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会
		薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会
	鹿児島県看護協会川薩支部		鹿児島県看護協会川薩支部			鹿児島県看護協会川薩支部	鹿児島県看護協会川薩支部	鹿児島県看護協会川薩支部	鹿児島県看護協会川薩支部
	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会
JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま	JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま川内	

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
農 業 関 係	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合
	鹿児島県下14市農業委員会連絡協議会								
	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議
	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会
	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会
農 業 関 係	川薩地区農業者年金協議会	川薩地区農業者年金協議会	川薩地区農業者年金協議会	川薩地区農業者年金協議会	川薩地区農業者年金協議会				
	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会
	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会
	薩摩地区茶業振興会	薩摩地区茶業振興会	薩摩地区茶業振興会	薩摩地区茶業振興会	薩摩地区茶業振興会				
	鹿児島県農業機械連絡協議会	鹿児島県農業機械連絡協議会	鹿児島県農業機械連絡協議会	鹿児島県農業機械連絡協議会	鹿児島県農業機械連絡協議会				
	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会
	川薩地域農業改良普及事業協議会	川薩地域農業改良普及事業協議会	川薩地域農業改良普及事業協議会	川薩地域農業改良普及事業協議会	宮之城地区農業改良普及事業協議会	甌島地区農業改良普及事業協議会	甌島地区農業改良普及事業協議会	甌島地区農業改良普及事業協議会	甌島地区農業改良普及事業協議会
	さつま川内地域農業振興協議会	さつま川内地域農業振興協議会	さつま川内地域農業振興協議会	さつま川内地域農業振興協議会					
	鹿児島県園芸振興協議会	鹿児島県園芸振興協議会	鹿児島県園芸振興協議会	鹿児島県園芸振興協議会	鹿児島県園芸振興協議会				
	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部
	鹿児島県野菜価格安定基金協会	鹿児島県野菜価格安定基金協会	鹿児島県野菜価格安定基金協会	鹿児島県野菜価格安定基金協会	鹿児島県野菜価格安定基金協会				
	鹿児島県桜島防災営農推進協議会	鹿児島県桜島防災営農推進協議会	鹿児島県桜島防災営農推進協議会	鹿児島県桜島防災営農推進協議会	鹿児島県桜島防災営農推進協議会				
	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会				
		全国中山間地域振興対策協議会				全国中山間地域振興対策協議会	全国中山間地域振興対策協議会		
		全国中山間地域振興対策協議会九州支部				全国中山間地域振興対策協議会九州支部	全国中山間地域振興対策協議会九州支部		
		全国中山間地域振興対策鹿児島県協議会				全国中山間地域振興対策鹿児島県協議会	全国中山間地域振興対策鹿児島県協議会		
			都市農村交流活性化機構						
			都市農村交流推進協議会						
			鹿児島県コンベンション協会						
	鹿児島県草地飼料協会		鹿児島県草地飼料協会				鹿児島県草地飼料協会	鹿児島県草地飼料協会	鹿児島県草地飼料協会
	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会
						さつま地域農業管理センター			

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
農 業 関 係	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会
	(財)農村地域工業導入センター		(財)農村地域工業導入センター						
	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会
	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会			
	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会
	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会
	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター
	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター					
	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会
	棚田等保全協議会かごしま		棚田等保全協議会かごしま					棚田等保全協議会かごしま	
	鹿児島県ほ場整備構造政策研究会								
鹿児島県農村振興技術連盟			鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	
		ダム所在市町村全国協議会							
畜 産 業 関 係	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会
	川薩地区ホルスタイン共進会連絡協議会								
	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会				
	家畜防疫協議会					祁答院地区鶏病対策協議会			
							薩摩畜産農業協同組合連合会		
	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会
薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合					
鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	
鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	
日本さくらの会									
北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	
森林交付税創設促進連盟		森林交付税創設促進連盟							

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
林業関係	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター				
	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会
	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会
	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩東部林業振興対策協議会			
	川薩地域早掘りたけのご振興協議会	川薩地域早掘りたけのご振興協議会	川薩地域早掘りたけのご振興協議会	川薩地域早掘りたけのご振興協議会	川薩地域早掘りたけのご振興協議会	川薩地域早掘りたけのご振興協議会			
	鹿児島県公団造林推進協議会	鹿児島県公団造林推進協議会		鹿児島県公団造林推進協議会					
林業関係	広域基幹林道紫尾線維持管理協議会			広域基幹林道紫尾線維持管理協議会					
	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会
					鹿児島県野猿被害市町村協議会				
					さつま農協たけのご生産振興連絡協議会				
					林道安全協会				
						甑島特用林産振興連絡協議会	甑島特用林産振興連絡協議会	甑島特用林産振興連絡協議会	甑島特用林産振興連絡協議会
	鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会		鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会		鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会				
	さつま川内農協筍部会	さつま川内農協筍部会	さつま川内農協筍部会	さつま川内農協筍部会					
	鹿児島県松くい虫被害対策推進連絡協議会								
	水産業関係	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会					鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会
海上保安協会串木野支部						海上保安協会串木野支部	海上保安協会串木野支部	海上保安協会串木野支部	海上保安協会串木野支部
北薩地区水産改良普及事業推進協議会						甑島地区水産改良普及事業推進協議会	甑島地区水産改良普及事業推進協議会	甑島地区水産改良普及事業推進協議会	甑島地区水産改良普及事業推進協議会
						全国町村水産振興対策協議会	全国町村水産振興対策協議会	全国町村水産振興対策協議会	全国町村水産振興対策協議会
鹿児島県水域環境美化推進協議会		鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会
鹿児島県漁港協会						鹿児島県漁港協会	鹿児島県漁港協会	鹿児島県漁港協会	鹿児島県漁港協会
							(勸)鹿児島県栽培漁業協会	(勸)鹿児島県栽培漁業協会	
							鹿児島県藻貝陸産協議会		
							鹿児島県海洋深層水起業倶楽部	鹿児島県海洋深層水起業倶楽部	
鹿児島県漁業信用基金協会						鹿児島県漁業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会
							甑島地区漁協合併協議会	甑島地区漁協合併協議会	甑島地区漁協合併協議会

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	北薩地区沿岸漁業改善資金運営協議会					鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会	鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会	鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会	鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会
労働関係	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会
	全国シルバー-人材センター事業協会								
	全国勤労青少年ホーム連絡協議会								
	九州地区勤労青少年ホーム連絡協議会								
	鹿児島県勤労青少年ホーム連絡協議会								
	財かごしま産業支援センター(財)21世紀職業財団鹿児島事務所						財かごしま産業支援センター		財かごしま産業支援センター
労働関係	社鹿児島県障害者雇用促進協会	社鹿児島県障害者雇用促進協会	社鹿児島県障害者雇用促進協会	社鹿児島県障害者雇用促進協会	社鹿児島県障害者雇用促進協会	社鹿児島県障害者雇用促進協会	社鹿児島県障害者雇用促進協会	社鹿児島県障害者雇用促進協会	社鹿児島県障害者雇用促進協会
	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議
	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	宮之城公共職業安定所雇用対策推進協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	宮之城公共職業安定所雇用対策推進協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会
	九州地区雇用労働福祉会議								
	鹿児島県地下資源開発促進協議会	鹿児島県地下資源開発促進協議会	鹿児島県地下資源開発促進協議会						
	九州地区工業再配置促進連絡協議会		九州地区工業再配置促進連絡協議会	九州地区工業再配置促進連絡協議会					
商工観光関係	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会				
	九州西海岸観光協議会					九州西海岸観光協議会	九州西海岸観光協議会	九州西海岸観光協議会	九州西海岸観光協議会
	鹿児島県鉄道整備促進協議会								
	鹿児島県並行在来線鉄道対策協議会								
	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟
	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会				
	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会				
	鹿児島県特産品協会			鹿児島県特産品協会		鹿児島県特産品協会	鹿児島県特産品協会	鹿児島県特産品協会	
	鹿児島県料飲業生活衛生同業組合川薩支部								
	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会
	帝国データバンク調査会								
	九州観光都市連盟								
							財九州運輸振興センター	財九州運輸振興センター	財九州運輸振興センター

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	全国ふるさと大使連絡会議								
		鹿児島県観光地所在町村協議会	鹿児島県観光地所在町村協議会			鹿児島県観光地所在町村協議会			
		九州沖縄道の駅連絡会							
	鹿児島県中小企業団体中央会								
	鹿児島県美容生活衛生同業組合川内支部					鹿児島県美容生活衛生同業組合宮之城支部			
						甌島観光協会	甌島観光協会	甌島観光協会	甌島観光協会
						かごしまアイランドフェア開催実行委員会	かごしまアイランドフェア開催実行委員会	かごしまアイランドフェア開催実行委員会	かごしまアイランドフェア開催実行委員会
						鹿児島県旅客船協会	鹿児島県旅客船協会	鹿児島県旅客船協会	
商工観光関係						九州旅客船協会連合会	九州旅客船協会連合会 九州旅客船協会連合会合同役員会	九州旅客船協会連合会 九州旅客船協会連合会合同役員会	
						日本旅客船協会	日本旅客船協会	日本旅客船協会	
土 木 関 係	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会
	川内地区土木協会	川内地区土木協会	祁答院地区土木協会	川内地区土木協会	祁答院地区土木協会	甌島地区土木協会	甌島地区土木協会	甌島地区土木協会	甌島地区土木協会
	九州国道協会		九州国道協会	九州国道協会					
	薩摩北薩連絡幹線道路建設促進期成会	薩摩北薩連絡幹線道路建設促進期成会		薩摩北薩連絡幹線道路建設促進期成会					
	国道267号改良促進期成会			国道267号改良促進期成会					
			国道328号整備促進期成会						
				日本道路協会	日本道路協会		日本道路協会	日本道路協会	
								全国海岸協会	全国海岸協会
		鹿児島県ダンブカー協会	鹿児島県ダンブカー協会		鹿児島県ダンブカー協会				
				横座峠交流ふれあい活性化推進協議会					
							全国建設技術者協会	全国建設技術者協会	
					鹿児島県建設技術協会	鹿児島県建設技術協会		鹿児島県建設技術協会	鹿児島県建設技術協会
					北薩空港幹線道路整備促進期成会				
				鹿児島県・大口幹線道路整備促進期成会					
	県道山田入来線整備促進協議会	県道山田入来線整備促進協議会	県道山田入来線整備促進協議会						
河 川 関 係	川内川下流改修促進期成会	川内川下流改修促進期成会	川内川改修促進期成会	川内川下流改修促進期成会	川内川改修促進期成会				

6 公共の団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
港 湾 関 係	日本港湾協会					日本港湾協会			
	鹿児島県港湾協会					鹿児島県港湾協会	鹿児島県港湾協会	鹿児島県港湾協会	
	港湾都市協議会								
都市計画関係	全国都市計画協会		全国都市計画協会						
	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会
	南九州西回り自動車道川内道路建設促進協力会								
	鹿児島県市町村街路事業促進協議会		鹿児島県市町村街路事業促進協議会						
	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会
西薩地区九州新幹線建設協力会	西薩地区九州新幹線建設協力会		西薩地区九州新幹線建設協力会		西薩地区九州新幹線建設協力会	西薩地区九州新幹線建設協力会	西薩地区九州新幹線建設協力会	西薩地区九州新幹線建設協力会	
都市計画関係	(社)日本公園緑地協会								
	全国都市公園整備促進協議会								
	日本下水道協会						日本下水道協会	日本下水道協会	
	日本下水道協会九州地方支部						日本下水道協会九州地方支部	日本下水道協会九州地方支部	
	日本下水道協会鹿児島県支部					日本下水道協会鹿児島県支部	日本下水道協会鹿児島県支部	日本下水道協会鹿児島県支部	
							水産土木建設技術センター	水産土木建設技術センター	
			全国町村下水道推進協議会			全国町村下水道推進協議会	全国町村下水道推進協議会	全国町村下水道推進協議会	
日本土地区画整理協会									
鹿児島県市町村区画整理事業促進連絡協議会		鹿児島県市町村区画整理事業促進連絡協議会							
住 宅 関 係	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会
	鹿児島県建築行政連絡協議会	鹿児島県建築行政連絡協議会	鹿児島県建築行政連絡協議会	鹿児島県建築行政連絡協議会	鹿児島県建築行政連絡協議会	鹿児島県建築行政連絡協議会	鹿児島県建築行政連絡協議会	鹿児島県建築行政連絡協議会	
	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会
	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会
	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会
							甌島地区教育委員会連絡協議会	甌島地区教育委員会連絡協議会	甌島地区教育委員会連絡協議会
	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会
						甌島地区教育長会	甌島地区教育長会	甌島地区教育長会	甌島地区教育長会
					宮之城農業高等学校振興対策協議会				

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
教育総務・学校 教育関係	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会
	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会
	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会				
	全国都市教育長協議会								
	九州都市教育長協議会								
	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟
	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導連絡協議会	川薩地区中学校進路指導連絡協議会	川薩地区中学校進路指導連絡協議会	川薩地区中学校進路指導連絡協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会
	全国適応指導教室連絡協議会								
	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター
北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	
			鹿児島県特殊学級設置校協議会						
教育総務・学校 教育関係	勤自治体国際化協会	勤自治体国際化協会	勤自治体国際化協会	勤自治体国際化協会	勤自治体国際化協会				
	川薩地区中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟
	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会
	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会
	川内市小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟
		郡音楽教育研究会	郡音楽教育研究会	郡音楽教育研究会	郡音楽教育研究会				
	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会
	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会
	九州公立幼稚園協会	九州公立幼稚園協会	九州公立幼稚園協会	九州公立幼稚園協会	九州公立幼稚園協会	九州公立幼稚園協会	九州公立幼稚園協会	九州公立幼稚園協会	九州公立幼稚園協会
	鹿児島県公立幼稚園協会	鹿児島県公立幼稚園協会	鹿児島県公立幼稚園協会	鹿児島県公立幼稚園協会	鹿児島県公立幼稚園協会	鹿児島県公立幼稚園協会	鹿児島県公立幼稚園協会	鹿児島県公立幼稚園協会	鹿児島県公立幼稚園協会
	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会
	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会
	鹿児島県視聴覚教育連盟	鹿児島県視聴覚教育連盟		鹿児島県視聴覚教育連盟			鹿児島県視聴覚教育連盟	鹿児島県視聴覚教育連盟	
	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会
	全国青少年補導センター連絡協議会								
	鹿児島県青少年補導センター連絡協議会								

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
社会教育関係	鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会		鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会		鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会
	地区社会教育研究会	地区社会教育研究会		地区社会教育研究会			地区社会教育研究会	地区社会教育研究会	
	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会
	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会
	日本図書館協会								
	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会
	(財)日本博物館協会								
	九州博物館協会								
	鹿児島県博物館協会	鹿児島県博物館協会	鹿児島県博物館協会		鹿児島県博物館協会		鹿児島県博物館協会	鹿児島県博物館協会	
			日本ナショナルトラスト						
全国生涯学習市町村協議会									
社会教育関係	全国史跡整備市町村協議会		全国伝統的建造物群保存地区協議会						
	九州地区市町村文化財保存整備協議会								
			全国公立文化施設協議会						
			九州公立文化施設協議会						
	全国少年自然の家連絡協議会九州地区協議会								
	鹿児島県国公立青少年社会教育施設研究協議会								
	全国少年自然の家連絡協議会								
	鹿児島県キャンプ協会			鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	
	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会
	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会
	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	
		日本宇宙少年団							
			小さな親切運動						
社会教育関係	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会
	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会
	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
保健体育関係	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会
	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会		鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	
		鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会
	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	北薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会
	全国ポート場所在市町村協議会								
	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会
	鹿児島県B & G地域海洋センター連絡協議会						鹿児島県B & G地域海洋センター連絡協議会	鹿児島県B & G地域海洋センター連絡協議会	
鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会
水道関係	(社)日本水道協会	(社)日本水道協会	(社)日本水道協会	(社)日本水道協会	(社)日本水道協会				
	(社)日本水道協会九州地方支部	(社)日本水道協会九州地方支部	(社)日本水道協会九州地方支部	(社)日本水道協会九州地方支部	(社)日本水道協会九州地方支部				
	(社)日本水道協会鹿児島県支部	(社)日本水道協会鹿児島県支部	(社)日本水道協会鹿児島県支部	(社)日本水道協会鹿児島県支部	(社)日本水道協会鹿児島県支部				
	(社)鹿児島県水道協会	(社)鹿児島県水道協会	(社)鹿児島県水道協会	(社)鹿児島県水道協会	(社)鹿児島県水道協会	(社)鹿児島県水道協会	(社)鹿児島県水道協会	(社)鹿児島県水道協会	(社)鹿児島県水道協会
水道関係	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会
	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会				
国民健康保険関係	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会
	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会
	九州都市国保研究協議会								
	広報共同事業								
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金
農業集落排水関係	日本農業集落排水協会		日本農業集落排水協会		日本農業集落排水協会	日本農業集落排水協会			
	鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会		鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会		鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会	鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会			
工業用水関係			日本工業用水協会						
介護保険関係	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金
						甌島地区医学研究会	甌島地区医学研究会	甌島地区医学研究会	甌島地区医学研究会
						日本医師会	日本医師会	日本医師会	日本医師会
						鹿児島県医師会	鹿児島県医師会	鹿児島県医師会	鹿児島県医師会
						九州医師会医学学会	九州医師会医学学会	九州医師会医学学会	

6 公共の団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村
へき地診療所 関 係						薩摩郡医師連盟	薩摩郡医師連盟	薩摩郡医師連盟	薩摩郡医師連盟
						鹿児島県歯科医師会	鹿児島県歯科医師会	鹿児島県歯科医師会	
							歯科衛生士協会	歯科衛生士協会	
							鹿児島県保険医協会	鹿児島県保険医協会	
						全国国民健康保険診療施設協議会	全国国民健康保険診療施設協議会	全国国民健康保険診療施設協議会	全国国民健康保険診療施設協議会
					鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	

提案第7号

上・下水道事業の取扱いについて

合併協定項目23-18号「上・下水道事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年7月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

上・下水道事業の取扱いについて

1 水道事業

(1) 上水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後3年以内を目途に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 水道料金及び検針

上水道と簡易水道の料金については、合併後3年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」とする。

検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に随時調整する。

メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 加入負担金及び手数料

新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。

給水装置工事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料、については、合併時に、新たな制度等を制定する。

給水装置工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整する。

開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止する。

(4) 事業及び財政計画（上水・簡水）については、新市に移行後1年以内を目途に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画（設計計画）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- (5) 船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) サービスセンター事務(管理)については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (7) 水道事業運営審査会については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (8) 工業用水については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

- (1) 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。
- (2) 負担金等事務
 - 負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。
 - 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているので、合併までに統一する方向で調整する。
 - 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。
 - 猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。
- (3) 下水道整備計画と認可及び財政計画
 - 下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

3 温泉事業

- (1) 温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。
- (2) 検針及び料金
 - 検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
 - 公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。
 - 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に調整する。
 - 賦課徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (3) 量水器については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
- (4) 工事負担金及び検査
 - 工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 工事検査については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (5) 公衆浴場維持管理については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (6) 温泉施設開発については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (7) 給湯開始・休止については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (8) 温泉審議会については、新市に移行後1年以内に調整する。

平成 年 月 日 確認

上・下水道事業の取扱いについて

1. 協定項目の要旨・留意点

上水道及び下水道、温泉に関する事業・制度について検討する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案内容の理由

事務事業調整の基本的視点及び方針に沿った内容の調整案とする。

3. 協議（協定）先進事例

<p>篠山市</p> <p>上水道関係</p> <ul style="list-style-type: none">水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山町の例による。水道給水区域については、現行のとおりとする。水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。 <p>下水道関係</p> <ul style="list-style-type: none">下水道使用料については、篠山市の例による。生活排水処理事業にかかる受益者負担については、次のとおり実施するものとする。<ul style="list-style-type: none">都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。生活排水処理事業にかかる加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。<ul style="list-style-type: none">農業集落排水事業新規加入分担金については、現行のとおりとする。農業集落排水管理については、西紀町及び今田町の例による。生活排水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。<ul style="list-style-type: none">水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。合併処理浄化槽設置整備補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山町の例による。下水道事業基金については、合併時の合計額をもって基金を設置する。
<p>東かがわ市</p> <p>上水道関係</p> <ul style="list-style-type: none">水道給水区域については、現行のとおりとする。水道使用料、新規加入金等及びメーター使用料については、合併時に次に掲げる表

第1、表第2及び表第3のとおり統一し、検針及び徴収については、毎月実施する。
表省

- ・ 施設等申込検査手数料は、次の表第4のとおり合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおりとする。表省略

下水道関係

- ・ 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。
- ・ 下水道使用料については、合併時に上下水道家庭用の使用料を基準に調整する。
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業については大内町の例により調整する。

高田地域

水道関係の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- ・ 上水道事業については、吉田町及び甲田町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。
- ・ 簡易水道事業等については、統合し、新市において新たな特別会計を設ける。
- ・ 加入者分担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整する。
- ・ 使用料については、当面は現行のとおりとし、新市において経営分析を行い調整する。
- ・ 新市における加入者分担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体制とする。
- ・ 飲料水供給施設補助事業については、新市において制度化を図る。

下水道事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- ・ 受益者負担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- ・ 使用料については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- ・ 新市における受益者負担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体系とする。

周南市

上水道事業

- ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

簡易水道事業

- ・ 2市2町には、平成14年度現在20箇所簡易水道施設が設置されており、地理的な条件等により同一事業とすることが困難なことから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名			上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会		
調整方針	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、新市に移行後3年以内を目途に、随時調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
上水道事業会計	川内市水道事業	樋脇町水道事業	入来町水道事業	東郷町水道事業						
(公営企業)			(下記は公営企業適用)							
			市野々簡易水道							
			山之口簡易水道							
			中山簡易水道							
			内之尾簡易水道							
			渡簡易水道							
			神岡簡易水道事業							
			赤仁田簡易水道							
			八重簡易水道							
簡易水道特別会計	土川簡易水道	野下地区簡易水道	長野地区簡易水道	鳥丸地区簡易水道	蘭牟田地区簡易水道	里村簡易水道	中甌地区簡易水道	青瀬地区簡易水道	鹿島村簡易水道	
	西方簡易水道	倉野地区簡易水道			砂石地区簡易水道		江石地区簡易水道	瀬々野浦地区簡易水道		
	湯之元簡易水道	田代沢牟田地区簡易水道			下手地区簡易水道		桑之裏地区簡易水道	長浜地区簡易水道		
	港簡易水道	藤本地区簡易水道			黒木地区簡易水道			手打地区簡易水道		
	小倉簡易水道	武田地区簡易水道			上手地区簡易水道			片野浦地区簡易水道		
	高江簡易水道	上手地区簡易水道			中武地区簡易水道			内川内地区飲料水供給施設		
	水引簡易水道	鍋原地区飲料施設			牟田地区簡易水道					
	木場茶屋簡易水道				枯木野地区簡易水道					
	湯田簡易水道									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)					専門部会・分科会名		上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会		
調整方針	会計方式については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に随時調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
予算・決算 (上水道・ 簡易水道)	水道事業収益	14年度予算	1,036,301,000	115,000,000	118,616,000	132,829,000				
		13年度決算	1,076,177,663	115,817,367	115,640,695	121,559,872				
営業収益		14年度予算	1,019,172,000	112,566,000	107,687,000	92,087,000				
		13年度決算	1,049,675,124	114,484,288	105,977,290	88,222,796				
営業外収益		14年度予算	17,129,000	2,434,000	10,929,000	40,742,000				
		13年度決算	26,502,539	1,333,079	9,663,405	33,337,076				
小計		14年度予算	1,036,301,000	115,000,000	118,616,000	132,829,000				
		13年度決算	1,076,177,663	115,817,367	115,640,695	121,559,872				
水道事業費用		14年度予算	1,000,817,000	115,000,000	116,206,000	125,093,000				
		13年度決算	968,911,054	108,857,929	105,334,180	114,051,683				
営業費用		14年度予算	749,826,000	92,316,000	89,072,000	107,403,000				
		13年度決算	717,923,166	86,194,104	80,357,536	96,586,646				
営業外費用		14年度予算	249,991,000	22,036,000	27,084,000	17,490,000				
		13年度決算	250,987,888	22,663,825	24,976,644	17,485,037				
予備費		14年度予算	1,000,000	648,000	50,000	200,000				
		13年度決算	0	0	0	0				
小計		14年度予算	1,000,817,000	115,000,000	116,206,000	125,093,000				
		13年度決算	968,911,054	108,857,929	105,334,180	114,051,683				
水道事業収入	事業収入	公営企業収入・使用料手数料	使用料手数料	水道使用料	事業収入	水道事業収入(水道使用料・手数)	使用料及び手数料	水道事業収入(水道使用料・手数)	水道事業収入(水道使用料・手数)	
		14年度予算	138,042,000	13,222,000	1,880,000	1,012,000	51,269,000	25,344,000	34,720,000	44,346,000
		13年度決算	145,286,280	13,381,820	2,729,720	1,087,000	55,248,470	25,469,000	33,908,000	44,124,000
国庫(県)支出金	国					国		県		
		14年度予算	25,000,000	108,000,000			5,304,000	82,900,000		20,800,000
繰入金		13年度決算	0	45,200,000			48,000,000	52,970,000		29,040,000
		14年度予算	16,896,000	38,128,000	4,178,000	7,820,000	13,000,000		34,147,000	23,908,000
諸収入		13年度決算	7,210,400	28,274,000	5,465,780	9,374,000	16,219,000		63,618,000	22,131,000
		14年度予算	4,506,000	2,346,000	123,000	28,000	10,677,000	56,000	13,000	2,092,000
繰越金		13年度決算	11,235,042	114,168	831,600	765,000	18,762,306	88,000	4,916,000	6,803,000
		14年度予算	10,326,000	1,603,000	0	1,000	5,000,000	100,000	800,000	0
市町村債		13年度決算	23,419,635	4,535,406	1,659,221	345,000	4,974,514	849,000	2,603,000	3,984,000
		14年度予算	67,500,000	153,800,000	0	0	18,200,000	52,000,000	0	6,400,000
収入合計		13年度決算	0	70,500,711	0	0	66,300,000	38,400,000	0	22,100,000
		14年度予算	262,270,000	317,099,000	6,181,000	8,861,000	103,450,000	160,400,000	69,680,000	97,546,000
簡易水道事業費		13年度決算	187,151,357	162,006,105	10,686,321	11,571,000	209,504,290	117,776,000	105,045,000	128,182,000
		14年度予算	220,506,000	292,690,000	2,403,000	7,809,000	87,182,000	154,933,000	31,486,000	34,660,000
公債費		13年度決算	129,507,475	139,111,837	2,956,821	8,655,000	188,123,445	112,489,000	38,572,000	36,584,000
		14年度予算	40,764,000	24,264,000	4,180,000	952,000	16,267,000	5,367,000	38,104,000	34,801,000
予備費		13年度決算	41,171,586	18,353,190	4,757,030	952,000	12,205,324	4,532,000	65,686,000	35,413,000
		14年度予算	1,000,000	146,000	1,000	100,000	0	100,000	100,000	700,000
その他		13年度決算	0	0	0	0	0	0	0	0
		14年度予算					基金積立費		建設事業費	災害復旧費
支出合計		13年度決算					1,000		27,385,000	28,000
		14年度予算	262,270,000	317,100,000	6,584,000	8,861,000	103,450,000	160,400,000	69,690,000	97,546,000
	13年度決算	170,679,061	157,465,027	7,713,851	9,607,000	200,328,769	117,021,000	104,258,000	123,320,000	
										60,048,000

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
企業債の状況(上水・簡水)	(上水道事業) 平成12年度末残高 4,610,953千円 平成13年度借入額 320,100千円 平成13年度償還金 143,072千円 平成13年度償還高累計 1,170,120千円 平成13年度末残高 4,787,980千円 (簡易水道事業) 平成12年度末残高 342,923千円 平成13年度借入額 0千円 平成13年度償還金 19,897千円 平成13年度償還高累計 175,774千円 平成13年度末残高 323,026千円	(上水道) 平成12年度末残高 537,343千円 平成13年度借入額 0千円 平成13年度償還金 9,983千円 平成13年度償還高累計 61,840千円 平成13年度末残高 537,360千円 (簡易水道) 平成12年度末残高 490,114千円 平成13年度借入額 70,500千円 平成13年度償還金 5,536千円 平成13年度償還高累計 11,522千円 平成13年度末残高 555,078千円	(上水道) 平成12年度末残高 829,171,005円 平成13年度借入額 127,000,000円 平成13年度償還金 19,533,859円 平成13年度償還高累計 152,362,854円 平成13年度末残高 936,637,146円 長野地区簡易水道 平成13年度末償還残高 39,162,746円	(上水道事業) 平成12年度末残高 740,800,000円 平成13年度借入額 26,000,000円 平成13年度償還金 0円 平成13年度償還高累計 0円 平成13年度末残高 766,800,000円 (簡易道事業) 平成12年度末残高 47,600,000円 平成13年度借入額 0円 平成13年度償還金 0円 平成13年度償還高累計 0円 平成13年度末残高 47,600,000円	簡易水道事業 平成12年度末償還残高 153,879千円 平成13年度借入額 66,300千円 平成13年度償還金 7,402千円 平成13年度末償還残高 212,777千円
		里村 平成12年度末残高 30,467千円 平成13年度借入額 38,400千円 平成13年度償還額 2,811千円 【借入事業】 簡易水道事業	上甌村 【簡易水道】 平成12年度末残高 431,818千円 平成13年度借入額 0円 平成13年度償還金 47,316千円 平成13年度償還高累計 47,316千円 平成13年度末残高 479,134千円	下甌村 平成12年度末残高 466,857千円 平成13年度借入額 22,100千円 平成13年度償還金 19,171千円 平成13年度償還高累計 19,171千円 平成13年度末残高 469,786千円	鹿島村 平成12年度末残高 226,622千円 平成13年度借入額 4,200千円 平成13年度償還金 23,387千円 平成13年度償還高累計 90,785千円 平成13年度末残高 207,435千円 【借入事業】 簡易水道事業

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会		
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。							
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町			
	上水・簡水同一	上水用	上水・簡水同一	上水・簡水同一	簡水のみ			
検針	時期	2ヶ月ごと	毎月	毎月	毎月	時期 毎月		
	検針員	10人	2人	13業者	2人	検針員 2人		
	委託料	71円/個	60円/件	65円/件	55円/件	委託料 60円/件		
料金種別	口径別	用途別	用途別	口径別	用途	月額		
一般用 基本料金	13	・基本料金(10m3含む)	家庭用 ・基本料金	一般用 ・基本料金(5m3含む)	一般用 ・基本料金(5m3含む)	720		
	20	・超過料金	5m3まで	13	13	980		
	25	11m3 ~	10m3まで	20	20	1,160		
	40	150	・従量料金	25	25	1,160		
	50	公共用	11 ~ 30m3	30	30	1,370		
	75	・基本料金(10m3含む)	31 ~ 40m3	40	40	1,640		
	100	1,550	41 ~ 50m3	50	50	2,190		
	従量料金	1 ~ 10m3	・超過料金	51 ~ 60m3	75	75	4,100	
		11 ~ 20m3	11m3 ~	61 ~ 70m3	100	100	6,830	
		21 ~ 30m3	150	71 ~ 80m3	・従量料金	6 ~ 10m3	140	
		31m3 ~	190	81 ~ 90m3	11m3 ~	11m3 ~	150	
		臨時用 ・基本料金	一般用と同じ	営業用	91 ~ 100m3			
			・従量料金	1m3当り	・基本料金(10m3含む)	101m3 ~		
私設消火栓				演習用1個1回(5分)について	・超過料金	11m3 ~		
		船舶用 ・基本料金		免除	浴場用			
			・従量料金	1m3当り	・基本料金(100m3含む)			
船舶用 ・基本料金				免除	・超過料金			
		・従量料金		1m3当り	101m3 ~			
			船舶用 ・基本料金	免除	臨時用			
・従量料金				1m3当り	・基本料金(10m3含む)			
	船舶用 ・基本料金	免除		・超過料金				
		・従量料金	1m3当り	11m3 ~				
船舶用 ・基本料金			免除	使用していないメーター使用料				
	・従量料金		1m3当り	13				
		船舶用 ・基本料金	免除	20				
・従量料金			1m3当り	25				
	船舶用 ・基本料金		免除	30				
		・従量料金	1m3当り	40				
船舶用 ・基本料金			免除	50				
	・従量料金		1m3当り	50				
		船舶用 ・基本料金	免除	75 ~				
・従量料金			1m3当り	消費税別				
	船舶用 ・基本料金		免除	1,000				
		・従量料金	1m3当り	1,200				
船舶用 ・基本料金			免除					
	・従量料金		1m3当り					
		船舶用 ・基本料金	免除					
・従量料金			1m3当り					

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
上水と一緒		一般用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 100 公共用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 90 営農用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 50			

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会					
調整方針	上下水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。										
項目	里村	上甑村	下甑村	鹿島村							
	簡水のみ	簡水のみ	簡水のみ	簡水のみ							
検針	時期	毎月	毎月	毎月	毎月						
	検針員	2人	4人	6人	2人						
	委託料	90円/件	6,400円/日	手打地区64,000円/月、片野浦地区23,500円/月、瀬々野浦地区30,900円/月、青瀬地区34,400円/月、内川内地区8,500円/月、長浜地区51,300円/月	職員						
料金種別	用途別	用途別	用途別	用途別	用途別	月額					
一般用 ・基本料金(3m3含む)		600	一般用 ・基本料金(3m3含む)		500	一般用 ・基本料金(5m3含む)		930	一般用 ・基本料金(4m3含む)		600
	・超過料金	4m3 ~	120	・超過料金	4m3 ~	120	・超過料金	6m3 ~	100	・超過料金	5 ~ 10m3 11 ~ 20m3 21 ~ 30m3 31m3 ~
官公署用 ・基本料金(5m3含む)			官公署用 ・基本料金(5m3含む)		1,100	公共用 ・基本料金(10m3含む)		1,150	営業用 ・公立学校・役場病院用 ・基本料金(8m3含む)		1,200
	・超過料金	6m3 ~	120	・超過料金	6m3 ~	120	・超過料金	11m3 ~		130	・超過料金
営業用 ・基本料金(7m3含む)		1,400	営業用 ・基本料金(5m3含む)		1,100	営業用 ・基本料金(5m3含む)		1,150	臨時用 ・基本料金(8m3含む)		1,500
	・超過料金	8m3 ~	140	・超過料金	6m3 ~	120	・超過料金	6m3 ~		130	・超過料金
臨時用 ・基本料金(7m3含む)		1,700	臨時用 ・基本料金(8m3含む)		1,500	臨時用 ・基本料金(5m3含む)		1,250	臨時用 ・基本料金(50m3含む)		3,200
	・超過料金	8m3 ~	180	・超過料金	9m3 ~	170	・超過料金	6m3 ~		160	・超過料金
			メーター使用料						メーター使用料		
			13		80				13		80
			20		100				16		100
			30		120				20		120
			50		200				25		170
			75 ~		400				30		200
									40		250
									50 ~		300

料金試算での比較

条件：一般家庭で、メーター器の口径は 13m/mとした場合

88

		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	最高	最低	平均
一般家庭で 月30m3使用 したとき	基本料金	600	1,550	1,120	980	720	600	500	930	600	1,550	500	844
	従量(超過) 料金	3,100	3,000	2,200	3,700	2,150	3,240	3,240	2,500	3,420	3,700	2,150	2,950
	メーター 使用料							80	100	80			
	計	3,700	4,550	3,320	4,680	2,870	3,840	3,820	3,530	4,100	4,680	2,870	3,823
	消費税及び 地方消費税	185	230	170	234	140	190	190	180	210	(最高 - 最低) 1,810		
	合計	3,885	4,780	3,490	4,914	3,010	4,030	4,010	3,710	4,310	4,914	3,010	4,015
平均値との差 (平均 - 合計)		130	765	525	899	1,005	15	5	305	295	(最高 - 最低) 1,904		
一般家庭で 月20m3使用 したとき	基本料金	600	1,550	1,120	980	720	600	500	930	600	1,550	500	844
	従量(超過) 料金	1,600	1,500	1,100	2,200	1,200	1,920	1,920	1,500	1,900	2,200	1,100	1,649
	メーター 使用料							80	100	80			
	計	2,200	3,050	2,220	3,180	1,920	2,520	2,500	2,530	2,580	3,180	1,920	2,522
	消費税及び 地方消費税	110	150	110	159	92	130	130	130	130	(最高 - 最低) 1,260		
	合計	2,310	3,200	2,330	3,339	2,012	2,650	2,630	2,660	2,710	3,339	2,012	2,649
平均値との差 (平均 - 合計)		339	551	319	690	637	1	19	11	61	(最高 - 最低) 1,327		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会																																						
調整方針	メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容については、現行のまま新市に引き継ぐ。																																									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町																																					
<p>量水器 (量水器 出庫)</p>	<p>【メーターの設置】 1.給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。 2.メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 1.メーターは、市が、水道の使用者又は給水装置の所有者若しくは管理人に貸与し、保管させる。 2.水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3.水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの設置位置等】 1.メーターの設置位置は、次のとおりとする。 (1)敷地の正面入口又は建物の玄関付近 (2)点検及び取替作業が容易に行うことができる場所 (3)乾燥していて、汚水が入りにくい場所 (4)衛生的で損傷のおそれがない場所 2.メーターは、水平に設置しなければならない。</p>	<p>量水器の設置】 給水量は、町の量水器（メーター）により計量する。 量水器は、給水装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、町が設置してこれを使用者に貸与する。 保管者は、メーターについて善良な管理しなければならない。 保管者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損したときは、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 町が貸与する量水器の使用料は1ヶ月について次のとおりとし水道料金とともに使用者から徴収する。ただし、休止の場合は量水器使用料だけ徴収する。</p> <p>【料金の減免】 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金及び使用料の徴収を猶予又は減免することができる。</p> <p>【使用料・手数料】 量水器使用料</p> <table border="1" data-bbox="636 909 992 1085"> <tr><td>量水器</td><td>13mm</td><td>100円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>25mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>30mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>40mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>75mm</td><td>1,200円</td></tr> </table> <p>(消費税別途必要)</p>	量水器	13mm	100円	量水器	20mm	200円	量水器	25mm	200円	量水器	30mm	400円	量水器	40mm	400円	量水器	50mm	1,000円	量水器	75mm	1,200円	<p>【量水器の貸与】 量水器は町が設置して、給水装置の所有者又は使用者に保管させる。 保管者は、善良な注意をもって量水器を保管しなければならない。 保管者が管理義務を行ったため量水器を亡失又は毀損した場合は、その定額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 なし</p> <p>【料金等の減免】 町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免することができる。</p> <p>月の途中において量水器の使用を開始、中止又は廃止したときの使用料は、使用日数が16日以上の場合は、1ヶ月分 使用日数が15日未満の場合は、半月分</p>	<p>(水道メーターの設置) 第21条 給水量は、管理者のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要が無いと認めるときは、この限りでない。 2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。 3 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。 (メーターの貸与) 第22条 メーターは管理者が設置して、水道の使用者又は管理者若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。</p> <p>水道メーターの出庫については、メーター出入庫簿で管理している。</p> <p>メーター器の出庫個数(貸与数)</p> <table border="1" data-bbox="1359 973 1718 1165"> <tr><td colspan="2">平成14年3月末日現在</td></tr> <tr><td>13mm</td><td>2,373個</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>75個</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>13個</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>9個</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>14個</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>9個</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,493個</td></tr> </table> <p>メーターは無償貸与。</p>	平成14年3月末日現在		13mm	2,373個	20mm	75個	25mm	13個	30mm	9個	40mm	14個	50mm	9個	合計	2,493個	<p>【量水器の設置】 給水量は量水器（メーター）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときはこの限りではない。量水器は給水装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【量水器の貸与】 量水器は、使用者又は管理人もしくは給水装置の所有者に保管させる。ただし、下記のいずれかに該当する場合、これを水道使用者等に設置させることができる。 1 使用予定数量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき 2 使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき 保管者は善良な注意を持って量水器を管理しなければならない。 保管者が管理業務を怠ったため量水器を亡失又は棄損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p>
量水器	13mm	100円																																								
量水器	20mm	200円																																								
量水器	25mm	200円																																								
量水器	30mm	400円																																								
量水器	40mm	400円																																								
量水器	50mm	1,000円																																								
量水器	75mm	1,200円																																								
平成14年3月末日現在																																										
13mm	2,373個																																									
20mm	75個																																									
25mm	13個																																									
30mm	9個																																									
40mm	14個																																									
50mm	9個																																									
合計	2,493個																																									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会																					
調整方針	メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容については、現行のまま新市に引き継ぐ。																								
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村																					
<p>量水器 (量水器 出庫)</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、水道メーターにより計量する。ただし、村長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して水道の使用者又は、管理人若しくは、給水装置の所有者に保管させる。メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 なし</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、水道メーターにより計量する。ただし、村長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して水道の使用者又は、管理人若しくは、給水装置の所有者に保管させる。メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 メーターの貸与を受けた場合には、貸与メーター1箇月につき月額100円のメーター使用料を徴収する。</p> <p>【料金、手数料等の軽減又は免除】 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、村の水メーターにより計量する。ただし、村長が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。メーターは給水装置に設置し、その位置は、村長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して、水道の使用者又は管理者若しくは給水装置の所有者に保管させる。 保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 メーターの貸与を受けた場合には、貸与メーター1箇月につき月額100円のメーター使用料を徴収する。</p> <p>【料金、手数料等の軽減又は免除】 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>	<p>【量水器の設置】 給水量は、村の水メーターにより計量する。ただし、村長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 ・メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が定める。 ・メーターの位置が管理上不適当となつたときは、村長は所有者の負担において、これを変更改善させる。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、有料で使用者又は管理人若しくは所有者に貸与保管させる。 保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 管理者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーター使用料】 村が貸与するメーターの使用料は1ヶ月について次のとおりとし、水道料金とともに使用者又は管理人もしくは所有者から徴収する。</p> <p>【料金等の減免】 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減、免除分納、または延納することができる。</p> <p>[使用料・手数料] メーター使用料</p> <table border="1" data-bbox="1366 1037 1702 1197"> <tr> <td>13mm</td> <td>一個1カ月につき</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>16mm</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>"</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>"</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>"</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>50mm以上</td> <td>"</td> <td>300円</td> </tr> </table>	13mm	一個1カ月につき	80円	16mm	"	100円	20mm	"	120円	25mm	"	170円	30mm	"	200円	40mm	"	250円	50mm以上	"	300円
13mm	一個1カ月につき	80円																							
16mm	"	100円																							
20mm	"	120円																							
25mm	"	170円																							
30mm	"	200円																							
40mm	"	250円																							
50mm以上	"	300円																							

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名		上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会					
調整方針	新規加入負担金の事務処理については、現行のまま新市に引き継ぎ、負担金の金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、合併時に、新たに制度等を制定し、工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整し、開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料は、廃止の方向で調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
新規加入負担金	e60	負担金 下段は簡易水道 13mm 80,000円 130,000円 20mm 200,000円 299,000円 25mm 330,000円 481,000円 40mm 1,100,000円 1,430,000円 50mm 2,200,000円 2,470,000円 75mm 5,000,000円 6,500,000円 100mm 9,600,000円	負担金 無し	負担金 無し	負担金 下段は簡易水道 13mm 30,000円 20mm 60,000円 25mm 90,000円 30mm 110,000円 40mm 120,000円 50mm 200,000円 75mm 300,000円 100mm 500,000円	負担金 13mm 30,000円 20mm以上 40,000円	負担金 無し	負担金 無し	負担金 無し	負担金 無し
給水装置工事事業者指定手数料	e70	1 件 11,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円
設計審査手数料	e70	20mm以下 2,800円 25mm以上40mm以下 3,600円 50mm以上 4,300円 撤去 700円	20mm以下 2,300円 25mm以上 3,000円 新設・改修・修繕 1,000円		13mm～20mm 2,800円 25mm～40mm 3,500円 50mm以上 4,200円 撤去 700円	一律 5,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円
給水装置工事検査手数料	e70	20mm以下 4,300円 25mm以上40mm以下 5,000円 50mm以上 5,700円 撤去 700円	竣工検査手数料 20mm以下 4,600円 25mm以上 5,400円 新設・改修・修繕 1,000円	竣工検査手数料 13mm～20mm 4,200円 25mm～40mm 4,900円 50mm以上 5,600円	13mm～20mm 4,200円 25mm～40mm 4,900円 50mm以上 5,600円 撤去 700円	設計審査及び工事検査含む	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円
給水装置工事設計・無許可給水装置工事検査手数料	e70						給水装置工事設計 2,000円	無許可給水装置工事検査 2,000円 給水装置工事設計 2,000円	無許可給水装置工事検査 2,000円	無し

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名		上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会			
調整方針	新規加入負担金の事務処理については、現行のまま新市に引き継ぎ、負担金の金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 給水装置工事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、合併時に、新たに制度等を制定し、工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整し、開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料は、廃止の方向で調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
各種証明手数料	e70	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円		200円
(開栓・休栓)手数料	e70			200円	200円		200円	200円		200円
督促手数料	e70		100円							100円
量水器機能試験手数料	e70			13mm 150円 20mm 200円 25mm～30mm 250円 40mm 300円 50mm 350円 75mm 500円			20mm以下 200円 25mm以下 300円	20mm以下 200円 25mm以下 300円		
消防演習手数料	e70								2,000円	
工事設計手数料	e70			工事設計手数料 工事費 5,000円未満 100円 10,000円未満 150円 50,000円未満 300円 50,000円以上 600円						
メーター取り付け及び撤去手数料	e70				撤去に係るもの 700円 (設計審査及び工事検査) メーター取り付け及び撤去 手数料 1,000円					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業及び財政計画 (上水道)	<p>【内容】 建設改良等の事業計画に基づく財政計画の策定</p> <p>【期間】 中～長期</p> <p>【策定期間】 基本的には予算・決算時</p> <p>【事業計画】 H15 浄水場集中監視システム H16～ 各水源池遠方監視システム整備</p>	<p>・水道事業は、公営企業会計により経営している。</p> <p>・水道の安定供給に資するため、第3次樋脇町総合振興計画を策定している。(平成15年度～平成25年度)</p> <p>・健全な経営をする為に、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画が必要である。</p>	<p>水道事業は、特別会計により経営する。</p>	<p>水道事業は、企業会計により経営している。</p> <p>健全な経営をするために、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画の必要がある。</p> <p>(事業名) 第一次拡張整備事業 (事業期間) 平成10年～23年</p>	<p>該当なし</p>
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23-18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業及び財政計画(簡易水道)	<p>【内容】 建設改良等の事業計画に基づく財政計画の策定</p> <p>【期間】 中～長期</p> <p>【策定期間】 基本的には予算・決算時</p> <p>【事業計画】 H14～16 西方簡水生活基盤近代化事業 H15 高江簡水生活基盤近代化事業</p>	<p>水道の安定供給及び維持管理等の経営財政分析を行い、振興計画を策定して、上水道との統合を図る必要がある。</p>	<p>長野地区簡易水道事業のみ特別会計の簡易水道である。 事業開始年月日 平成5年4月1日</p>	<p>簡易水道事業は鳥丸地区簡易水道事業のみで特別会計で経営している。</p> <p>健全な運営をするためには、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画が必要である。</p>	<p>事業計画 平成13年度から平成14年度にかけて、下手地区簡易水道事業・下手地区の未普及地域解消事業を実施中であり、続いて蘭牟田地区簡易水道事業・蘭牟田地区の水道未普及地域解消事業を実施予定である。また、当事業の実施にあわせ中央監視システムを導入していく。今後の事業計画については、老朽管および機械設備の更新があげられる。</p> <p>蘭牟田地区概要 事業期間 平成15年度～平成16年度 事業名 水道未普及地域解消事業 地区名 蘭牟田地区 事業費 120,000千円 補助率 40% 拡張地域給水人口 50名</p>
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
	<p>・水道事業は、特別会計により経営している。</p> <p>・健全な経営をする為に、経営、財政分析が不可欠であるが市町村合併による新たな経営、財政計画が必要である。</p> <p>・平成13年度から平成17年度までの5カ年で老朽管等の更新を基幹改良事業(国庫)及び特定離島ふるさとおこし推進事業(県単)により実施中である。</p> <p>・集中管理システムの整備を平成18年度以降に計画している。</p>	<p>・簡易水道事業は、特別会計により経営している。</p> <p>【事業計画】 平成15年度 中甑地区簡易水道変更認可 平成16年度 中甑地区簡易水道 浄水場整備 平成17年度 中甑地区簡易水道 浄水場整備 平成18年度 桑之浦地区簡易水道 浄水場整備 随時 各簡易水道のポンプ類は、年2から3台交換</p>	<p>簡易水道事業は、特別会計により経営している。</p> <p>平成13年度の一般会計からの繰入金は22,132千円で、依然として一般会計からの繰入金に依存する財政状況である。</p> <p>合併による新たな経営体系、財政計画が必要である。</p> <p>【事業計画】 平成17年度 青瀬地区簡易水道 前処理機整備 平成18年度 長浜(芦浜)地区簡易水道 前処理機整備 平成19年度 内川内地区飲用水施設 前処理機整備</p> <p>各簡易水道のポンプ類は、毎年1台～2台交換</p> <p>平成16～21年度 手打地区導水管布設(トンネル内占用) 150mm L=1,500m 平成17年度～ 下水事業に伴う送配水管の布設替有</p>	<p>簡易水道事業は、特別会計により経営している。</p> <p>平成13年度一般会計からの繰入金は27,018千円で、依然として繰入金に依存する財政状況である。</p> <p>健全な経営をするために、生産コストの削減、及び料金改定等、財政分析が不可欠であるが市町村合併による新たな経営、財政計画が必要である。</p> <p>【事業計画】 事業実施期間及び事業名 平成15年度 ポンプ設備・制御盤改修 平成16年度 送水管敷設替 150mm L=140mm 平成17年度 配水管敷設替 150mm L=200mm 平成18年度 ウォータースクリーン取水設備 平成19年度 殺菌水生成装置取付 平成20～21年度 中継槽移設工事 平成20～21年度 導水管敷設替 150mm L=1,100mm</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
拡張・整備計画(設計関係)	<p>【事務内容】 水道未普及地域解消のための区域拡張等により整備する。 既区域内での特定の給水区域について、需要増大に伴い水源確保や配水池等の施設整備等をする。 耐用年数が経過した施設について、計画的に更新整備を図る。</p> <p>(上水道普及率：成13年度末95.2%)</p>	<p>拡張については、平成11年度に事業完了し、整備計画については町総合振興計画によって実施する。</p>	<p>【整備計画について】 毎年、石綿管更新事業を行う。</p>	<p>上水道 【事業名】 第一次拡張整備事業</p> <p>【事業期間】 平成10年～23年 1,011,087千円</p>	<p>【概要】 簡易水道、飲料水供給施設の現況(平成14年3月末) 黒木地区簡易水道 計画給水人口 1,350人 現在給水人口 920人 上手地区簡易水道 計画給水人口 1,300人 現在給水人口 915人 下手地区簡易水道 計画給水人口 1,420人 現在給水人口 1,320人 蘭牟田地区簡易水道 計画給水人口 1,650人 現在給水人口 830人 砂石地区簡易水道 計画給水人口 570人 現在給水人口 411人 中武地区飲料水供給施設 計画給水人口 95人 現在給水人口 61人 牟田地区飲料水供給施設 計画給水人口 65人 現在給水人口 28人 枯木野地区飲料水供給施設 計画給水人口 65人 現在給水人口 51人</p> <p>【整備計画】 平成15～16年度にかけて、蘭牟田地区簡易水道の千貫地区の水道未普及地域解消事業(区域拡張)を計画</p> <p>概要 区域拡張人口 50人 事業費 全体事業費 120,000千円 平成15年度 90,000千円 平成16年度 30,000千円 国庫補助率 4/10 事業変更認可申請 上記区域拡張に伴う事業変更認可の申請は、平成14年度手続中</p>
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
現在、基幹改良事業を実施中、設計はすべて業者発注	<p>【整備計画】 平成15年度 漁業集落環境整備事業 浄水場整備及び配水管路整備 平成16年度 中甌浄水場 浄水施設整備 平成17年度 中甌浄水場 浄水施設整備 平成18年度 桑之浦浄水場 浄水場整備及び配水管路整備</p>	<p>【整備計画】 平成15年度 内川内地区飲用水施設集中管理システム整備 平成17年度 青瀬浄水場前処理機整備 平成18年度 長浜(芦浜)浄水場前処理機整備 平成19年度 内川内浄水場前処理機整備 平成17年度～平成21年度 手打地区導水管布設整備</p>			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道工務管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業認可の内容、調整	<p>(上水道) 水道法第10条の規程に基づき、平成10年10月16日付けで川内市上水道第4次拡張事業変更認可を受け事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 68,600 人 現在給水人口 59,834 人 (H13年度末現在)</p> <p>計画給水量 一人一日最大給水量 407 ㍈/人・日 一日最大給水量 27,890 m³/日 一人一日平均給水量 325 ㍈/人・日 一日平均給水量 22,310 m³/日 実施機関 平成10年度～平成14年度 (ただし管路施設は成13年度終了)</p> <p>(簡易水道) 計画給水人口 現在給水人口 土川 200人 114人 西方 870人 565人 湯之元 200人 86人 小倉 400人 325人 高江 1,900人 1,755人 久見崎・寄田 3,150人 1,633人 水引 2,800人 1,770人 木場茶屋 600人 434人 湯田 1,100人 588人 計 11,220人 7,270人</p>	<p>(上水道) 水道法第10条の規定に基づき、昭和44年3月31日付けで樋脇町上水道事業認可を受け、事業完了。</p> <p>計画給水人口 7,060人 計画給水量 一人一日最大給水量 522L/人・日 一日最大給水量 3,686m³/日 一人一日平均給水量 365L/人・日 一日平均給水量 2,580m³/日 実施期間 平成11年度～平成13年度</p> <p>(簡易水道) 水道法第10条の規定に基づき、平成13年1月26日付けで事業認可を受け、事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 2,147人 計画給水量 一人一日最大給水量 352L/人・日 一日最大給水量 316m³/日 一人一日平均給水量 144L/人・日 一日平均給水量 166m³/日 実施期間 平成13年度～平成15年度</p>	<p>(上水道) 昭和62年7月14日付けで入来町上水道第4次拡張事業認可を受け、事業完了。</p> <p>計画給水人口 6,900人 計画給水量 一人一日最大給水量 493㍈/人・日 一日最大給水量 3,400m³/日 一人一日平均給水量 400㍈/人・日 一日平均給水量 2,760m³/日</p>	<p>水道法第10条の規程に基づき、平成10年2月24日付けで東郷町上水道事業第1次拡張事業変更認可を受け、事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 5,880人 現在給水人口 5,639人 (H14,3未現在)</p> <p>計画給水量 一人一日最大給水量 510㍈/人・日 一日最大給水量 3,000立法㍈/日 一人一日平均給水量 343㍈/人・日 一日平均給水量 2,016立法㍈/日</p> <p>未給水人口 92人(本管なし) (H14,3未現在) 90人(水圧不足)</p> <p>実施期間 平成10年度から平成23年度 事業認可の内容、調整(予算関係)については、事業進捗状況を把握しながら、工事の実施年度等について財源的な面から随時、見直し検討していく。</p>	該当なし
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>水道法第10条第1項の規定に基づき平成12年2月23日付けで里村簡易水道事業における変更認可を受け事業を実施中。</p> <p>里村簡易水道事業 ・計画給水人口 1,570人(現在1,483人) ・一日最大給水量 923m³ ・村内全体普及率 100%</p>	該当なし	該当なし	該当なし	

区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財 源				年 度 別 事 業 費										
				国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
上水道事業合計			3,563,110	0	182,890	1,027,700	2,352,520	491,120	475,420	628,610	714,224	559,500	348,980	185,089	49,300	50,400	47,367	13,100
川内市	上水道老朽管布設替	配水管布設替	978,300				978,300	178,300	200,000	200,000	200,000	200,000						
川内市	上水道一般改良事業	配水管布設	82,000				82,000	30,000	13,000	13,000	13,000	13,000						
川内市	上水道負担金工事	配水管布設替	332,000		182,890		149,110	103,000	64,000	69,000	45,000	51,000						
川内市	上水道浄水場整備事業	集中監視設備	95,500				95,500	95,500										
川内市	"	遠方監視設備	239,500				239,500		80,000	80,000	79,500							
川内市	"	汚泥処理施設	300,000				300,000			100,000	200,000							
川内市上水道事業計			2,027,300	0	182,890	0	1,844,410	406,800	357,000	462,000	537,500	264,000	0	0	0	0	0	0
樋脇町	上水道一般改良事業	配水管布設	226,900				226,900	29,800	29,700	31,300	23,300	18,300	16,500	14,000	16,300	15,800	18,800	13,100
入来町	老朽管更新事業	配水管布設	348,167				101,700	246,467	12,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	33,000	34,600	28,567	
東郷町	石綿セメント管布設替	ACP 200,250 DCIP 250ほか L=5,973m	209,424				209,000	424	30,200	38,700	25,900	89,924	24,700					
東郷町	減圧弁設置工事		4,400					4,400	4,400									
東郷町	山田配水池場内整備工事	フェンス, 廻り配管	4,500					4,500	4,500									
東郷町	山田配水管布設替工事	SGP 125 DCIP 75 L=80m	3,420				2,800	620	3,420									
東郷町	山田配水池整備工事	配水池増設V=96m3	12,400				12,400	0			12,400							
東郷町	配水管布設替工事	VP 150 DCIP 200ほか L=4,349m	192,415				191,385	1,030		10,020	69,410	11,100	58,985	42,900				
東郷町	山田中継ポンプ場及び送水管布設工事	VP 75 DCIP 100 L=1,400m	32,739				32,150	589							32,739			
東郷町	石堂中継ポンプ場整備工事	送水施設, 送水連絡管布設 L=2,067m	153,515				153,315	200				153,515						
東郷町	石堂配水池及び配水管・廻り配管工事	V=270m3×2, DCIP 200 L=200m, RRV 150 L=1,730m, RRV 75 L=130m	199,580				199,100	480				199,580						
東郷町	石堂配水管布設替工事	DCIP 200 L=1,850m	75,850				75,850	0						75,850				
東郷町	中津俣浄水場急速ろ過機設置工事	処理能力Q=1,100m3/日	50,000				50,000	0				50,000						
東郷町	笹野水源地発電機設置工事		22,500					22,500						22,500				
東郷町上水道事業計			960,743	0	0	926,000	34,743	42,520	48,720	95,310	113,424	237,200	292,480	131,089	0	0	0	0

区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財 源				年 度 別 事 業 費										
				国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
簡易水道事業合計			2,102,667	496,415	411,525	606,700	588,027	548,724	350,950	328,233	270,400	411,860	27,500	12,000	50,000	0	0	0
川内市	簡易水道生活基盤近代化事業(基幹改良)	送配水管布設替	235,000	66,665		152,100	16,235	66,000	66,000	103,000								
川内市	簡易水道生活基盤近代化事業(増補改良)	水源地等の整備	48,100	11,500		32,800	3,800	48,100										
川内市	簡易水道老朽管布設替	配水管布設替	101,710				101,710	18,000	20,250	20,700	20,400	22,360						
川内市	簡易水道補償工事	配水管布設替	51,600		22,920		28,680	11,600	10,000	10,000	10,000	10,000						
川内市	簡易水道遠方監視設備工事	遠方監視設備	310,000				310,000				160,000	150,000						
川内市簡易水道計			746,410	78,165	22,920	184,900	460,425	143,700	96,250	30,700	190,400	182,360						
樋脇町	簡易水道事業	配水管布設	158,400	60,000	7,200	91,200		158,400										
祁答院	未普及解消	区域拡張	120,000	48,000	0	72,000	0	90,000	30,000									
里村	基幹改良事業	老朽管布設替	310,300	155,150		155,100	50	100,000	104,900	105,400								
里村	特定離島	老朽管布設替	139,757		111,805	27,900	52	48,624	43,800	47,333								
里村	特定離島	集中管理システム	100,000		80,000	20,000					100,000							
里村簡易水道計			550,057	155,150	191,805	203,000	102	148,624	148,700	152,733	0	100,000	0	0	0	0	0	0
上甌村	中甌浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	119,000	59,500			59,500		70,000	49,000								
上甌村	桑之浦浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	50,000	25,000			25,000				50,000							
上甌村	江石浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	50,000	25,000			25,000							50,000				
上甌村簡易水道計			219,000	109,500	0	0	109,500	0	70,000	49,000	0	50,000	0	0	50,000	0	0	0
下甌村	簡易水道施設整備事業	前処理機	173,000		132,000	36,000	5,000			73,000	50,000	50,000						
下甌村	簡易水道施設整備事業	導入施設	78,800		57,600	19,600	1,600			14,800	20,000	17,000	15,000	12,000				
下甌村簡易水道計			251,800		189,600	55,600	6,600			87,800	70,000	67,000	15,000	12,000				
鹿島村	一般改良事業	送水ポンプ設備	8,000	6,400			1,600	8,000										
"	"	送水管敷設替	6,000	4,800			1,200		6,000									
"	"	配水管敷設替	8,000	6,400			1,600			8,000								
"	"	水源地改修	10,000	8,000			2,000				10,000							
"	"	導水管敷設替	25,000	20,000			5,000					12,500	12,500					
鹿島村簡易水道計			57,000	45,600	0	0	11,400	8,000	6,000	8,000	10,000	12,500	12,500	0	0	0	0	0

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会															
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。																		
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町														
船舶給水	<p>【概要】 船舶に対し給水する場合において、当該水道の利用者のうち、船舶給水を業として行おうとする者は、市長に申請し、船舶給水のその許可を受けなければならない。 (有効期間) 5年。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (保証金) 許可日から15日以内に、保証金として15万円を納入しなければならない。 (料金) 基本料金</p> <table border="0"> <tr><td>13mm</td><td>600円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>16,900円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>31,600円</td></tr> </table> <p>(ただし基本料金は免除している) 従量料金 1立法メートルについて200円</p> <p>【業務の実施】 九州流通株式会社が業務をしている。 給水を受けようとする者は九州流通株式会社に申込み。九州流通株式会社が給水を行い申込者に請求する。水道局は、定例の計量を行い1立法メートルについて200円を九州流通株式会社に請求する。</p> <p>【船舶給水用メーター設置数】 川内港周辺に8箇所 (口径75mm-7件, 50mm-1件)</p>	13mm	600円	20mm	1,100円	25mm	1,400円	40mm	4,000円	50mm	8,100円	75mm	16,900円	100mm	31,600円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
13mm	600円																		
20mm	1,100円																		
25mm	1,400円																		
40mm	4,000円																		
50mm	8,100円																		
75mm	16,900円																		
100mm	31,600円																		
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村															
	<p>【事務内容】 ・申請受付については、電話等で随時受付している。 ・料金の賦課徴収については、給水終了後、計算して徴収する。 【給水場所】 里港1箇所、西港1箇所 【給水料金】 一般給水の基本料金(3m³)600円に超過分(3m³を超える1m³につき)120円とする。</p>	<p>【船舶給水】 船舶給水だけを対象とした条例の設置はないため、一般の水道料金を使用する。 【給水場所】 中甌漁港 13mm1箇所 20mm1箇所 平良漁港 40mm1箇所</p>	該当なし	該当なし															

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
水道事業運営審査会	<p>水道事業及び簡易水道事業の運営に関し、必要な事項を調査し、及び審議する事務</p> <p>【正式名称】 川内市水道事業運営審議会</p> <p>【設置目的】 水道事業及び簡易水道事業の運営に関し、必要な事項を調査し、及び審議する。</p> <p>【活動内容】 年1～2回 開催</p> <p>【組織の状況】 委員10人(会長1・副会長1)</p> <p>【委員構成】 (1) 市内の公共的団体又は民主的団体を代表する者 市公民会連絡協議会・市商工会議所・労働組合評議会 市女性団体連絡協議会(4人) (2) 知識経験者その他市長が必要と認めた者 市民代表・上水道区域代表・簡易水道区域代表 経済界代表・消費者代表(5人) (3) 市の職員 総務部長(1人)</p> <p>【報酬】日額4,700円 【任期】2年</p>	該当なし	該当なし	<p>(名称) 東郷町水道運営審議会</p> <p>(設置目的) 町長の諮問に応じ、水道事業の管理運営及び施設の改善等に関する事項について調査審議し、答申又は建議する。</p> <p>(活動内容) 年1～2回開催</p> <p>(組織の状況) 委員8名(会長1、副会長1)</p> <p>(委員の構成) 議会議員 2名 学識経験者 2名 受益者代表 4名</p> <p>(報酬) 日額 6,200円 (任期) 2年</p>	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
サービスセンター事務 (管理)	<p>年度当初, 2業者とサービスセンター業務の契約を締結し, 毎月の報告により契約書に基づいた委託料を支払っている。</p> <p>【業務内容】</p> <p>(1) 川内市水道事業給水条例(昭和44年川内市条例第19号)第2条に規定する給水装置及び配水管等の緊急を要する補修等</p> <p>(2) 水道メーターの開栓</p> <p>(3) 水道メーターの取替</p> <p>(4) 天日乾燥床の清掃</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか管理者が別に定める業務(サービスセンター指定の要件)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名		上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
工業用水道に関すること	<p>[目的] 港地区の工業団地において今後予想される使用水量の増加等に対応し企業立地を推進する。</p> <p>[内容] ・県管かんがい排水事業と同時に事業実施 ・工事期間：平成14年度完了 ・工業用水許可取水量：0.300立方メートル/秒</p> <p>今後の課題 ・管理協定の締結</p>	該当なし	<p>(設置目的) 地方公営企業法や工業用水道法等に基づき工業用水道事業を設置している。</p> <p>(事業目的) 工業の用に供する水を供給するため。</p> <p>(事務内容) 維持管理や経理、工事施工に至る上水道で必要な事務等とほぼ同様の事を工業用水道事業でも独自で行っている。</p> <p>(施設維持管理) 施設の維持管理について供給先が1年24時間工業用水を使用しているため、こまめに修繕等をして施設を管理し、断水することの無いよう運行を維持すること。</p> <p>(経理方法) 地方公営企業法適用により、複式簿記を用いて経理している。</p> <p>(工事施工) 修繕等でもいえる事だ</p> <p>工業用水法の規定に基づき製造業等に工業用水を供給するための事業。</p> <p>入来町工業用水道事業負担金内容 平成14年度末 支出済額 99,300円 支出先 日本工業用水協会負担金 通常会費(正会員費) 75,300円 特別会費 24,000円 合計 99,300円 (内訳) 通常会費(均等割額+加算負担額) 72,000円 + 3,312円 75,300円 特別会費 24,000円 通常会費と特別会費は社団法人日本工業用水協会会費等に関する規定に基づいて算出されるもので、通常会費の内容は正会員年額である72,000円と給水能力の契約水量に係る分(1,680円×1.5)と未契約水量に係る分(1,320円×0.6)より算出された3,312円を合算し、端数切捨てした額とする。特別会費は同4条の規定により理事会で決定されるものである。</p>	該当なし	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会			
調整方針	使用料については、当分の間現行料金体系を維持し新市において料金統一の基本方針を定め従量制による料金体系の構築を図る。 使用料の算定の水道水以外については、当分の間現行のとおりとし随時調整する。 検針・納付書・納期限・口座振替等については、当分の間現行のとおりとし随時調整する。 納税組合への取扱いについては、合併後(平成17年4月)廃止の方向で調整する。								
分野別	川内市			入来町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
会計	特別会計	特別会計	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	一般会計
種別	公共下水道	農業集落排水	コミュニティプラント	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	特定環境保全公共下水道 ・漁業集落環境整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	農業集落排水施設	コミュニティプラント
基本料金	15年度 共用開始予定	城上地区農業集落排水 1,600円	永利地域下水処理施設 1,540円	一般家庭 一世帯 1,500円 一人 700円 公共施設及び事業所等	区分 一般家庭 1,400円 400円 事業所等 100円 2,000円 その他 100円 1,000円	17年度一部共用開始	3トンまで 480円	15年度一部共用開始予定	4トンまで 300円
従量料金		10m3まで 65円/m3 10m3以上20m3未満 75円/m3 20m3以上30m3未満 85円/m3 30m3以上40m3未満 95円/m3 40m3以上50m3未満 105円/m3 50m3以上 115円/m3	10m3まで 50円/m3 10m3以上20m3未満 60円/m3 20m3以上30m3未満 70円/m3 30m3以上40m3未満 80円/m3 40m3以上50m3未満 90円/m3 50m3以上 100円/m3	区分 一般家庭 一世帯当り1,500円 1人当り 700円 公共施設及び事業所等 10人以下 1箇所当り 3,500円 10人を超過20人まで 1箇所当り 5,500円 20人を超過30人まで 1箇所当り 7,500円 30人を超過40人まで 1箇所当り 9,500円 40人を超過50人まで 1箇所当り11,500円 50人以上 1箇所当り13,500円	公衆便所・集会所は無料		1m3 120円		10m3まで 60円/m3 10m3以上20m3未満 65円/m3 20m3以上30m3未満 70円/m3 30m3以上
使用料の算定		水道のみ 水道検針メーター 水道水以外 毎月1日現在の世帯人員で算定 1人世帯 10m3 / 月 2人世帯 15m3 / 月(1人増す毎に5m3加算6人以上の世帯35m3 / 月) 事業所 10m3 / 月	水道のみ使用 水道検針データ 井戸水使用の場合 使用実態確認のうえ決定	加算人数 店舗面積等により区分算定					
検針		水道検針が偶数月 月初め10日以内	水道検針が奇数月 月初めの10日以内	毎月賦課	毎月賦課		毎月初めの水道メーター検針		水道検針が毎月5日から10日に実施
納付書		毎月15～20前後	毎月15～20前後	毎月15日	毎月10日		毎月15日頃まで		毎月15日
納期限		月末	月末	月末	月末		月末		毎月25日
督促状		随時実施	随時実施				随時実施		随時発行
口座振替		未実施	収納にかかる預金口座振替に関する覚書	フロッピー・ディスク交換等による預金口座振込み事務の委託に関する契約書 K- NET利用に関する事務委託契約書	窓口納付のみ		収納にかかる預金口座振替に関する覚書 フロッピーディスクの交換による預金口座振替に関する契約書		公金収納事務の預金口座振替に関する契約書
納税組合		無し	無し	無し	取扱報奨金		無し		無し

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名			上下水道専門部会・下水道管理分科会				
調整方針	負担金については、負担金額及び取扱いが格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しており合併までに統一する方向で調整する。 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。 猶予基準・減免基準については、合併時までに統一する。										
分野別	川内市			入来町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	樋脇町	東郷町
種別	公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設 (コミュニティプラント)	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	・特定環境保全公共下水道 ・漁業集落環境整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	漁業集落排水施設	コミュニティプラント	無	無
分担金 (負担金)	17年度共用開始予定 (口径別の予定)	1建築物当り 40,000円	負担金無し	負担金無し	加入者負担金 30,000円	平成17年度共 用開始予定 (負担金無し)	受益者負担金 一世帯当り 30,000円	平成15年度一部共用 開始予定	負担金無し		
納付方法		1括及び8回 の分割	_____	_____	1括及び3年 の分割		1括及び2年以内分割		_____		
納付書			_____	_____					_____		
口座振替		無し	_____	_____	口座振替 実施予定 15 年度		口座振替実施		_____		
督促			_____	_____					_____		
前納報奨金		無し	_____	_____	無し		無し		_____		
猶予基準		無し	_____	_____	無し		制度有り		_____		
減免基準		有り	_____	_____	無し		制度有り		_____		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
下水道整備事業	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画) ・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) ・計画人口 7,500人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 3,800m³/日最大 ・中継ポンプ場 1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m³/日) ・供用開始予定 平成16年3月末(一部供用開始) <p>【事業の負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費 11,550,700千円 財源内訳 国庫補助金 補助対象事業費×50%～55% 起債(補助) 補助対象事業費 - 国庫補助金)×90% 起債(単独) 起債対象単独事業費×95% 市費 総事業費 - 国庫補助金 - 起債 <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度 平成8年度～平成16年度(第1期計画) ・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 3,800m³/日最大 ・中継ポンプ場 1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 1箇所(宮里処理場) 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m³/日) ・供用開始予定 平成16年3月末 <p>平成13年度決算額 2,356,010,605円 平成14年度当初予算額 2,403,490,000円</p>	該当なし	<p>〔整備計画〕</p> <p>平成14年度 中継ポンプ場 35,967千円 管路施設工路(橋梁添架) 20,992千円 処理機能調整工事 520千円 管路施設工路 28,350千円</p> <p>平成15年度 処理機能調整工事・管路施設工路 事業費10,000千円</p> <p>平成16・17年度 小規模集排排水処理施設整備 朝陽地区 事業費30,000千円</p> <p>以降の計画は未定</p>	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
下水道整備事業	<p>農業集落排水事業</p> <p>【事業の目的】 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、もって、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成すること。</p> <p>【概要】 里村は大字が1つ、1集落1地区で平成13年度から工事中、供用開始は18年4月1日の予定である。 里処理区 : 平成18年4月1日の予定 集落 : 大字里 会計の種類 : 下水道事業特別会計 施設概要 里処理施設 : 平成15年度・16年度で最終処理場の建設予定である。</p> <p>14年度 管路施設 159,000千円 測量試験費 29,700千円 工事雑費 5,400千円 合計 194,100千円 15年度</p>	<p>(事業の目的) 下水道施設を適正処理するための施設維持管理を行なう。 (維持管理) 処理場 (委託) マンホールポンプ (委託) 管渠 (直営) (内容) 処理場(運転操作・維持管理・汚泥処分) マンホールポンプ(維持管理 2ヶ月に1回点検) 管渠 特になし (修繕) 施設、設備が比較的新しいため修繕等は特になし。今後は徐々に費用がかかる見込み。 (浄化槽市町村整備推進事業) 計画年度 平成15年度～平成24年度 計画基数 360基(年40基) 事業費 333,432千円</p>	<p>【事業の目的】 健全な農山漁村の生活環境の整備による住民生活の向上安定と公共用水域の保全を目的とする。</p> <p>【概要】 全体及び認可計画 漁業集落排水施設 計画処理面積: 20ha 計画処理人口: 510人 計画汚水量 : 138m³/日 (最大24.9m³/時) 排除方式 : 自然流下方式 処理方式 : 接触ばっ気方式 (片野浦地区) 事業期間 : 平成9年度～平成15年度</p> <p>【事務手順】 年間通しての事務事業 電算システム: (社)水産土木技術センター 工事積算システム 漁港漁村環境版積算システム</p> <p>【事業の負担割合】 総事業費 1,067,527,000円 補助管路 単独管路 国 50% 村 50% 100%</p> <p>【供用開始】 平成15年8月</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 鹿島村は、地域し尿処理施設がすでに供用開始しているため、毎年の施設管理費が必要となる。</p> <p>(管理費) 毎年12,000千円</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
下水道事業の計画と認可	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 (全体計画) ・事業年度 平成7年度～平成25年度 ・計画面積 1,434ha ・計画人口 51,900人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 30,970m³/日最大 ・中継ポンプ場1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 2箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(30,970m³/日)</p> <p>(認可) ・事業年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画) ・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) ・計画人口 7,500人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 3,800m³/日最大 ・中継ポンプ場1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m³/日) ・供用開始予定 平成16年3月末(一部供用開始)</p> <p>【事業の負担割合】 認可分 総事業費 11,550,700千円 財源内訳 国庫補助金補助対象事業費×50%～55% 起債(補助) (補助対象事業費 - 国庫補助金) ×90% 起債(単独) 単独事業費×95% 市費 総事業費 - 国庫補助金 - 起債</p>	該当なし	<p>【目的】 下水道(農業集落排水)の整備を図り、農村の健全な発達、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて農業用排水、河川の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 大馬越地区 ・計画人口 450人 ・排除方式 自然流下 ・計画汚水量 135m³/日最大 ・中継ポンプ場1箇所 ・終末処理場 1箇所(処理方式:接触ばっ気方式) ・供用開始 平成9年4月</p> <p>【入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合】 (目的)この組合は、地域の農業用排水施設の維持管理と農村生活環境の改善を図るため整備された農業集落排水処理施設の適正な維持管理を図り、組合員の健康で快適な文化生活に寄与することを目的とする。 (業務)この組合は次に掲げる業務を行う。 (1)処理施設の維持管理に関すること。 (2)地区内の加入促進に関すること。 (3)加入金、使用料の徴収協力に関すること。 (4)資金の借入及び返済に関すること。 (5)その他目的達成に必要な事項に関すること。 (総会)総会は組合員で組織し、毎年度1回組合長が招集する。その後、処理場の草払い、清掃を行う。 (会計)この組合の経費は会費(一戸当たり1200円)及びその他の収入をもって当てる。その他の収入は入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理事業補助金である。 補助金額 一金200,000円</p>	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
下水道事業の計画と認可			<p>入来中部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画人口 740人 ・排除方式 自然流下 ・計画汚水量 281m³/日最大 ・中継ポンプ場 8箇所 ・終末処理場 1箇所(処理方式:回分式活性汚泥方式) ・供用開始 平成15年4月予定 <p>【入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合】</p> <p>(目的)この組合は、地域の農業用排水施設の維持管理と農村生活環境の改善を図るため整備された農業集落排水処理施設の適正な維持管理を図り、組合員の健康で快適な文化生活に寄与することを目的とする。</p> <p>(業務)この組合は次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)処理施設の維持管理に関する事。 (2)地区内の加入促進に関する事。 (3)加入金、使用料の徴収協力に関する事。 (4)資金の借入及び返済に関する事。 (5)その他目的達成に必要な事項に関する事。 <p>(総会)総会は組合員で組織し、毎年度1回組合長が招集する。その後、処理場の草払い、清掃を行う。</p> <p>(会計)この組合の経費は会費(一戸当たり1200円)及びその他の収入をもって当てる。その他の収入は入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理事業補助金である。</p> <p>補助金額 一金200,000円</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。			
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
下水道事業の計画と認可	<p>農業集落排水事業</p> <p>【目的】 生活雑排水及びし尿の処理施設を整備し、農業用排水路の機能維持と生産性の高い農業の実現と衛生的で快適な生活環境の整備を目指し、地域住民の生活安定を図るとともに併せて公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>当初計画事業 事業実施採択通知書 平成13年4月11日 受益面積 64ha 受益者数 1,950人 受益戸数 569戸 総事業費 1,425,000千円 工期 平成13年度から平成17年度 管路延長 11,000m 中継ポンプ 14基 発電機 7基 エンジンポンプ 7基 コンポスト施設 0式</p> <p>計画変更 計画変更通知書 平成 年 月 日 受益面積 64ha 受益者数 2,150人 受益戸数 612戸 総事業費 1,761,000千円 工期 平成13年度から平成18年度 管路延長 12,393m 中継ポンプ 16基 発電機 5基 エンジンポンプ 0基 コンポスト施設 1式</p>	<p>【目的】 下水道整備により、快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。 (特定環境保全公共下水道) 事業年度 平成8年度～平成15年度 全体区域計画 26ha(中甑・中野処理区) 計画人口 1,020人 排除方法 分流式 計画汚水量 510m³/日最大 終末処理場 中甑・中野浄化センター 処理方式 プレハブ式オキシデーションディッチ 処理能力 600m³/日 供用開始年月日 平成13年3月31日 (その他) 既認可が14年度までであるため14年度末までに認可変更を行なう予定である。 (漁業集落環境整備事業) 事業年度 平成13年度～平成15年度 全体区域計画 9.2ha(平良処理区) 計画人口 660人 排除方法 分流式 計画汚水量 182m³/日最大 終末処理場 平良地区排水処理施設 処理方式 流量調整槽前置型接触ばっ気方式 処理能力 149m³/日 供用開始年月日 平成15年度末予定</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 片野浦地区排水処理施設 処理区域 下甑村片野浦地区 計画処理人口 510人 処理能力 473m³ 処理方法 接触ばっ気方式 敷地面積 1,629m² 流入汚水量 300m³(日最大汚水量) 183m³(日平均汚水量) 供用開始 平成16年4月1日</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 鹿島村地域し尿処理施設 処理区域 鹿島村いむた地区・小牟田地区 計画処理人口 1,100人 処理能力 473m³ 処理方法 回転円板接触方式 敷地面積 1,320m² 流入汚水量 473m³(日最大汚水量) 330m³(日平均汚水量) 供用開始 昭和62年4月1日</p>

下水道施設の現状及び計画

	公共下水道事業	農業集落排水事業	コミュニティプラント	
川内市	全体計画	(認可 16年3月末共用開始)	地区名 城上地区	
	事業年度	平成7年度～平成25年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画)	事業年度	平成9年度～平成13年度
	計画面積	1434ha 171ha(向田・宮里・駅東地区)	計画面積	102ha
	計画人口	51,900人 7,500人	計画人口	1,110人
	日最大汚水量	30,970m ³ 3,800m ³	日最大汚水量	300m ³
			共用開始	平成14年2月1日
樋脇町	実施地区・計画地区現在無し			
入来町	農業集落排水事業			
	地区名	大馬越地区 入来中部地区		
	事業年度	平成5年～平成9年 平成10年～平成15年		
	計画面積			
	計画人口	450人 740人		
	日最大汚水量	135m ³ 281m ³		
	共用開始	平成9年4月 平成15年4月		
東郷町	実施地区・計画地区現在無し			
祁答院町	実施地区・計画地区現在無し			

下水道施設の現状及び計画

里村	農業集落排水事業		
	地区名	里地区	
	事業年度	平成13年度～18年度	
	計画面積	64ha	
	計画人口	2,150人	
	日最大汚水量	645m ³	
	共用開始	17年度一部共用開始	
上甌村	特定環境保全公共下水道事業	漁業集落環境整備事業	浄化槽市町村整備推進事業
	地区名	中甌・中野処理区	平良処理区
	事業年度	平成8年度～平成15年度	平成13年度～平成15年度
	計画面積	26ha	9.2ha
	計画人口	760人	660人
	日最大汚水量	390m ³	182m ³
	共用開始	平成13年3月31日	平成15年度末
下甌村	漁業集落排水事業		
	地区名	片野浦地区	
	事業年度	平成9年度～平成15年度	
	計画面積	20ha	
	計画人口	510人	
	日最大汚水量	300m ³	
	共用開始	平成16年4月1日	
鹿島村	コミュニティプラント		
	地区名	いむた地区・小牟田地区	
	事業年度	昭和58年9月1日～昭和63年2月28日	
	計画面積	19164m ²	
	計画人口	1,100人	
	日最大汚水量	473m ³	
	共用開始	昭和62年4月1日	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	事務事業は、新市へ引き継ぐ。 入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業及び 財政計画	<p>《事業計画》</p> <p>(平佐川都市下水路整備事業)</p> <p>平成14年度 ポンプ1台増設</p> <p>平成15年度 管渠布設工事実施予定 L=100m</p> <p>平成16年度 管渠布設工事実施予定 L=110m</p> <p>平成16年度で完了予定</p> <p>(公共下水道)</p> <p>第1期認可区域(向田・宮里地区160ha)</p> <p>平成16年3月末供用開始予定</p> <p>第2期認可区域(駅東地区 11ha)</p> <p>平成20年3月末供用開始予定</p> <p>平成14年度 向田・宮里地区管渠整備 処理場・ポンプ場建設</p> <p>平成15年度 向田・宮里地区管渠整備 処理場・ポンプ場建設等 H16, 3月末供用開始</p> <p>向田・宮里地区</p> <p>平成16年度 駅東地区管渠整備等</p> <p>平成17年度 駅東地区管渠整備等</p> <p>平成18年度 駅東地区管渠整備等</p> <p>平成19年度 駅東地区管渠整備等 H20, 3月末供用開始</p> <p>駅東地区</p> <p>平成20年度以降平佐地区整備予定</p> <p>(農業集落排水事業)</p> <p>今後実施箇所については未定</p> <p>《財政計画》</p> <p>(平佐川都市下水路事業)</p> <p>平成14年度 203,307千円</p> <p>平成15年度 98,439千円</p> <p>平成16年度 78,700千円</p> <p>《公共下水道事業》</p> <p>建設費のみで管理費・公債費含まず</p> <p>平成14年度 2,309,945千円</p> <p>平成15年度 1,550,282千円</p> <p>平成16年度 496,623千円</p> <p>平成17年度 128,223千円</p> <p>平成18年度 128,223千円</p> <p>平成19年度 157,923千円</p> <p>平成20年度 664,000千円</p> <p>平成21年度 851,000千円</p> <p>平成22年度 196,000千円</p> <p>平成23年度 196,000千円</p> <p>平成24年度 196,000千円</p> <p>平成25年度 665,000千円</p> <p>平成26年度 664,000千円</p>	該当なし	<p>〔事業計画〕</p> <p>・農業集落排水事業</p> <p>平成15年度 処理機能調整工事 実施予定 10,000千円</p> <p>以降実施箇所については未定</p> <p>・平成16・17年度小規模集排 廃水処理施設整備朝陽地区 事業費30,000千円</p>	該当なし	<p>【事業計画】</p> <p>農業集落排水事業は祁答院中央 地区を実施しているが、今後他の 地区の計画はない。しかし、供用 開始後10年を経過し中継ポンプ や、処理場のポンプ類の更新等維 持管理費が増大している。</p> <p>【財政計画】</p> <p>平成13年度 使用料収入は8,396千円維持管理費 支出は9,847千円約1,400千円の不 足となる。</p> <p>一般会計から25,721千円繰り入れ ほとんどが償元利金23,446千円の 償還に当てられる。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	事務事業は、新市へ引き継ぐ。 入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。				
分野別	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
事業及び 財政計画	事業計画 農業集落排水事業 現在里地区を平成13年度から平成17年度まで実施中であるが、平成14年度に計画変更をし、18年度までに延長する予定である。事業費も1425千円から1761千円に変更増とする。地区はこの地区だけで今後はない。 建設費 県支出金（国庫補助金・県交付金を含む） 繰入金（一般会計から） 繰越金 諸収入（消費税還付金等） 村債 維持管理費 供用開始が行われていないので現在は該当なし。 年度別事業費配分（国庫対象分のみ） 平成13年度から平成17年度まで 全体事業費 1425,000千円 13年度実施額 100,000千円 (13年度実施分73,660千円 14年度へ繰越26,384千円) 14年度予定額 194,100千円 15年度予定額 376,000千円 16年度予定額 455,900千円 17年度予定額 299,000千円 計画変更分（国庫対象分のみ） 平成13年度から平成18年度まで 全体事業費 1761,000千円 13年度実施額 100,000千円 (13年度実施分73,660千円 14年度へ繰越26,384千円) 14年度予定額 194,100千円 15年度予定額 376,000千円 16年度予定額 700,000千円 17年度予定額 356,900千円 18年度予定額 34,000千円	(特定環境保全公共下水道事業) 事業計画 平成14年度 管渠整備 0.4ha 平成15年度 管渠整備 1.3ha 水処理施設増設300t整備で事業完了 財政計画 建設費 14年度 44,000千円 15年度 189,600千円 (漁業集落環境整備事業) 事業計画 平成14年度 管渠整備 1031m 終末処理施設 1棟 平成15年度 管渠整備 1070m 終末処理施設 一式 財政計画 建設費 14年度 174,000千円 15年度 209,000千円 15年度で完了予定 (浄化槽市町村整備推進事業) 平成15年度～平成24年度まで 全体事業費 333,432千円 15年度 37,048千円 16年度 37,048千円 ~ 22年度 37,048千円 23年度 18,524千円 24年度 18,524千円	【借入事業】 漁業集落排水事業 平成13年度償還高 2,612千円 平成13年度償還残高 313,500千円	【事業計画】 鹿島村の下水道は地域し尿処理施設を設置整備しており、年間の管理費用がかかる。	

各市町村施設建設計画

事務事業名 事業及び財政計画(下水道・集落排水等・その他)

(単位:百万)

市町村名	区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財源				年度別事業費										
					国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
川内市	公共	公共下水道整備事業	第1期・第2期計画	5,344	2,227	39	2,565	513	1,657	499	130	130	160	664	851	196	196	196	665
	都市下水路	平佐川都市下水路整備 事業		178	62		46	70	98	80									
	農集	農業集落排水整備 事業		1,576	789		711	76					91	285	542	590	68		
里村	里地区	農業集落排水	管路・処理場	1,466	733		660	73	376	700	356	34							
上甌村		公共下水道	管渠布設・処理場整備	190	99	3	78	10	190										
		漁業集落環境整備事業	管渠布設・処理場整備	269	135	33	93	8	269										
		合併浄化槽	合併浄化槽設置	334	167	11	141	15	37	37	37	37	37	37	37	37	19	19	
下甌村	集落排水	漁業集落排水事業	7,098 (H26以降3,727)	3,903		2,715	480		360	360	131	360	360	360	360	360	360	360	
鹿島村		地域し尿処理	維持管理	132				132	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

名 称	設立年月日	会員数	根拠法令等	事務所の位置	主な活動等	組織(役員等)	平成13年度補助金額	算出根拠	その他
大馬越地区農業集落排水処理施設維持管理組合	H9.4.1	計画 129戸 現在 78戸	入来町農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例	組合長宅	・処理施設の維持管理に関すること ・地区内の加入促進に関すること ・加入金、使用料の徴収協力 ・資金の借入及び返済	組合長 1 副組合長 1 書記 1 理事 10	200,000円	収支計画により	会費一戸 1,200円
入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合	H15.4.1	計画 238戸 現在 113戸	入来町農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例	組合長宅	・処理施設の維持管理に関すること ・地区内の加入促進に関すること ・加入金、使用料の徴収協力 ・資金の借入及び返済	組合長 1 副組合長 1 書記 1 理事 10	200,000円	収支計画により	会費一戸 1,200円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会		
調整方針	温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。							
分野別	区分	項目	樋脇町		入来町		祁答院町	
			平成14年度予算	平成13年度決算	平成14年度予算	平成13年度決算	平成14年度予算	平成13年度決算
会計			特別会計		特別会計		特別会計	
温泉 予算・決算	歳入	事業収入	0	0	0	0	13,281,000	13,856,257
		使用料及び手数料	20,295,000	20,709,150	24,355,000	24,213,100	121,000	105,100
		財産収入	1,000	3,609	0	0	150,000	150,000
		繰入金	1,000	56,400,000	11,648,000	24,213,100	8,649,000	14,710,000
		繰越金	537,000	2,438,922	0	1,115,860	10,000	386,938
		諸収入	66,000	100,293	447,000	416,680	1,349,000	66,074
		歳入合計	20,900,000	79,651,974	36,450,000	49,958,740	23,560,000	29,274,369
	歳出	総務費	4,778,000	8,115,143	10,962,000	11,464,270	23,440,000	28,054,970
		事業費	13,162,000	65,433,539	17,442,000	18,584,214	0	0
		公債費	2,717,000	2,716,665	7,946,000	7,945,288	10,000	0
		予備費	243,000	0	100,000	0	100,000	0
歳出合計		20,900,000	76,265,347	36,450,000	37,993,772	23,550,000	28,054,970	

川薩地区法定合併協議会事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。 公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					
項目	川内市	樋脇町	入来町		東郷町	祁答院町
検針	該当なし	毎月	毎月		該当なし	無
検針員	該当なし	1人	1人		該当なし	該当なし
委託料	該当なし	1件 60円	1日 6,300円		該当なし	該当なし
料金体系	該当なし	月額	月額		該当なし	大村温泉 入浴料 大人 1回 150円 回数券 13枚 1,500円 回数券 27枚 3,000円 小人(中学生以下) 1回 80円 回数券 13枚 800円 回数券 27枚 1,600円 温泉スタンド給湯料 300ℓごとに 100円 黒木温泉 入浴料(一般浴室) 大人 1回 150円 回数券 13枚 1,500円 回数券 27枚 3,000円 小人(中学生以下) 1回 80円 回数券 13枚 800円 回数券 27枚 1,600円 入浴料(特別浴室) 家族用 500円 1回の利用は、1時間以内を原則とする。 身障者用 500円 1回の利用は、1時間30分以内を原則とする。 ただし、一般客が利用した場合は、1時間以内を原則とする。 休憩室 100円 2時間以内を原則とする。 蘭牟田温泉給湯場 蘭牟田温泉の給湯契約は、旅館4軒・公衆浴場2軒・一般家庭1軒・特別養護老人ホーム・別荘地(管理組合)と契約し、料金は1分間の給湯量に900円を乗じた金額を月額としている。
		普通供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,000円 101～200m3 1,800円 201～300m3 1,500円 301～400m3 14,400円 400m3を超える分 1m3につき旅館 50円 1m3につき温泉宿 35円 浴場供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,000円 101～200m3 1,800円 201～300m3 1,500円 301～400m3 14,400円 400m3を超える分 1m3 30円 特殊供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,500円 101～200m3 2,500円 201～300m3 2,300円 301～400m3 2,000円 400m3を超える分 1m3 60円	口数分湯方式給湯量基準及び使用料 ・区分 分湯量 使用料 1口(基本量) 毎分10ℓ 18,428円 2口 毎分15ℓ 31,933円 3口 毎分20ℓ 45,185円 4口 毎分25ℓ 57,729円 5口 毎分30ℓ 71,816円 亀の湯 毎分40ℓ 44,336円 入来町高齢者福祉センター 毎分50ℓ 30,292円 入来荘(旧肝付湯) 毎分30ℓ 無料 鹿児島県職業能力開発校 アゼ口湯 毎分60ℓ 動力料は分湯量で徴収する 柴垣湯 毎分60ℓ 計量器供給方式使用料 浴場供給 ・基本料金 1,000m3 46,700円 ・超過料金 1m3～ 26円 特殊供給 ・基本料金 200m3 22,000円 ・超過料金 21～200m3 - 201～300m3 4,500円 301～400m3 4,000円 401～500m3 3,500円 501～600m3 3,000円 601～700m3 2,500円 701～800m3 2,000円 800m3を超える分 1m3 30円			

川薩地区法定合併協議会事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会	
調整方針	<p>検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。</p> <p>公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。</p> <p>分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
		<p>特別供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 20m3を超える分 1m3 120 円</p> <p>特定供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 21 ~ 100m3 2,000 円 101 ~ 200m3 1,800 円 201 ~ 300m3 1,500 円 301 ~ 400m3 1,500 円 400m3を超える分 1m3 30 円</p>	<p>特別供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 1 m3 120 円</p> <p>その他 メーター方式による1ヶ月の温泉使用量が0.1の時は基本量の料金の2分の1とする。</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。 公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
検針	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
検針員	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
委託料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
料金体系	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
賦課徴収	該当なし	<p>【温泉給湯】</p> <p>1.対象者 温泉受給者から徴収する。対象者162件、H14.10現在(温泉管理使用条例第13条)</p> <p>2.賦課基準 温泉料金は、1箇月につき、下記により算定した基本料金と超過料金の合計額に、100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。(温泉管理使用条例第14条)</p> <p>毎月賦課(月末納期) 計量器指針値確認後、給湯量に応じて温泉料金を賦課する。</p> <p>月の途中において、供給の使用を開始したときは、その月から、供給を廃止したときは、廃止した日において料金を算定する。(温泉管理使用条例第16条)</p> <p>3.収納基準 出納取扱金融機関又は指定金融機関に納付。</p> <p>4.賦課徴収手順 量水器指針確認 料金算定 調定 出納業務 ・納付書発行 月の15日 ・納期限 月の月末 ・滞納整理 実施時期は、基本的に2ヶ月に1回実施するが、個別対応としては随時実施 ・収納消込み OCRにて処理</p>	<p>1.対象者(温泉給湯管理条例:第16条) 温泉の受給許可を受けた者「温泉受給者」から徴収する。対象者口数分湯方式7件、メーター方式56件(平成14年11月現在)</p> <p>2.賦課基準 口数分湯方式による区域の月額使用料の区分は、別表第1のとおりとする。メーター方式による区域の月額使用料は、1箇月の給湯量に応じ基本量の料金及び超過量の料金の合算額とし、使用料の区分は別表第2のとおりとする。使用料は各用途別に応じ、それぞれの合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>消費税及び地方消費税は、口数分湯方式による場合はそれぞれの口数等の区分による月額使用料にメーター方式による場合は基本料金と超過料金の合計額に5%を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てるものとする。(温泉給湯管理条例第17条第2項)</p> <p>口数分湯方式の場合、月の途中において供給の廃止をした時は、日割計算により算出。日割計算における日額使用料は、その月の現日数で除して得た額とし、円以下の端数は切り捨てる。(温泉給湯管理条例施行規則第6条)</p> <p>3.収納基準 出納取扱金融機関又は指定金融機関に納付。</p> <p>4.賦課徴収手順 口数分湯方式 年度始めに1年分を調定、1年分の納付書を4月に発行。 メーター方式 (ア)メーター指針確認 (イ)料金算定 (ウ)調定 (エ)納付書発行(各月の第1回目の公文発送日) (オ)納期限(各月の月末) (カ)収納消込み</p>	該当なし	<p>1.温泉給湯対象者 11件</p> <p>2.賦課基準 温泉料金はメーターを設置してないため、湯量による計算はしていない。計算方法としては、1分間の分湯量(検量を実施しているが、当初契約時の湯量で固定)に900円を乗じた額を月額として徴収している。</p> <p>参考 昭和45年 180円 昭和49年 360円 昭和50年 600円 昭和56年 900円現在に至る</p> <p>有田旅館 13^{リットル} 11,700円 小島旅館 27^{リットル} 24,300円 福地旅館 20^{リットル} 18,000円 古川旅館 25^{リットル} 22,500円 下ノ湯温泉 40^{リットル} 22,500円(15^{リットル}減免) 砂石会館 80^{リットル} 45,000円(30^{リットル}減免) のぞみ園 100^{リットル} 23,000円(維持経費のぞみ園負担) 別荘地(管理組合との契約) 60^{リットル} 72,000円 別荘地のみ1,200円 相良 修 7^{リットル} 4,725円(1/4減免) 湯之上 誉 13^{リットル} (町泉源掘削により自家用泉源がでなくなったため無償) 広田孝夫(町泉源掘削により自家用泉源がでなくなったため、専用泉源のポンプ設置・更新、電気料は町費負担)</p> <p>3.収納基準 指定金融機関に納付</p> <p>4.賦課徴収手順 納付書発行 年度初めに1年分を調定、1年分の納付書(1.2枚)を4月に発行 納期限 各月の月末</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
賦課徴収		<p>5. その他の事項 過誤納について 条例はないが翌月精算か、返金している。 水道料金の軽減又は免除 ・1箇月の温泉使用量が零トンのときは、基本料金の2分の1とする。 ・天災又は避けることのできない事故その他特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。 罰則詐欺その他不正行為によって第14条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする)以下の過料を科することができる。(温泉管理使用条例 23条)</p> <p>罰則 詐欺その他不正行為によって第14条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする)以下の過料を科することができる。(温泉管理使用条例 23条)</p> <p>口座引落日について 基本的には25日だが、土、日、祝により前後する。 上水道料金システムを使用</p>	<p>5. その他事項 使用料の減免 天災又は避けることのできない事故、その他、特別の特別の理由があると町長が認めた時、使用料を減免することができる。(温泉給湯管理条例第21条第2項)</p>		
	里村 該当なし	上郷村 該当なし	下郷村 該当なし	鹿島村 該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	合併時に、樋脇町の例により調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
量水器 (温泉)	該当なし	<p>【計量器の設置】 給湯量は、町の計量器（メーター）により計量する。 計量器は、受給装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、町が設置してこれを受給者に貸与する。 温泉受給者は、メーターについて善良な管理しなければならない。 受給者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損したときは、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【料金の減免】 町長は、天災又は避けることのできない事故、その他特別の理由があると認めたときは料金を減免することができる。</p>	<p>【量水器の設置】 メーター方式による給湯量は、メーターにより計算する。</p> <p>【量水器の貸与】 メーターは、温泉受給者に貸与する。 メーター20mmについては貸与しているが20mmを超えるメーターについては温泉受給者自らの負担で設置してもらっている。 貸与を受けた者は善良な注意をもって管理しなければならない。貸与を受けた者が管理義務を怠ったため、メーターを亡失又は毀損した場合、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 メーターの使用料は無料</p>	該当なし	メーター管理をしていないため 該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
工事負担金(温泉)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	給湯装置の新設等に要する費用は、新設する者の負担とする。 道路工事に伴う温泉管の移転に要する費用負担 県道 県50% 占用者50% 町道 発注者100%
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
工事検査	該当なし	工事の完了検査は、請負業者より工事の完成の通知を受けた日から14日以内に、検査職員が監督職員立会いの上で設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を行う。 【検査職員】 材料検査・中間検査・出来高検査は監督職員 部分払い出来高検査・竣工検査は、契約規則第45条の検査職員	一般会計に準ずる。	該当なし	一般会計に準ずる。
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名		上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。					
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
公衆浴場維持管理	<p>該当なし</p>	<p>【公衆浴場設置】 樋脇町民の健康と福祉の増進を図るとともに、町外利用者の誘致による温泉街振興のため樋脇町営公衆浴場を設置する。 樋脇町市比野2561番地9 上之湯公衆浴場 樋脇町市比野2576番地1 下之湯公衆浴場</p> <p>【管理】 公衆浴場は、温泉管理室が管理する。ただし、町長は、特に必要がある場合は、管理を委託することができる。</p> <p>【委託期間】 公衆浴場の管理の委託期間は、4月1日から3月31日までの1年間。年度途中の管理委託開始の場合は、当該開始日より3月31日までとする。</p> <p>【管理人の条件】 ・原則として夫婦であること。 ・家族構成上、2人交代できる家族であること。</p> <p>【営業時間】 ・営業時間は午前6時から午後10時 ・定休日は毎週定めた曜日</p> <p>【管理委託料】 ・未定</p> <p>【入浴料】 区分 大人(12歳以上) 1人 1回 100円(回数券10回分850円) 小人(12歳未満) 1人 1回 70円(回数券10回分550円)</p>	<p>【公衆浴場設置】 入来町民の健康と福祉の増進を図るとともに、町外利用者の誘致による温泉街振興のため公衆浴場を設置する。 入来町副田6179 共同公衆浴場(アゼ口湯) 入来町副田6208 柴垣浴場</p> <p>【管理】 公衆浴場は水道課が管理する。ただし、町長は特に必要がある場合は委託することができる。</p> <p>【委託期間】 公衆浴場の管理の委託は、4月1日から3月31日までの1年間。年度途中の管理委託開始の場合は、当該開始日より3月31日までとする。</p> <p>【管理人の条件】 ・原則として夫婦であること。 ・家族構成上、2人交代できる家族であること。</p> <p>【営業時間】 ・営業時間は午後6時から午後10時。 時間内は番台に居ること。 ・定休日は毎月2回。</p> <p>【管理委託料】 ・アゼ口湯 月額217,500円。 柴垣湯 月額204,600円。 ・特別手当として9月と3月に月額の2分の1の額を支給。</p> <p>【入浴料】 区分 1回券 回数券 月極券 大人(中学生以上の者) 100円 850円に10枚 2,000円 小人(小学生以下の者) 60円 500円に10枚 1,000円</p> <p>【その他】 ・各浴場の定休日(月4日間)には、入夫2人に賃金(6,900円/日)により浴場内の清掃を依頼している。 ・それぞれ浴場には入浴券販売用の券売機を1台ずつ設置している。券売機2台分の保守料は年375,900円。5年間のリース期間が満了し、所有権は町に帰属する。 ・券売機のトラブルについてはまず、職員が対応し、職員で対応できない場合は業者へ連絡して対応してもらおう。</p>	<p>該当なし</p>	<p>【利用時間及び定休日】 利用時間及び休日は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは変更することができる。 利用時間 午前6時から午後9時まで 定休日 大村温泉 毎月2日及び17日 黒木温泉 毎月1日及び16日</p> <p>【管理人】 管理に必要な管理人を置き、町長が任命するが、夫婦又は二人交代できる家族とする。 規則に定めはないが管理人の年齢は満70歳までとする。</p> <p>【管理人の賃金】 温泉管理人は現在各施設とも夫婦で管理しているが、契約は各人で行っている。賃金は5,600円(夫婦では11,200円)/日とする。又夏期冬季一時金として夏期10日分、冬季20日分を6月と12月に支給する。</p> <p>【入浴料金】 大村温泉 入浴料 大人 1 5 0 円 回数券 1 3 枚綴り 1,500円 2 7 枚綴り 3,000円 小人 8 0 円(中学生以下) 回数券 1 3 枚綴り 800円 2 7 枚綴り 1,600円 温泉スタンド給湯料300円まで 100円</p> <p>黒木温泉 入浴料 大人 1 5 0 円 回数券 1 3 枚綴り 1,500円 2 7 枚綴り 3,000円 小人 8 0 円(中学生以下) 回数券 1 3 枚綴り 800円 2 7 枚綴り 1,600円 家族用浴室 1回 500円(1時間以内) 身障者浴室 1回 500円(1時間30分以内) 休憩室 1回 100円(2時間以内)</p>	
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
温泉施設 開 発	該当なし	温泉施設開発は必要に応じその都度整備している。	温泉場地区の土地区画整理事業に伴う配湯管の布設替及び現在の2つの町営浴場を1つにまとめた温泉センター建設の構想あり。	該当なし	該当なし
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。					
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
給湯開始・休止	該当なし	<p>【供給の申込】 温泉の供給を受けようとする者は、町長に申請書を提出し、その許可を受けなければならない。 【届出及び承認】 温泉受給者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届出なければならない。 ・供給装置の使用を開始しようとするとき。 ・供給装置を撤去しようとするとき。 ・温泉供給を中止又は廃止しようとするとき。 温泉受給者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届出でてその承認を得なければならない。 ・供給装置を変更、改造または増設しようとするとき。 ・供給量の変更しようとするとき。 ・供給を受けている場所を変更しようとするとき。 【供給停止処分】 町長は次の各号の一に該当するときは、温泉の供給を停止することができる。 ・第7条第2項の許可の交付を受けなかったもの。 ・第8条の届出及び承認を得なかったもの。 ・第17条の規定による納入通知書の指定する期限後1箇月を経過しても、料金を滞納したとき。 ・温泉を目的以外に使用し又は所定の手続を経ないで使用したとき。 ・料金その他の費用の徴収を免れようとするなど不正の行為をしたとき。 ・前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 現在、特別供給については、新規加入の申込は受けていない。ただし、定住促進団地については、このかぎりでない。 【事務手順】 温泉供給許可申請書 書類審査 温泉供給許可書 温泉メーターの貸与 供給装置工事施工 温泉供給装置使用開始届 【供給の許可】 温泉の受給許可を受けた者は、町長の許可を受けなければ温泉受給者の名義を変更してはならない。</p>	<p>【供給の許可及び期間】(温泉給湯管理条例第7条) 温泉の供給を受けようとする者はあらかじめ町長に許可を受けなければならない。 町長は5年を超えない期間の範囲内で許可証を交付する。温泉の受給許可を受けた者を温泉受給者といい、町長の許可がなければその名義を変更できない。引き続き温泉の供給を受けようとする者は期間満了1ヶ月前までに期間更新の許可を受けなければならない。 【申込金】(温泉給湯管理条例第8条) 供給の許可を受けた者は10,000円の申込金を納入しなければならない。口数分湯方式による温泉受給者が、分湯量を増加する場合は、1口について20,000円の申込金を納入しなければならない。 【届出及び承認】(温泉給湯管理条例第12条) (1)温泉受給者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届出なければならない。 ・供給装置(設備及び本管から引湯に必要な設備)の使用を開始しようとするとき。 ・供給装置を撤去しようとするとき。 ・温泉供給を中止又は廃止しようとするとき。 (2)温泉受給者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届出でてその承認を得なければならない。 ・供給装置を変更、改造又は増設しようとするとき。 ・供給量を変更しようとするとき。 ・供給を受けている場所を変更しようとするとき。 【供給停止処分】(温泉給湯管理条例第24条) 町長は次の一に該当する時は、温泉の供給を停止することができる。 ・供給の期間を超えて供給を受けているとき。 ・届出を怠り又は、虚偽の届出をしたとき。 ・納入通知書の指定する期限後1箇月を経過しても、なお料金を滞納したとき。 ・温泉を目的以外に使用し又は所定の手続を経ないで使用したとき。 ・料金その他の費用の徴収を免れようとするなど、不正の行為をしたとき。 ・この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 【罰則】(温泉給湯管理条例第25条) ・この条例の規程に違反した者は50,000円以下の過料に処する。</p>	該当なし	給湯契約は、旅館、ホテル、医療福祉施設、公衆浴場、別荘地のみ行っており、新規の契約はない。現在1軒の旅館が廃業しているが、入湯税を納めているため引き続き給湯している。	
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

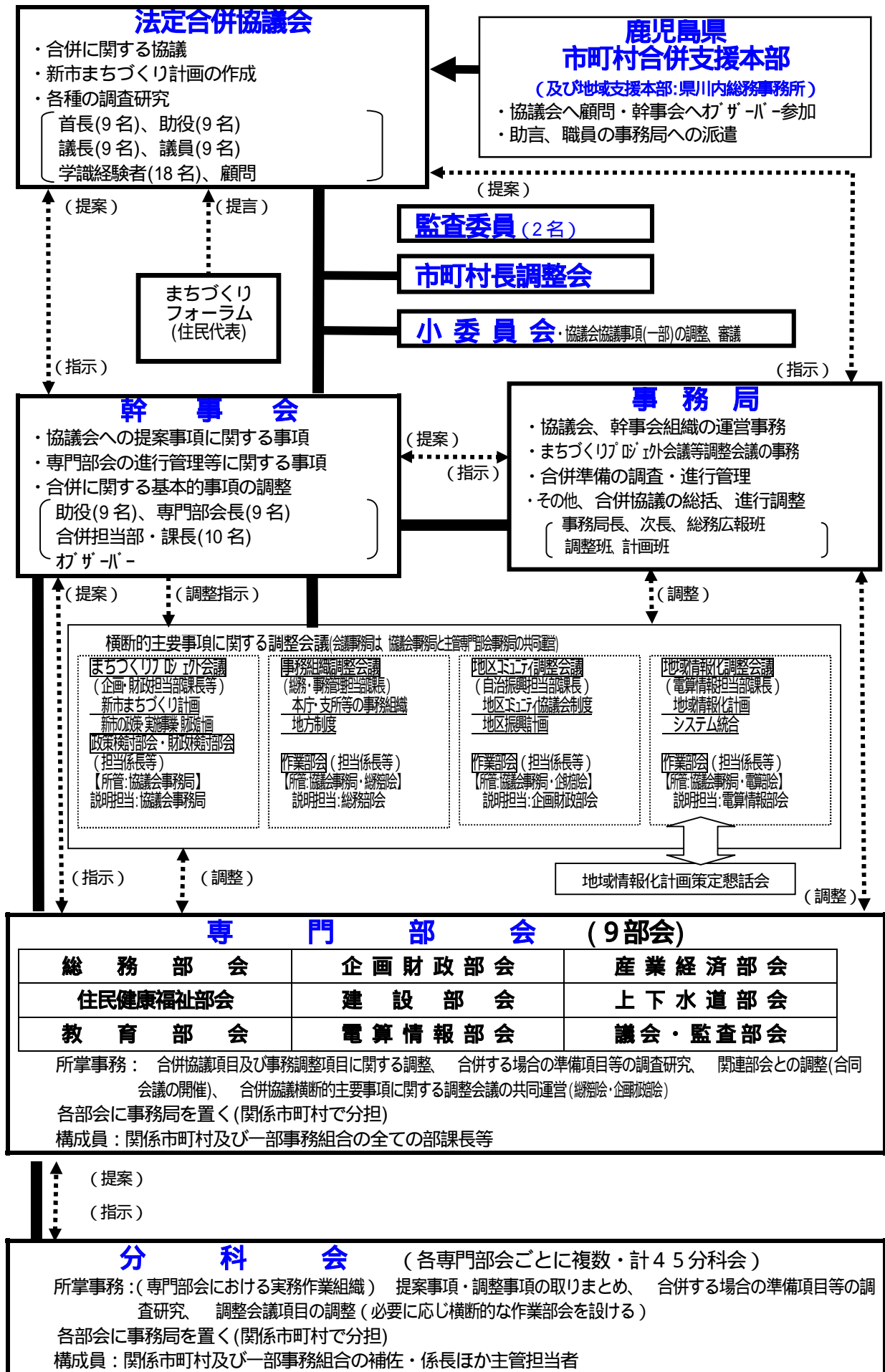
川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
温泉審議会	該当なし	該当なし	<p>審議会の設置 町営温泉の適切な管理と将来の発展計画に関し、必要な事項について調査・審議し、温泉開発に関する計画を樹立することを目的として、入来町温泉対策に関する審議会を設置する。</p> <p>附属機関 「審議会の組織」 審議会は委員15人以内を持って組織する。委員は次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。 ・識見を有する者 ・公共的団体の役員 現在委員：鹿大産学官携推進室長、保健所次長、町商工会長、町観光協会長、町議会総務委員長、町社会福祉協議会長、JAさつま川内入来支所長、町公民会連絡協議会長、温泉担当職員OB、婦人会役員の計10名 「委員の任期」 委員の任期は2年。ただし、補欠委員の任期は残任期間とする。 「会議等」 審議会の会議は必要に応じて町長が招集する。</p> <p>平成14年10月12日で任期切れ</p>	該当なし	<p>【審議会の設置】 蘭牟田温泉及び町内に設置する温泉を開発し、町の産業発展を図るため温泉開発審議会を置く。</p> <p>【審議会の任務】 審議会は次の事項を調査審議する。 温泉掘削の位置の選定及び掘削の計画に関する事項 温泉利用の総合的計画に関する事項 その他蘭牟田温泉及び町内に設置する温泉の開発に必要な事項</p> <p>【審議会の組織】 審議会は10人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。 町議会議員 学識経験者</p> <p>現在の委員は 町議会議長 町議会副議長 町議会総務委員長 町議会経済委員長 学識経験者 黒木公民館長 " 大村公民館長 " 蘭牟田公民館長 " 祁答院町観光協会会長</p> <p>【委員の任期】 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>【会議】 審議会は町長が必要な都度招集する。 平成13年度は2回実施</p>
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	鹿島村
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

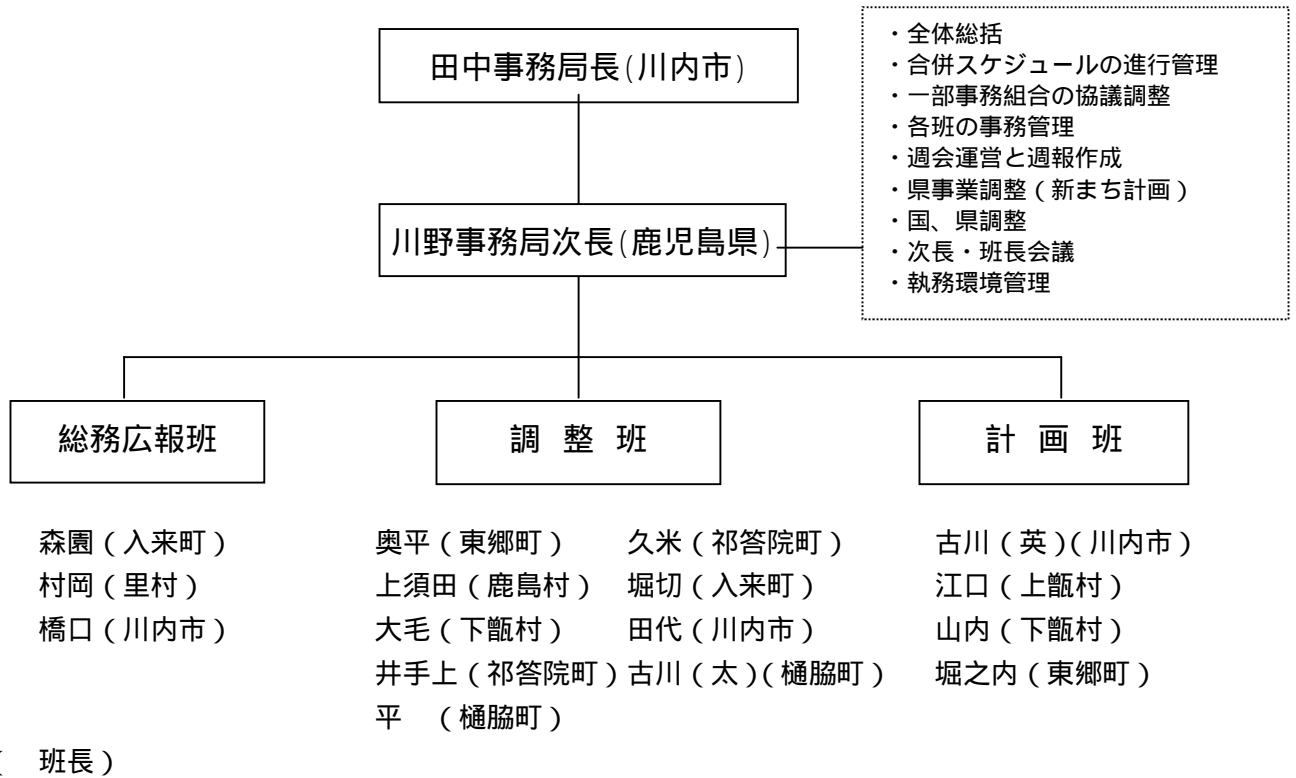
(3) 報告事項

事務局体制について

川薩地区法定合併協議会組織図



事務局体制



各班の分掌事務

区 分	分 掌 事 務
各班に共通する事務	1 基本協議項目に関する事。(合併方式、期日、市名、本所・支所) 2 専門部会との連絡調整に関する事。 3 合併準備の調査に関する事
総務広報班	1 庶務及び会計に関する事。 2 合併の諸手続きに関する事。 3 協議会の会議に関する事。 4 協議会の広報・広聴に関する事。 5 国・県との連絡調整に関する事。 6 合併に係わる資料の編纂に関する事。 7 協議会予算に関する事。 8 その他、他の班に属さないこと。
調整班	1 事務事業の一元化に関する事。 2 各種事務事業の調整に関する事。 3 一部事務組合の調整、公共的団体に関する事。 4 横断的主要事項に関する調整会議に関する事。
計画班	1 新市まちづくり計画に関する事。 2 関係市町村及び新市の政策・主要事業等の調整に関する事。 3 県事業との調整に関する事。 4 プロジェクト会議に関する事。 5 まちづくりフォーラムに関する事。 6 横断的主要事項に関する調整会議に関する事。

川薩地区法定合併協議会 専門部会・分科会事務事業数及び担当者一覧

*平成15年7月10日現在

番号	専門部会	分科会	事務事業数	担当(正)	担当(副)	備考
1	総務	1 事務管理	30	奥平	大毛	
		2 人事厚生	54			
		3 文書法制・選挙・庁舎管理	37			
		4 消防防災	87			
		5 税務	75			
		計	283			
2	企画財政	1 企画・男女共同参画	54	大毛	奥平	
		2 土地開発	24			
		3 国際交流	7			
		4 広報	10			
		5 自治振興	20			
		6 財政	41			
		7 会計	17			
		8 管財	13			
		9 契約	8			
		計	194			
3	産業経済	1 農林畜産	132	平	堀切	
		2 農業委員会	10			
		3 農業土木	34			
		4 水産	21			
		5 商工業・運輸	31			
		6 企業誘致・港振興	13			
		7 観光イベント	9			
		8 宿泊施設	12			
		計	263			
4	住民健康福祉	1 住民	54	上須田	久米	
		2 健康管理	61	久米	上須田	
		3 福祉	151	上須田	久米	
		4 国保介護	43	上須田	久米	
		5 環境	70	久米	上須田	
		計	379			
5	建設	1 土木	29	井手上	古川(太)	
		2 用地	4			
		3 都市計画	32			
		4 建築住宅	15			
		5 区画整理	15			
		計	95			
6	上下水道	1 水道・温泉管理	72	古川(太)	上須田	
		2 水道工務	17			
		3 下水道管理	14			
		4 下水道工務	3			
		計	106			
7	教育	1 教育総務・給食	27	田代	平	
		2 学校教育	62			
		3 社会教育	43			
		4 文化振興	11			
		5 スポーツ振興	15			
		6 教育振興施設	15			
		計	173			
8	電算情報	1 電算情報	15	堀切	井手上	
		計	15			
9	議会・監査	1 議会事務局	37	久米	上須田	
		2 監査	8			
		計	45			
9部会		45分科会	1,553			

プロジェクト会議等（横断的主要事項に関する調整会議）について

担当会議	担当者	副担当者
・プロジェクト会議	古川（英）	堀之内
・政策検討部会	山内	古川（英）
・財政検討部会	江口	古川（英）
・まちづくりフォーラム	堀之内	古川（英）
・事務組織調整会議 / 作業部会	奥平	堀之内
・地区コミュニティ調整会議 / 作業部会	大毛	堀之内
・地域情報化調整会議 / 作業部会	堀切	堀之内

新市名称等検討小委員会

担当班	担当会議	担当者	副担当者
総務広報班	・新市名称等検討小委員会	村岡	森園

専門部会別 合併協定項目説明担当項目数

区分	専門部会名	協定項目数	担当者
A	総務部会	9項目	奥平
B	企画財政部会	10項目	大毛
C	産業経済部会	4項目	平
D	住民健康福祉部会	10項目	上須田・久米
E	建設部会	1項目	井手上
F	上下水道部会	1項目	古川（太）
G	教育部会	2項目	田代
H	電算情報部会	1項目	堀切
I	議会・監査部会	1項目	久米
	協議会事務局	7項目	森園・奥平
計	9専門部会	46項目	

合併協定項目 協議会事務局担当者名簿

自治体の存立に関わる基本的な事項		説明責任者	関係専門部会	関係分科会	事務局担当(正)	事務局担当(副)
1	1 合併の方式	協議会事務局	協議会事務局			総務班
2	2 合併の期日	協議会事務局	協議会事務局			総務班
3	3 新市の名称	協議会事務局	協議会事務局	小委員会		総務班
4	4 新市の事務所の位置	協議会事務局	協議会事務局			総務班
事務事業の一元化に関わる事項						
5	5 財産の取扱い	企画財政	企画財政	管財	大毛	奥平
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	議会・監査	議会・監査	議会事務局	久米	上須田
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	産業経済部会	産業経済部会	農業委員会	平	堀切
8	8 地方税の取扱い	総務	総務	総務	奥平	大毛
9	9 一般職の職員の身分の取扱い	総務	総務	人事厚生	奥平	大毛
10	10 特別職の身分の取扱い	総務	総務	人事厚生	奥平	大毛
11	11 条例、規則等の取扱い	総務	総務(全般)	文書法制・選挙・庁舎管理(関係分科会)	田代	奥平・例規作業部会
	事務処理マニュアル策定作業	協議会事務局	全般	関係分科会	井手上	平
12	12 事務組織及び機構の取扱い	総務	総務	事務管理	奥平	大毛
13	13 一部事務組合等の取扱い	協議会事務局	総務/住民健康福祉/産業経済	関係分科会/一部事務組合	古川(太)	奥平・久米
14	14 使用料、手数料等の取扱い	企画財政	全般	関係分科会	井手上	平
15	15 公共的団体等の取扱い	協議会事務局	全般	関係分科会	大毛	奥平
16	16 補助金、交付金等の取扱い	企画財政	全般	関係分科会	井手上	平
17	17 町名・字名の取扱い	企画財政	企画財政	企画・男女共同参画小委員会	大毛 村岡	奥平 森園
18	18 慣行の取扱い	総務	総務(全般)	事務管理(全般)	奥平	大毛
19	19 国民健康保険事業の取扱い	住民健康福祉	住民健康福祉	国保介護	上須田	久米
20	20 介護保険事業の取扱い	住民健康福祉	住民健康福祉	国保介護	上須田	久米
21	21 消防団の取扱い	総務	総務	消防防災	奥平	大毛
22	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	企画財政	企画財政	自治振興	大毛	田代
23	23 各種事務事業の取扱い					
23	-1 男女共同参画事業	企画財政	企画財政	企画・男女共同参画	大毛	奥平
24	-2 姉妹都市・国際交流事業	企画財政	企画財政	国際交流	大毛	奥平
25	-3 電算システム事業	電算情報	電算情報	電算情報	堀切	井手上
26	-4 広報広聴関係事業	企画財政	企画財政	広報	大毛	奥平
27	-5 消防防災関係事業	総務	総務	消防防災	奥平	大毛
28	-6 交通関係事業	産業経済	産業経済	商工業・運輸	平	堀切
29	-7 窓口業務	住民健康福祉	住民健康福祉(全般)	住民(全般)	上須田	久米
30	-8 保健衛生事業	住民健康福祉	住民健康福祉	健康管理	久米	上須田
31	-9 環境衛生事業	住民健康福祉	住民健康福祉	環境	久米	上須田
32	-10 障害者福祉事業	住民健康福祉	住民健康福祉	福祉	上須田	久米
33	-11 高齢者福祉事業	住民健康福祉	住民健康福祉	福祉	上須田	久米
34	-12 児童福祉事業	住民健康福祉	住民健康福祉	福祉	上須田	久米
35	-13 生活保護事業	住民健康福祉	住民健康福祉	福祉	上須田	久米
36	-14 その他の福祉事業	住民健康福祉	住民健康福祉	福祉	上須田	久米
37	-15 農林水産関係事業	産業経済	産業経済	農林畜産/農業土木/水産/農業委員会/企業誘致・港振興	平	堀切
38	-16 商工・観光関係事業	産業経済	産業経済	商工業・運輸/観光イベント/宿泊施設	平	堀切
39	-17 建設関係事業	建設	建設	所属全分科会	井手上	古川(太)
40	-18 上・下水道事業	上下水道	上下水道	所属全分科会	古川(太)	上須田
41	-19 学校教育事業	教育	教育	教育総務・給食/学校教育/教育振興施設	田代	平
42	-20 コミュニティ施策	企画財政	企画財政/教育	自治振興/社会教育	大毛	田代
43	-21 社会教育事業	教育	教育	社会教育/文化振興/スポーツ振興/教育振興施設	田代	平
44	-22 情報公開制度	総務	総務	文書法制・選挙・庁舎管理	奥平	大毛
45	-23 その他事業	企画財政	全般	財政/会計/契約/監査	大毛	久米
新市建設計画に係る事項						
46	24 新市まちづくり計画	協議会事務局	全般	関係分科会	古川(英)	川野・計画班

合併協定項目 協議内容

自治体の存立に関わる基本的な事項		主 な 協 議 内 容
1	1 合併の方式	新設合併(対等合併)・編入合併(吸収合併)
2	2 合併の期日	総務大臣の告示により、新市として施行する日
3	3 新市の名称	新設合併では、新しい名称を決める。
4	4 新市の事務所の位置	新設合併では、新たに事務所(本所)の位置を決める。
事務事業の一元化に関わる事項		
5	5 財産の取扱い	土地、建物等の公有財産、公共施設
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数、任期・特例措置
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	農業委員の定数、任期・特例措置
8	8 地方税の取扱い	市町村民税、固定資産税等の税率、納期の取扱い・不均一課税(5年間)
9	9 一般職の職員の身分の取扱い	職員の任用、給与等の取扱い
10	10 特別職の身分の取扱い	常勤特別職(市町村長、助役、収入役、教育長など)非常勤特別職(教育委員、選挙管理委員など)
11	11 条例、規則等の取扱い	各市町村の条例、規則
12	12 事務組織及び機構の取扱い	役所の組織や機構
13	13 一部事務組合等の取扱い	川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甌島衛生管理組合、串木野樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組合、上甌島バス企業団、祁答院地区消防組合、薩摩郡東部衛生処理組合など
14	14 使用料、手数料等の取扱い	各種施設使用料、証明手数料など
15	15 公共的団体等の取扱い	社会福祉協議会、商工会、観光協会、第三セクターなど
16	16 補助金、交付金等の取扱い	各種団体等への補助金など
17	17 町名・字名の取扱い	同一町・字名等の調整
18	18 慣行の取扱い	市町村章、憲章、歌、花木など
19	19 国民健康保険事業の取扱い	保険料、納期、国保事業、老人保健事業など
20	20 介護保険事業の取扱い	保険料、納期、介護保険事業など
21	21 消防団の取扱い	組織、定員、任期など
22	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	自治会制度や納税組合制度など
23 各種事務事業の取扱い		
23	-1 男女共同参画事業	男女共同参画事業の調整
24	-2 姉妹都市・国際交流事業	姉妹都市、国際交流、海外派遣制度など
25	-3 電算システム事業	各種行政電算システム及び地域情報ネットワークなど
26	-4 広報広聴関係事業	広報紙、HP、広聴事業など
27	-5 消防防災関係事業	地域防災計画、水防計画など
28	-6 交通関係事業	公共交通機関、巡回バス、海上交通など
29	-7 窓口業務	各種証明、住民票等の発行など
30	-8 保健衛生事業	各種保健事業、診療所、し尿処理、火葬場など
31	-9 環境衛生事業	各種環境事業、ごみ処理など
32	-10 障害者福祉事業	重度心身障害者医療費助成などの各種障害者福祉制度
33	-11 高齢者福祉事業	敬老年金、デイサービス事業などの各種高齢者福祉制度
34	-12 児童福祉事業	保育園、少子化施策などの各種児童福祉制度
35	-13 生活保護事業	生活保護関係事務
36	-14 その他の福祉事業	国民年金業務など
37	-15 農林水産関係事業	農業、畜産、林業、水産業、港湾などの各種事務事業
38	-16 商工・観光関係事業	商工業、観光、イベント、宿泊施設などの各種事務事業
39	-17 建設関係事業	市町村道、公営住宅、都市計画などの各種事務事業
40	-18 上・下水道事業	上水道料金、下水道料金、温泉管理などの各種事務事業
41	-19 学校教育事業	通学区域、就学費、学校給食などの各種事務事業
42	-20 コミュニティ施策	自治公民館、地区、校区の運営などの施策
43	-21 社会教育事業	生涯学習、社会体育、文化振興、郷土芸能などの各種事務事業
44	-22 情報公開制度	情報公開制度
45	-23 その他事業	市町村の財政、会計、契約、監査、選挙、地籍調査等に係る各事務事業
新市建設計画に係る事項		
46	24 新市まちづくり計画	新市のまちづくり計画(総合振興計画)

まちづくり広聴会実施要領について

まちづくり広聴会 実施要領

1. 実施目的

「新市まちづくり計画原案」について、同案に対する住民への広報と意見聴取を行い、協議会審議時の参考に資することと、住民の市町村合併に関する理解を深めていただき、地域の将来を考えていただく気運の醸成を図ることを目的に開催する。

2. 主 催 川薩地区法定合併協議会（運営：協議会事務局）

3. 対 象 関係市町村住民

4. 実施期間 平成15年8月17日（日）～9月13日（土）

5. 標準会次第

開会

あいさつ・開催主旨説明

市町村合併制度・協議経過説明

計画原案説明

質疑応答

閉会

6. 標準開催時刻

午前に開催する場合 10時～12時

午後に開催する場合 14時～16時

夜間に開催する場合 19時30分～21時30分

7. 開催回数 基本的に全小学校区・地区で開催する。里村と鹿島村は1小学校のため2回開催

川内市19回 樋脇町5回 入来町5回 東郷町5回 祁答院町5回

里村2回 上甑村3回 下甑村6回 鹿島村2回 合計 52回

対象は9市町村住民（いずれの会場での参加も可能）

参考：

各会場にて参加者アンケート調査を実施

協議会事務局は2班編成（1班3～4名）で対応

各市町村に協力していただきたい事項

・会場確保（会場使用料が必要な場合は協議会が負担します）

・合併担当職員及びプロジェクト会議委員、政策検討部会委員、財政検討部会委員の出席（当該市町村に関する質問等の対応）

配布資料は、会次第、計画概要版。ただし、希望者へは計画原案を配布。

まちづくり広聴会の日程について

月	日	曜	会場1				会場2					
			町名	地区名	会場名	開催時間	町名	地区名	会場名	開催時間		
8	17	日	夜					萩院	藺牟田	藺牟田農村研修センター	1930-2100	
	18	月	夜	東郷	藤川	藤川校区コミセン	1930-2130	萩院	上手	上手農村研修センター	1930-2100	
	19	火	夜	東郷	鳥丸	鳥丸校区コミセン	1930-2130	萩院	轟	轟農村研修センター	1930-2100	
	20	水	夜	東郷	斧淵	斧淵校区コミセン	1930-2130	萩院	黒木	黒木地区公民館	1930-2100	
	21	木	夜	東郷	山田	山田校区コミセン	1930-2130	萩院	大村	大村交流館	1930-2100	
	22	金	夜	東郷	南瀬	南瀬校区コミセン	1930-2130					
	23	土	昼						下甌	長浜	振興センター	1400-1600
			夜	上甌	平良	上甌村生活館	1930-2100	下甌	手打	中央公民館	1930-2130	
	24	日	朝						下甌	瀬々野浦	高齢者福祉館	1000-1200
			昼	上甌	中甌	上甌老人福祉センター	1400-1530	下甌	青瀬	児童館	1400-1600	
			夜	上甌	浦内	瀬上地区集会所	1930-2100	下甌	片野浦	コミュニティーセンター	1930-2130	
	25	月	夜	川内	湯田	湯田集会所	1900-2100	下甌	内川内	内川内集会所	1000-1200	
	26	火	夜	川内	陽成	陽成校区公民館	1900-2100	川内	吉川	吉川校区公民館	1900-2100	
	27	水	夜	川内	城上	城上集会所	1900-2100	川内	高来	高来校区公民館	1900-2100	
	28	木	夜									
	29	金	夜	川内	育英	育英集会所	1900-2100	川内	八幡	八幡校区公民館	1900-2100	
30	土	朝	里	里	里村中央公民館	1000-1200						
		昼					川内	滄浪	滄浪校区公民館	1300-1500		
		夜	里	里	里村中央公民館	1930-2100	川内	寄田	寄田校区公民館	1900-2100		
31	日	朝						川内	可愛	中央公民館	1000-1200	
		昼	鹿島	藺牟田	公民館	1400-1530	川内	峰山	峰山校区公民館	1300-1500		
		夜	鹿島	藺牟田	公民館	1930-2100	川内	永利	永利集会所	1900-2100		
9	1	月	夜									
	2	火	夜	川内	水引	水引集会所	1900-2100	川内	平佐東	平佐東校区公民館	1930-2130	
	3	水	夜	入来	八重	八重集会所分館	1930-2100	樋脇	藤本	青少年集会所	1930-2100	
	4	木	夜									
	5	金	夜	入来	朝陽	朝陽ふるさと会館	1930-2100	樋脇	野下	営農研修館	1930-2100	
	6	土	昼									
			夜									
	7	日	朝									
			昼	入来	大馬越	大馬越農村研修館	1400-1530	樋脇	市比野	休養会館	1400-1530	
			夜	入来	入来	入来町役場	1930-2100	樋脇	塔之原	中央公民館	1800-1930	
	8	月	夜	入来	副田	高齢者センター	1930-2100	樋脇	倉野	青少年集会所	1930-2100	
	9	火	夜									
	10	水	夜	川内	平佐西	国際交流センター	1900-2100	川内	隈之城	セントピア	1900-2100	
11	木	夜										
12	金	夜	川内	西方	町公民館	1900-2100	川内	川内	すこやかふれあいプラザ	1900-2100		
13	土	夜	川内	亀山	亀山集会所	1830-2030						
				25				27				

川薩地区法定合併協議会市町村長調整会について

川薩地区法定合併協議会市町村長調整会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川薩地区法定合併協議会(以下「協議会」という。)規約第12条第2項の規定に基づき、市町村長調整会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 市町村長調整会は、協議会の会長が協議会の会議に付議する事項のうち必要と認める事項その他の事項について、協議及び調整を行うものとする。

(組織)

第3条 市町村長調整会は、協議会の会長、副会長及び市町村長をもって組織する。

2 市町村長調整会に会長及び副会長2名を置く。

3 会長及び副会長は、協議会の会長及び副会長をもって充てる。

4 会長は、市町村長調整会を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 市町村長調整会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、会議の議長を務める。

(関係職員等の出席)

第5条 市町村長調整会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市町村長調整会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

川薩地区法定合併協議会幹事会規程について

川薩地区法定合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川薩地区法定合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、川薩地区法定合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、川薩地区法定合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 協議会専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事28名をもって組織する。

2 幹事は、関係市町村の助役（川内市にあっては総務部の事務を所管する助役を、助役が欠けた場合は関係市町村の職員のうち当該首長が指名したもの1名をいう。）並びに川薩地区法定合併協議会規約第14条第2項の規定により定める協議会の専門部会の部会長、関係市町村の合併担当部課長又は関係市町村の首長が指名したものをもって充てる。

3 幹事会のオブザーバーとして、別表の職にある者をもって充てることができる。

4 協議会への提案事項について、横断的主要事項に関する調整のため、幹事会にまちづくりプロジェクト会議、事務組織調整会議、地区コミュニティ調整会議、地域情報化調整会議、まちづくりフォーラム及び地域情報化計画策定懇話会（以下「プロジェクト会議等」という。）を置くことができる。

5 プロジェクト会議等の組織その他の事項については、幹事長が別に定める。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第1・第3木曜日
- (2) 会議時間 午後1時30分から

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長を務める。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、副幹事長のうちあらかじめ幹事長が指名した者がその職務を代理する。

3 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

別表(第3条関係)

県総務部地方課市町村合併推進室長補佐及び県川内総務事務所次長

川薩地区法定合併協議会専門部会規程について

川薩地区法定合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川薩地区法定合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、川薩地区法定合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、川薩地区法定合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の依頼を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、川薩地区法定合併協議会会長及び副会長が関係市町村長と協議して定める。

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じて分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町村において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

別表(第3条関係)専門部会委員

市町村名 部会名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	一部事務組合
総務部会	総務部長 企画経済部長 建設部長 総務課長 自治振興課長 税務課長 税務課参事 情報推進課長 用地課長	総務課長 税務課長	総務課長 税務課長	総務課長 税務課長	総務課長 税務課長	総務課長 住民課長	総務課長	総務課長 税務課長	総務課長	川内地区消防組合消防長 川内地区消防組合総務課長 川内地区消防組合警防課長 川内地区消防組合予防課長 川内地区消防組合中央消防署長 川内地区消防組合東部消防署長 川内地区消防組合西部消防署長
企画財政部会	企画経済部長 企画課長 総務部長 総務課長 自治振興課長 財政課長 会計課長 土地開発公社事務局長	企画課長 総務課長 建設課長 社会教育課長	企画開発課長 総務課長 収入役室会計係長	企画課長 総務課長 収入役室会計課長	企画開発課長 総務課長 収入役室会計課長	総務課長 収入役室長	企画課長 総務課長 会計室長	総務課長 収入役室主幹 建設課長	企画課長 総務課長 会計室長	
産業経済部会	企画経済部長 建設部長 農林水産課長 商工観光課長 耕地課長 農業委員会事務局長	経済課長 農業委員会事務局長 建設課長 企画課長	経済課長 農業委員会事務局長 企画開発課長	経済課長 農業委員会事務局長 企画課長	経済課長 企画開発課長 農業委員会事務局長	経済課長	産業振興課長 企画課長 建設課長	経済課長 建設課長 企業課長	経済土木課長	上甌バス企業団次長
住民健康福祉部会	保健福祉部長 総務部長 福祉課長 和光園長 市民課長 市民健康課長 国保介護課長 生活環境課長 クリーンセンター所長	住民課長 税務課長 企画課長	町民課長	町民課長 企画課長	住民課長	保健福祉課長 住民課長	住民福祉課長 診療所事務長	民生課長 甌島敬老園長 環境整備課長	住民課長	西薩衛生処理組合事務局長 甌島衛生管理組合事務局長 川薩地区介護保険組合事務局長
建設部会	建設部長 土木課長 用地課長 都市計画課長 区画整理課長	建設課長 経済課長 総務課長 税務課長	建設課長 総務課長	建設課長 総務課長	建設課長 総務課長	建設課長	建設課長 総務課長	建設課長 総務課長	経済土木課長 総務課長	
上下水道部会	水道局長 建設部長 管理課長 工務課長 下水道課長	水道課長 建設課長	水道課長 経済課長	水道課長	水道課長 水道課水道係長	建設課長 経済課長	建設課長	環境整備課長 建設課長	住民課長	
教育部会	教育部長 教育総務課長 学校教育課長 給食センター所長 社会教育課長 文化課長 市民スポーツ課長 少年自然の家所長	教育委員会総務課長 社会教育課長 学校教育課長	教育委員会総務課長 学校教育課長 社会教育課長 給食センター所長	教育委員会総務課長 社会教育課長 学校教育課長 給食センター所長	教育委員会総務課長 社会教育課長 学校教育課長	教育委員会事務局長	教育委員会事務局長	教育委員会教育次長	教育委員会主幹	
電算情報部会	情報推進課長 総務課長 企画経済部長 総務部長	企画課長	総務課長	企画課長	総務課長 企画開発課長	総務課長	企画課長	総務課長	総務課長	
議会・監査部会	議会事務局長 監査事務局長	議会事務局長 書記	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	

協議会専門部会長 協議会専門部副会長

川薩地区法定合併協議会分科会規程について

川薩地区法定合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川薩地区法定合併協議会専門部会規程第7条の規定に基づき、川薩地区法定合併協議会分科会（以下「分科会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、川薩地区法定合併協議会専門部会部会長（以下「部会長」という。）の依頼を受け、川薩地区法定合併協議会規約第3条第1項第1号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、関係市町村の主管担当者をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 1名

2 役員は、部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長を務める。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、随時部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町村において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

川薩地区法定合併協議会事務局規程について

川薩地区法定合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 川薩地区法定合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、川薩地区法定合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報・広聴に関すること
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務広報班、調整班及び計画班を置く。

2 前項に規定する班の事務分掌は、別表1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、協議会の会長が任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局内の連絡調整をするとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。

3 班長は、班相互間の連絡・調整及び班に属する職員の指揮監督を行う。

4 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) 関係市町村の連絡調整
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が決裁する事項について、会長が不在のときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名したものが代決することができる。

2 事務局長の専決する事項について、事務局長不在のときは、事務局次長が代決することができる。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における事案を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

2 文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会の会長の属する市町村の公文書の取扱い規程の例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、規格、型、書体、個数、使用区分及び管守者は別表2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については協議会の会長の属する市町村の公印規則の例による。

(職員の服務等)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務時間・勤務条件については、それぞれ職員の派遣等を行う市町村の例による。

(給与等)

第12条 職員の給与については、それぞれ派遣する市町村の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会の会長の属する市町村の例により協議会が支給する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区 分	分 掌 事 務
各班に共通する 事 務	1 基本協議項目に関する事。(合併方式、期日、市名、本所・支所)
	2 専門部会との連絡調整に関する事。
	3 合併準備の調査に関する事。
総務広報班	1 庶務及び会計に関する事。
	2 合併の諸手続きに関する事。
	3 協議会の会議に関する事。
	4 協議会の広報・広聴に関する事。
	5 国・県との連絡調整に関する事。
	6 合併に係わる資料の編纂に関する事。
	7 協議会予算に関する事。
	8 その他、他の班に属さないこと。
調 整 班	1 事務事業の一元化に関する事。
	2 各種事務事業の調整に関する事。
	3 一部事務組合の調整、公共的団体に関する事。
	4 横断的主要事項に関する調整会議に関する事。
計 画 班	1 新市まちづくり計画に関する事。
	2 関係市町村及び新市の政策・主要事業等の調整に関する事。
	3 県事業との調整に関する事。
	4 プロジェクト会議に関する事。
	5 まちづくりフォーラムに関する事。
	6 横断的主要事項に関する調整会議に関する事。

別表2 (第10条関係)

名称	規 格 (ミリメートル)	型	書体	個数	使用区分	管守者
川薩地区法定 合併協議会会 長印	方 24		れい書	1	川薩地区法定合併協議 会会長名をもって発す る公文書用	事務局長
川薩地区法定 合併協議会幹 事長印	方 21		れい書	1	川薩地区法定合併協議 会幹事長名をもって発 する公文書用	事務局長
川薩地区法定 合併協議会事 務局長印	方 21		れい書	1	川薩地区法定合併協議 会事務局長名をもって 発する公文書用	事務局長
川薩地区法定 合併協議会小 委員会委員長 印	方 21		れい書	1	川薩地区法定合併協議 会小委員会委員長名を もって発する公文書用	事務局長

別記様式（第9条関係）

起 案 用 紙

決裁 区分	会 長	事務局長	保存 期間	永年	10年	5年	3年	1年	ファイル名		
起 案		年 月 日		文書の種類		取 扱 種 別				公印承認	
決 裁		年 月 日		発送 文書	局内 文書	秘	重要	至急	例規	議案	
施 行		年 月 日									
文書記号番号		川薩法協第		号							
あて先					発信者名						
件 名											
このことについて、別紙のとおりに 裏面 してよろしいでしょうか。 します。										所 管	
										内線（ 班 ）	
会 長	副会長	副会長	事務局長	事務局 次 長	班 長	担 当	起案者				
合 議 先 幹事長											
意 見											

川薩地区法定合併協議会起案用紙

川薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について

川薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 川薩地区法定合併協議会規約第18条の規定に基づき、川薩地区法定合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」)の報酬及び費用弁償の額、支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額5,200円とする。ただし、地方公共団体の首長、助役及び議会議員については、これを支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、会議に出席した日数に応じ、その月分を翌月10日までに支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

2 報酬は、協議会委員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償の額)

第4条 協議会委員等が、構成市町村の区域で実施される会議等に出席したとき及び協議会の職務を行うために構成市町村の区域に出張したときの費用弁償の額は別表のとおりとする。ただし、地方公共団体の首長、助役及び議会議員については、これを支給しない。

2 協議会の職務を行うために構成市町村の区域外に出張したときは、会長の属する市町村の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。ただし、地方公共団体の首長、助役及び議会議員については、これを支給しない。

(費用弁償支給方法)

第5条 費用弁償は、その月分を翌月10日までに支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

2 費用弁償は、協議会委員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	金 額（ 円 ）
会議開催地である市町村選出委員の日当、交通費相当額（1日につき）	1,000円
会議開催地以外の市町村選出委員の日当、交通費相当額（1日につき）	2,000円
船舶を利用する場合の船賃（甌航路）	7,220円
宿泊の場合の宿泊料	9,800円
構成市町村外の居住者の場合	会長の属する市町村の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

川薩地区法定合併協議会財務規程について

川薩地区法定合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川薩地区法定合併協議会規約第18条の規定に基づき、川薩地区法定合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算は、負担金及び繰越金その他の収入を歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とする。

(歳入歳出予算の調製等)

第3条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村の長に送付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第4条 協議会は、協議会に係る既定予算の補正の必要が生じたときには、協議会の会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第2項の規定を準用する。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第8条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、協議会の会長が属する市町村の例により行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、協議会の会長が属する市町村の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な文書

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

別表1（第5条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 預金利子
		2 雑入

別表2（第5条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議運営費	1 協議会会議費
		2 幹事会会議費
		3 小委員会会議費
	2 事務局費	1 事務局運営費
2 事業費	1 まちづくり計画費	1 まちづくり計画策定事業費
	2 事務事業調整費	1 事務事業調整事業費
	3 広報広聴費	1 広報広聴事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

川薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について

川薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川薩地区法定合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定に基づき、川薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公平な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の関係市町村又は事務局の所定の場所とし、その時間は、当該市町村又は事務局の執務時間内とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月10日から施行する。

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

平成 年 月 日

川薩地区法定合併協議会
会長 殿

申請者 住 所

氏 名

連絡先

川薩地区法定合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申し出いたします。
なお、閲覧に際しては、閲覧要綱に規定された事項を遵守いたします。

記

- 1 閲覧希望日時 平成 年 月 日
午前・午後 時 分 ~ 時 分
- 2 閲覧希望文書 (1) 第 回協議会
(2) ア 協議会の会議録
イ 協議会に提出された文書
- 3 閲覧の目的

川薩地区法定合併協議会横断的主要事項に関する調整会議運営要領について

川薩地区法定合併協議会 横断的主要事項に関する調整会議 運営要領

1. 設置

川薩地区法定合併協議会（以下、協議会という。）幹事会規程に基づき、横断的主要事項を調整するための「事務組織調整会議」、「地区コミュニティ調整会議」、「地域情報化調整会議」（以下、「各調整会議」という。）を設置する。

2. 所掌事務

- (1) 「事務組織調整会議」は、新市まちづくり計画でその基本方針を示す合併後の本庁及び支所等の事務組織と地方制度に関することについて具体的な調整を行う。
- (2) 「地区コミュニティ調整会議」は、新市まちづくり計画でその基本方針を示す地区コミュニティ協議会制度及び地区振興計画に関することについて具体的な調整を行う。
- (3) 「地域情報化調整会議」は、新市まちづくり計画でその基本方針を示す地域情報化について、地域情報化計画を策定し、加えて、電算情報システム等の統合に関することについて具体的な調整を行う。また、別途に定める「地域情報化計画策定懇話会」との意見交換を行う。
- (4) 各調整会議は、その調整結果を幹事会等へ報告するものとする。

3. 組織

- (1) 「事務組織調整会議」は、協議会関係市町村の事務管理、人事担当の部・課長級等職員及び協議会事務局職員を委員とし組織する。
- (2) 「地区コミュニティ調整会議」は、協議会関係市町村の自治振興担当の部・課長級等職員及び協議会事務局職員を委員とし組織する。
- (3) 「地域情報化調整会議」は、協議会関係市町村の電算情報担当の部・課長級等職員及び協議会事務局職員を委員とし組織する。

4. 座長等

- (1) 各調整会議に座長、副座長を置く。
- (2) 座長、副座長は委員の互選により選出する。
- (3) 各座長は、幹事会等への報告及び説明を行うものとする。

5. 会議

- (1) 座長は、会議の議長を務める。
- (2) 座長が会議に出席できない場合は、副座長がその職務を代理する。
- (3) 委員は、調整会議を欠席する場合は代理人を会議に出席させることができる。
- (4) 会議には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

6. 作業部会

- (1) 調整会議の実務作業を行うため各調整会議に「作業部会」（以下、「作業部会」という。）を設置する。
- (2) 作業部会に関する組織及び運営については、別に幹事長が定める。
- (3) 作業部会は、関係調整会議から指示のあった事項について作業・検討を行い、その結果を各調整会議に報告しなければならない。

7. 活動期間

各調整会議の活動期間は、平成15年7月10日から協議会解散の日までとする。

8. 事務局

各調整会議事務局は、協議会事務局に置き、関係専門部会事務局との共同運営とする。

9. その他

この要領に定めるもののほか調整会議に関し必要な事項は、協議会幹事長が定める。

川薩地区法定合併協議会横断的主要事項に関する調整会議作業部会運営要領について

川薩地区法定合併協議会 横断的主要事項に関する調整会議「作業部会」運営要領

1. 設置

川薩地区法定合併協議会（以下、協議会という。）幹事会規程及び「横断的主要事項に関する調整会議」（以下、調整会議という。）運営要領に基づき、「事務組織調整会議作業部会」、「地区コミュニティ調整会議作業部会」、「地域情報化調整会議作業部会」（以下、「各作業部会」という。）を設置する。

2. 所掌事務

- (1) 「事務組織調整会議作業部会」（以下、「組織作業部会」という。）は、新市まちづくり計画でその基本方針を示す合併後の本庁及び支所等の事務組織と地方制度に関することについて具体的な作業・調整を行う。
- (2) 「地区コミュニティ調整会議作業部会」（以下、「地区コミ作業部会」という。）は、新市まちづくり計画でその基本方針を示す地区コミュニティ協議会制度及び地区振興計画に関することについて具体的な作業・調整を行う。
- (3) 「地域情報化調整会議作業部会」（以下、「情報化作業部会」という。）は、新市まちづくり計画でその基本方針を示す地域情報化について、地域情報化計画を策定し、加えて、電算情報システム等の統合に関することについて具体的な作業・調整を行う。
- (4) 各作業部会は、その作業・調整結果を調整会議等へ報告するものとする。

3. 組織

- (1) 「組織作業部会」は、協議会関係市町村の事務管理、人事担当の課長補佐・係長級等職員及び協議会事務局職員を部会員とし、組織する。
- (2) 「地区コミ作業部会」は、協議会関係市町村の自治振興担当の課長補佐・係長級等職員及び協議会事務局職員を部会員とし、組織する。
- (3) 「情報化作業部会」は、協議会関係市町村の電算情報担当の課長補佐・係長級等職員及び協議会事務局職員を部会員とし、組織する。

4. 座長等

- (1) 各作業部会に部会座長、部会副座長を置く。
- (2) 部会座長、部会副座長は部会員の互選により選出する。
- (3) 各座長は、幹事会等への報告及び説明を行うものとする。

5. 会議

- (1) 部会座長は、会議の議長を務める。
- (2) 部会座長が会議に出席できない場合は、副部会座長がその職務を代理する。
- (3) 部会員は、作業部会を欠席する場合は代理人を会議に出席させることができる。
- (4) 会議には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

6. 活動期間

各作業部会の活動期間は、平成15年7月10日から協議会解散の日までとする。

7. 事務局

各作業部会の事務局は協議会事務局に置き、関係専門部会分科会事務局との共同運営とする。

8. その他

この要領に定めるもののほか各作業部会に関し必要な事項は、協議会幹事長が定める。

川薩地区法定合併協議会まちづくりプロジェクト会議運営要領について

川薩地区法定合併協議会 まちづくりプロジェクト会議 運営要領

1. 設置

川薩地区法定合併協議会（以下、協議会という。）幹事会規程に基づき、「新市まちづくり計画」を策定するため「まちづくりプロジェクト会議」（以下、「プロジェクト会議」という。）を設置する。

2. 所掌事務

- (1) 新市まちづくり計画に関連する幹事会への提案事項に関すること。
- (2) 新市まちづくり計画原案の策定に関すること。
- (3) 新市まちづくり計画に関連し、事務一元化協議時に基本的方針を示す必要のある事項に関すること。
- (4) その他、関係市町村及び新市の政策・主要事業に関すること。

3. 組織

プロジェクト会議の委員は、協議会関係市町村の企画、財政、市町村合併担当の部・課長級等職員及び協議会事務局職員により組織する。

4. 座長等

- (1) プロジェクト会議に座長、副座長を置く。
- (2) 座長、副座長は委員の互選により選出する。

5. 会議

- (1) 座長は、会議の議長を務める。
- (2) 座長が会議に出席できない場合は、副座長がその職務を代理する。
- (3) 委員は、プロジェクト会議を欠席する場合は代理人を会議に出席させることができる。
- (4) 会議には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

6. 検討部会

- (1) プロジェクト会議の作業部会として「政策検討部会」「財政検討部会」（以下、「検討部会」という。）を設置する。
- (2) 検討部会に関する組織及び運営については、別に幹事長が定める。
- (3) 検討部会は、新市まちづくり計画の計画素案をプロジェクト会議に報告しなければならない。

7. 活動期間

プロジェクト会議の活動期間は、平成15年7月10日から協議会解散の日までとする。

8. 事務局

事務局は、協議会事務局計画班に置く。

9. その他

この要領に定めるもののほかプロジェクト会議に関し必要な事項は、協議会幹事長が定める。

川薩地区法定合併協議会まちづくりプロジェクト会議検討部会運営要領について

川薩地区法定合併協議会 まちづくりプロジェクト会議「検討部会」運営要領

1. 設置

- (1) 川薩地区法定合併協議会(以下、協議会という。)幹事会規程及び新市まちづくりプロジェクト会議(以下、「プロジェクト会議」という。)運営要領に基づき、「新市まちづくり計画」を策定するため「検討部会」(以下、「検討部会」という。)を設置する。
- (2) 検討部会に、政策検討部会、財政検討部会を設ける。

2. 所掌事務

- (1) 新市まちづくり計画に関連するプロジェクト会議への提案事項に関すること。
- (2) 新市まちづくり計画素案の策定に関すること。
- (3) 新市まちづくり計画に関連し、事務一元化協議時に基本的方針を示す必要のある事項に関すること。
- (4) その他、関係市町村及び新市の政策・主要事業に関すること。

3. 組織

- (1) 政策検討部会は、新市まちづくり計画「基本方針」「基本計画」「まちづくり事業計画」「公共的施設の基本的考え方」の素案策定、主要事業及び県事業に関する調整を行う。部会委員は、協議会関係市町村の企画担当の課長補佐・係長等職員及び協議会事務局職員により組織する。
- (2) 財政検討部会は、新市まちづくり計画「財政計画」の素案策定と主要事業に関する事業費調整を行う。部会委員は、協議会関係市町村の財政担当の課長補佐・係長等職員及び協議会事務局職員により組織する。

4. 部会座長等

- (1) 検討部会にそれぞれ部会座長、副部会座長を置く。
- (2) 各部会座長、副部会座長は委員の互選により選出する。

5. 会議

- (1) 部会座長は、会議の議長を務める。
- (2) 部会座長が会議に出席できない場合は、副部会座長がその職務を代理する。
- (3) 委員は検討部会会議を欠席する場合は、代理人を会議に出席させることができる。
- (4) 会議には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

6. 活動期間

検討部会の活動期間は、平成15年7月10日から協議会解散の日までとする。

7. 事務局

事務局は、協議会事務局計画班に置く。

8. その他

この要領に定めるもののほか検討部会に関し必要な事項は、協議会幹事長が定める。

川薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム運営要領について

川薩地区法定合併協議会 まちづくりフォーラム 運営要領

1. 設置目的

川薩地区法定合併協議会（以下、協議会という。）幹事会規程に基づき、「新市まちづくり計画」策定に関連して住民自身が長期的視点に立ち、新市のあるべき姿を展望しながら、まちづくりについて提言していただく「まちづくりフォーラム」（以下、「フォーラム」という。）を設置する。

2. 活動内容

- (1) 「新市の将来のあるべき姿」や、「まちづくりについての構想」の提言に関すること。
- (2) 新市まちづくり計画原案に対する意見に関すること。
- (3) その他、合併後のまちづくりの政策提言に関すること。

3. 組織

- (1) 委員は、協議会関係市町村から推薦のあった一般住民45名により組織する。
- (2) 委員をグループに分け、活動を行う。
- (3) フォーラムにオブザーバーを置くことができる。
- (4) 委員は、川薩地区法定合併協議会委員又は市町村議会議員と兼ねることはできない。
ただし、従前、委員であった者については本人の申し出によりオブザーバーとして参加できる。

4. 代表・副代表等

- (1) フォーラムに代表及び副代表を置く。
- (2) 代表及び副代表は委員の互選により選出する。
- (3) フォーラムに設けた各グループにグループ座長及び副座長を置く。
- (4) 各グループ座長及び副座長は委員の互選により選出する。

5. 会議

- (1) 代表は、会議の議長を務める。
- (2) 代表が会議に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する副代表がその職務を代理する。
- (3) 委員が欠席する場合には、代理人を会議に出席させることはできない。
- (4) 会議には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

6. 活動期間

フォーラムの活動期間は、平成15年7月10日から別途定めるフォーラム解散の日までとする。

7. 事務局

事務局は、協議会事務局計画班に置く。

8. 成果の報告

活動結果は、協議会会議において報告を行う。

9. その他

この要領に定めるもののほかフォーラムに関し必要な事項は、協議会幹事長が定める。

参考：グループ編成（代表：中俣 知大、副代表：各座長）

	社会基盤	生活環境	保健福祉	産業経済	教育文化
川内市	中俣 知大	今村久美子	伊集院睦子	影山 俊二	春田 和満
樋脇町	小辻 浩史	猶野 福子	眞野 良子	堂前 一郎	中島 増夫
入来町	田島 直美	池頭 虎光	安藤千代記	柏木 俣	松下 純一
東郷町	桑波田景美	木原清八郎	古城 和行	小林 三郎	久留須清子
祁答院町	富森 貢	松ヶ野多鶴子	大園 英和	別府 生次	柏原神一郎
里村	村岡 豊治	角 淳子	中村 一行	塩田 将史	角 昭久
上甕村	小村 亮一	宮下 文明	柳 範一	藏元 保海	和田 元子
下甕村	中村 成宏	山内千和子	橋口 俊洲	手柴 廣次	東 みつえ
鹿島村	小村 俊子	小村 俊子	橋野 勝彦	橋野 利明	平川 龍一

： 印は座長、 印は副座長、 はオブザーバー / 敬称略

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月31日：第1号発送（第1回協議会） ・ 第2号は8月末発送予定
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年7月10日：ホームページ開設 ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回議事録 7月下旬：調製・関係市町村発送予定 ・ 第2回議事録は8月中旬発送予定
新市まちづくり 計画策定 (計画班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月14日 政策検討部会 会議開催（計画検討作業の着手） ・ 7月15日 川薩地区まちづくりフォーラム発足式開催 ・ 7月22日 政策検討部会 / 財政検討部会 会議開催 <p>[今後の予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月25日 プロジェクト会議[第1回]会議開催 ・ 7月29日 政策検討部会 / 財政検討部会 会議開催 ・ 8月1日 プロジェクト会議[第2回]会議開催 ・ 8月7日 幹事会へ計画原案を提案 8月12日 協議会へ計画原案を提案 8月17日～まちづくり広聴会の開催（調整中） ・ 9月1日 計画原案に対するまちづくりフォーラムとの意見交換会 ・ 9月9日 計画原案に対するまちづくりフォーラムとの意見交換会 ・ 9月18日 第5回幹事会において計画原案審議 ・ 9月25日 第6回協議会において計画原案審議
事務事業一元化関係 (調整班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月24日 S群決定 「条例、規則等の取扱い」「電算システム事業」 A群提案 「使用料、手数料の取扱い」「公共的団体の取扱い」 「上・下水道事業の取扱い」 <p>[次期提案項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月12日 B群提案「地方税の取扱い」「補助金、交付金等の取扱い」 「障害者福祉事業」「高齢者福祉事業」 <p>[今後の作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会で事務事業再調整作業（～7月末） ・ 合併協定項目議案調製作業（7月～11月） ・ 例規原案作成作業（7月～H16.3月） ・ 事務処理マニュアル作成作業（7月～H16.3月） ・ 地域情報化計画策定作業（7月～11月）

一部事務組合について

(参考：川西薩地区での協議経過)

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4 月 25 日	3 地区法定協 議会事務局意 見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・一部事務組合の現状 ・一部事務組合調整の考え方 ・調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係一部事務組合会議の開催 ・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 ・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請
5 月 28 日	3 法定協共催 一部事務組合 等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協概要及びスケジュール等 確認 ・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今 後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず組合構成市町村で協議を進める。 ・6 月中を目処に協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要
6 月 23 日	川西薩地区・薩 摩東部地区事 務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の考え方について ・一部事務組合調整の考え方 ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月 11 日は、解散ではなく 2 町（入来町、祁 答院町）の脱退である。 ・脱退、財産処分等については構成町すべての議 会の可決が必要である。 ・法的な手続きや法解釈の不明確な部分（解散、 消滅）財産処分や一部事務組合職員の取扱い等 について、県に照会し、今後調査していく。 ・お互いに知識、資料の交換を行う。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
6 月 30 日	入来町・祁答院 町・川西薩地区 法定合併協議 会事務局意見 交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・2 町の方針について ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的 問題点を整理し、協議していく。 ・一部事務組合は、すべて同列で協議するのでは なく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで 協議していく。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
7 月 4 日	川薩地区介護 保険組合担当 課長会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の概要及び現状等の説明 ・解散するとした場合の問題点 財産について (財政調整基金・公用車) 合併期日の時期のズレによる対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、課題問題点について、持ちより、協議す る。

協議経過 [川薩地区]

月 日	会議名	協議事項	確認事項
7月11日	禰答院地区消防組合議会全員協議会	[薩摩東部地区合併協議会] 禰答院地区消防組合の調整方針について	[禰答院地区消防組合での調整方針案] 「 禰答院町は、川薩地区新市施行の前日（平成 16 年 10 月 11 日）に禰答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。 財産処分、職員の処遇については、今後協議する。」 という管理者の方針が示された。 * 禰答院町分を抜粋
7月14日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	禰答院地区消防組合の調整方針について 今後のスケジュールについて	・ 禰答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。 ・ 他組合の調整についても、9 月提案を目処に共通のスケジュールにより作業を進める。 ・ 財産処分や職員の処遇については、複数案を提示し協議していく。（薩摩東部地区で資料は作成する。）
7月16日	薩摩郡東部衛生処理組合関係 5 町助役会議	これまでの協議経過 組合の基本方針について 協議スケジュールについて 協議事項について	・ 解散の考え方は、平成 16 年 10 月入来町・禰答院町の脱退、平成 17 年 1 月解散(消滅) ・ 一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会へ説明が必要であり、その判断材料となる資料作成が必要である。 ・ 合併の伴う問題については、幹事会及び担当係長で問題の整理を行い、今後の判断材料にしていく。 ・ 判断材料となる資料については、両地区で共有する。

(5) その他

・次回協議会の開催等について

会議名	日 程	会場	出席者
協議会予備日	7月31日(木) 午後1時30分~	ホテル太陽パレス (川内市)	と同じ
第2回幹事会	8月7日(木) 午後1時30分~	入来町文化ホール別館 (入来町)	幹事・・・助役 各専門部会長 各合併担当部課長 県オブザーバー
第3回協議会	8月12日(火) 午後1時30分~	ホテルグリーンヒル (樋脇町)	委員・・・首長、助役 議長、議員 学識経験者 県顧問
第3回小委員会	8月12日(火) 第3回協議会終了後	ホテルグリーンヒル (樋脇町)	小委員会委員(学識経験者)

合併協定項目 協議順

*本協議区分及び協議順は、予定であり今後の調整協議により変更される場合がある。

自治体の存立に関わる基本的な事項	群	幹事会 協議月日	提案		決定		専 門 部 会	分 科 会
			提案月	協議会	決定月	協議会		
1 1 合併の方式	基		7/10	第1回	7/10	第1回	(協議会事務局)	
2 2 合併の期日							(協議会事務局)	
3 4 新市の事務所の位置							(協議会事務局)	
4 11 条例、規則等の取扱い	S	7月3日	7/10	第1回	7/24	第2回	総務(全般)	文書法制・選挙・庁舎管理(関係分科会)
5 23 -3 電算システム							電算情報	電算情報
6 24 新市まちづくり計画			8/12	第3回	12/24	第11回	全般	関係分科会
7 14 使用料、手数料等の取扱い	A	7月17日	7/24	第2回	9/25	第6回	全般	関係分科会
8 15 公共的団体等の取扱い							全般	関係分科会
9 23 -18 上・下水道事業							上下水道	所属全分科会
10 8 地方税の取扱い	B	7月17日	8/12	第3回	9/25	第6回	総務	税務
11 16 補助金、交付金等の取扱い							全般	関係分科会
12 23 -10 障害者福祉事業							住民健康福祉	福祉
13 23 -11 高齢者福祉事業							住民健康福祉	福祉
14 5 財産の取扱い	C	8月7日	8/28	第4回	10/23	第8回	企画財政	管財
15 12 事務組織及び機構の取扱い							総務	事務管理
16 19 国民健康保険事業の取扱い							住民健康福祉	国保介護
17 20 介護保険事業の取扱い							住民健康福祉	国保介護
18 23 -12 児童福祉事業							住民健康福祉	福祉
19 17 町名・字名の取扱い	D	8月22日	9/11	第5回	10/23	第8回	企画財政	企画・男女共同参画
20 22 自治会・行政連絡機構の取扱い							企画財政	自治振興
21 23 -7 窓口業務							住民健康福祉(全般)	住民(全般)
22 23 -8 保健衛生事業							住民健康福祉	健康管理
23 23 -9 環境衛生事業							住民健康福祉	環境
24 13 一部事務組合等の取扱い	E	9月4日	9/25	第6回	11/27	第10回	総務/住民健康福祉/産業経済	関係分科会/一部事務組合
25 18 慣行の取扱い							総務(全般)	事務管理(全般)
26 21 消防団の取扱い							総務	消防防災
27 23 -1 男女共同参画事業							企画財政	企画・男女共同参画
28 23 -4 広報広聴関係事業							企画財政	広報
29 23 -5 消防防災関係事業							総務	消防防災
30 6 議会議員の定数及び任期の取扱い	F	9月18日	10/9	第7回	11/27	第10回	議会・監査	議会事務局
31 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い							産業経済部会	農業委員会
32 23 -2 姉妹都市・国際交流事業							企画財政	国際交流
33 23 -15 農林水産関係事業							産業経済	農林畜産/農業土木/水産/農業委員会/企業誘致/港振興
34 23 -22 情報公開制度							総務	文書法制・選挙・庁舎管理
35 23 -6 交通関係事業	G	10月2日	10/23	第8回	12/24	第11回	産業経済	商工業・運輸
36 23 -16 商工・観光関係事業							産業経済	商工業・運輸/観光イベント/宿泊施設
37 23 -17 建設関係事業							建設	所属全分科会
38 23 -19 学校教育事業							教育	教育総務・給食/学校教育/教育振興施設
39 23 -20 コミュニティ施策							教育/企画財政	社会教育/自治振興
40 23 -21 社会教育事業							教育	社会教育/文化振興/スポーツ振興/教育振興施設
41 3 新市の名称	H	10月16日	11/13	第9回	11/27	第10回	(協議会事務局)	(小委員会)
42 9 一般職の職員の身分の取扱い							総務	人事厚生
43 10 特別職の身分の取扱い							総務	人事厚生
44 23 -13 生活保護事業							住民健康福祉	福祉
45 23 -14 その他の福祉事業							住民健康福祉	福祉
46 23 -23 その他事業							全般	財政/会計/契約/監査

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
7	3	木	13:30			・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	設置会議 第1回協議会 第1回小委員会	・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案	・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第1回幹事会		・合併協定項目 A, B 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	24	木	13:30	第2回協議会 第2回小委員会	・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について	・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			ホテル太陽パ レス
8	7	木	13:30	第2回幹事会	新市まちづくり計画原案提案	・合併協定項目 C 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第3回協議会 第3回小委員会	・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について	・合併協定項目 B 群提案	樋脇町 ホテル グリーンヒル
	22	金	13:30	第3回幹事会		・合併協定項目 D 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第4回協議会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
9	4	木	13:30	第4回幹事会		・合併協定項目 E 群提案	川内市役所6 階大会議室
	11	木	13:30	第5回協議会		・合併協定項目 D 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第5回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	25	木	13:30	第6回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	29	月	13:30	第4回小委員会	・新市名称20点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
10	2	木	13:30	第6回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 G 群提案	川内市役所 6階大会議室
	9	木	13:30	第7回協議会	・新市まちづくり計画原案審議 ・新市名称小委員会中間報告 (20点程度)	・合併協定項目 F 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	16	木	13:30	第7回幹事会		・合併協定項目 H 群提案	里村 中央公民館
	24	金	13:30	第8回協議会		・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	27	月	13:30	第5回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	30	木	13:30	協議会 予備日			(未定)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
11	6	木	13:30	第8回幹事会	・新市まちづくり計画修正原案提案		川内市 おおとり荘
	13	木	13:30	第9回協議会	・新市まちづくり計画修正原案提案	・合併協定項目 H群提案 ・新市の名称について提案(5点程度)	榑脇町ホテル グリーンヒル
	20	木	13:30	第9回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	27	木	13:30	第10回協議会 第6回小委員会	・新市まちづくり計画案決定 ・優秀賞の決定(小委員会)	・合併協定項目 E, F群決定 ・新市の名称について決定 (候補1点)	川内市ホテル 太陽パレス
12	4	木	13:30	幹事会予備			川内市役所 6階大会議室
	11	木	13:30	協議会予備			川内市ホテル 太陽パレス
	18	木	13:30	第10回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町文化ホ ール別館
	24	水	13:30	第11回協議会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定	・合併協定項目 G, H群決定	川内市 ホテル太陽 パレス
1	8	木	13:30	第11回幹事会			東郷町アミテ ィプラザ東郷
	15	木	13:30	第12回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	榑脇町ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第12回幹事会		↑ 各市町村 住民説明会 ↓	川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	13:30	第13回協議会	・合併協定書(案)審議		
2	5	木	13:30	第13回幹事会			川内市 おおとり荘
	12	木	13:30	第14回協議会	・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】	・住民説明会 報告	川内市ホテル 太陽パレス
	19	木	13:30	第14回幹事会			祁答院町 農村環境改善 センター
	26	木	13:30	第15回協議会			祁答院町 いこいの村 いむた池
3	4	木	13:30	幹事会予備			(未定)
	11	木	13:30	協議会予備			(未定)
	18	木	13:30	第15回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第16回協議会	・各市町村 議決		川内市ホテル 太陽パレス
4	1	木	13:30	第16回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第17回協議会			榑脇町ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	第17回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	22	木	13:30	第18回協議会			川内市ホテル 太陽パレス